

令和3年度

## 包括外部監査の結果報告書

「市税等に係る事務の執行について」

令和4年3月

福井市包括外部監査人

藤井 宏澄

第1章 包括外部監査の概要 .....	1
1. 監査の種類 .....	1
2. 選定した特定の事件（テーマ） .....	1
3. 事件（テーマ）を選定した理由 .....	1
4. 監査の着眼点 .....	1
5. 監査対象年度 .....	2
6. 監査対象所属及び監査対象税目 .....	2
7. 監査の実施期間 .....	2
8. 包括外部監査人の補助者 .....	2
9. 利害関係 .....	2
10. その他 .....	3
第2章 監査対象の概要 .....	4
1. 税務三課の組織 .....	4
2. 市税の状況 .....	5
3. 税務三課における歳出の状況 .....	11
4. 市税の種類及び概要 .....	11
第3章 監査の結果 .....	16
監査結果のまとめ .....	16
I 市民税課 .....	17
1. 概要 .....	17
2. 歳入の推移 .....	19
3. 歳出の推移 .....	20
4. 目標管理と達成状況について .....	21
5. 実施した歳出のサンプルテストとその結果 .....	22
6. 市税概要 .....	23
I-1. 個人市民税 .....	24
1. 歳入等の推移 .....	24
2. 税の概要 .....	24
3. 事務手続の概要 .....	24
4. 納税義務者 .....	29
5. 税額の算定方法 .....	30
6. 納税方法の種別 .....	36
7. 実施したサンプルテストとその結果 .....	38
8. 監査の結果 .....	38
I-2. 法人市民税 .....	40
1. 歳入等の推移 .....	40

2.	税の概要	40
3.	事務手続の概要	40
4.	納税義務者	44
5.	税額の算定方法	46
6.	納付方法の種別	48
7.	電子化（eLTAX）への対応と推進方法	48
8.	実施したサンプルテストとその結果	49
9.	監査の結果	50
I - 3.	軽自動車税	52
1.	歳入等の推移	52
2.	税の概要	52
3.	事務手続の概要	53
4.	納税義務者	55
5.	税率	57
6.	納付方法	60
7.	実施したサンプルテストとその結果	60
8.	監査の結果	61
I - 4.	市たばこ税	62
1.	歳入等の推移	62
2.	税の概要	62
3.	事務手続の概要	64
4.	納税義務者	65
5.	税額の算定方法	65
6.	納付方法	65
7.	実施した監査手続	65
8.	監査の結果	66
I - 5.	入湯税	67
1.	歳入等の推移	67
2.	税の概要	67
3.	事務手続の概要	67
4.	納税義務者	67
5.	課税免除	67
6.	税額の算定方法	68
7.	納付方法	68
8.	監査の結果	68
II	資産税課	69

1. 概要	69
2. 歳入の推移	72
3. 歳出の推移	72
4. 目標管理と達成状況について	73
5. 実施した歳出のサンプルテストとその結果	75
II-1. 固定資産税及び都市計画税	76
1. 歳入等の推移	76
2. 税の概要	76
3. 事務手続の概要	77
4. 納税義務者	79
5. 税額の算定方法	79
6. 非課税制度	82
7. 減免制度	84
8. 固定資産の価格等の縦覧及び閲覧	86
9. 実施したサンプルテストとその結果	87
10. 監査の結果	88
II-2. 国有資産等所在市町村交付金	101
1. 歳入等の推移	101
2. 交付金の概要	101
3. 交付金の額	101
4. 監査の結果	101
II-3. 特別土地保有税	102
1. 税の概要	102
2. 監査の結果	102
III 納税課（債権管理室）	103
1. 概要	103
2. 歳入の推移	107
3. 歳出の推移	107
4. 実施した歳出のサンプルテストとその結果	109
5. 目標管理と達成状況について	110
6. 業務の概要	111
7. 納税義務者の転入出	114
8. 管理対象債権	117
9. 収納額と収納率、滞納繰越分割合の推移	121
10. 収納率、滞納繰越分割合についての他との比較	126
11. 収納方法	128

1 2. 納税組合 .....	131
1 3. 現金収納 .....	134
1 4. 延滞金 .....	135
1 5. 督促 .....	137
1 6. 催告 .....	140
1 7. 分納 .....	142
1 8. 差押他 .....	145
1 9. 不納欠損額 .....	150
2 0. 福井県地方税滞納整理機構 .....	154
2 1. 還付 .....	155
2 2. 納税証明 .....	159

## 第1章 包括外部監査の概要

### 1. 監査の種類

地方自治法第252条の37第1項に基づく包括外部監査である。

### 2. 選定した特定の事件（テーマ）

市税等に係る事務の執行について

### 3. 事件（テーマ）を選定した理由

福井市は、平成29年度決算において一般会計の実質収支が赤字となったことを受け、「福井市財政再建計画」を策定した。その中で、平成29年度の経常収支比率が平成19年度に比べ6.9ポイント悪化していることから、財政の硬直化が進行していることを指摘しており、収支均衡した財政構造の確立と、計画的な財政調整基金の積立を目標として、具体的な取組項目を定めている。

このうち、「歳入の確保」へ向けた取組項目の一つとして「市税収入の確保」が挙げられている。新型コロナウイルス感染症の影響もあり今後市税収入の確保は困難が予想される中、公平性を確保しながら効果的、効率的かつ経済的に市税収入の確保を計ることは重要であると考える。

以上により、市税等に係る事務の執行について検証することは、住民の福祉の向上、福井市の効果的、効率的な行財政運営に資するものと判断し、本テーマを選定した。

### 4. 監査の着眼点

市税等に係る事務の執行を担当する市民税課、資産税課、納税課（債権管理室含む）、いわゆる税務三課の事務の執行について、法令等に準拠した上で効果的、効率的かつ経済的に実施されているかを検討する。なお、具体的な着眼点は以下の通りである。

#### （1）3Eの観点

・市税等の事務について、経済性、効率性、有効性の観点から適切に実施されているか。

#### （2）合規性

・法令、規則、会計事務の手引き等の内規に沿って、適切に手続きが実施されているか。

#### （3）公平性

・市税等の事務について、公平性が確保されているか。

#### (4) 組織体制

- ・ 税務三課の組織は適切かつ効率的な体制となっているか。
- ・ 税務三課間の連携は適切に実施されているか。
- ・ 市税に関連する情報システムが適切かつ効率的に運用されているか。

### 5. 監査対象年度

令和2年度（必要に応じその他の年度も対象とした。）

### 6. 監査対象所属及び監査対象税目

#### (1) 監査対象所属

No	監査対象所属
I	市民税課
II	資産税課
III	納税課（債権管理室含む）

#### (2) 監査対象税目

No	監査対象税目	担当所属
I-1	個人市民税	市民税課
I-2	法人市民税	市民税課
I-3	軽自動車税	市民税課
I-4	市たばこ税	市民税課
I-5	入湯税	市民税課
II-1	固定資産税及び都市計画税	資産税課
II-2	国有資産等所在市町村交付金	資産税課
II-3	特別土地保有税	資産税課

### 7. 監査の実施期間

令和3年5月21日から令和4年3月11日まで

### 8. 包括外部監査人の補助者

武田 敦（公認会計士）、武田 さおり（公認会計士）、斎藤 栄慶（公認会計士）、木野 仁彦（公認会計士）、木綿 小矢佳（事務補助者）

### 9. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、包括外部監査人と福井市との間には、地方自治法第252条の29に規定されている利害関係はない。

## 10. その他

### (1) 用語について

- ①指摘事項：法令や規則に対する逸脱事項（軽微なものを除く）や重大な非効率、不経済な事象に対する外部監査人の意見である。
- ②意見：指摘事項とはならない法令や規則に対する軽微な逸脱事項や軽微な非効率、不経済な事象に対する外部監査人の意見もしくは提案や所感である。
- ③3E：Economy（経済性）、Efficiency（効率性）、Effectiveness（有効性）を示した用語であり、包括外部監査において最も重視している視点である。

### (2) 金額について

千円未満については原則切り捨てとしている。しかし、一部福井市が作成した資料をそのまま利用しているため、その他の方法となっている箇所もあるが重要性はないと判断し修正は行っていない。そのため、合計金額が一致しない場合がある。



## 第2章 監査対象の概要

### 1. 税務三課の組織

税務三課は財政部税務事務所に属しており、その組織の概要は以下の通りである。

(令和2年4月1日現在)

課	係等	人員
税務事務所長		1名
市民税課	課長、副課長、課長補佐	3名
	税制・管理係	3名
	個人住民税1係	9名
	個人住民税2係	7名
	法人・軽自係	4名
	計	26名
資産税課	課長、副課長、課長補佐	3名
	償却・管理係	7名
	土地係	12名
	家屋係	13名
	計	35名
納税課	課長、副課長、課長補佐	3名
	管理・庶務係	13名
	企画係	3名
	現年係	6名
	過年1係	7名
	過年2係	6名
	福井県地方税滞納整理機構※1	2名
	債権管理室室長	1名
	債権管理室 ※2	5名
	計	44名
合計	106名	

※1：福井県地方税滞納整理機構は、県と17市町が共同して地方税の徴収体制を強化することを目的として、平成21年3月18日に設立された法令に基づかない任意の組織である。

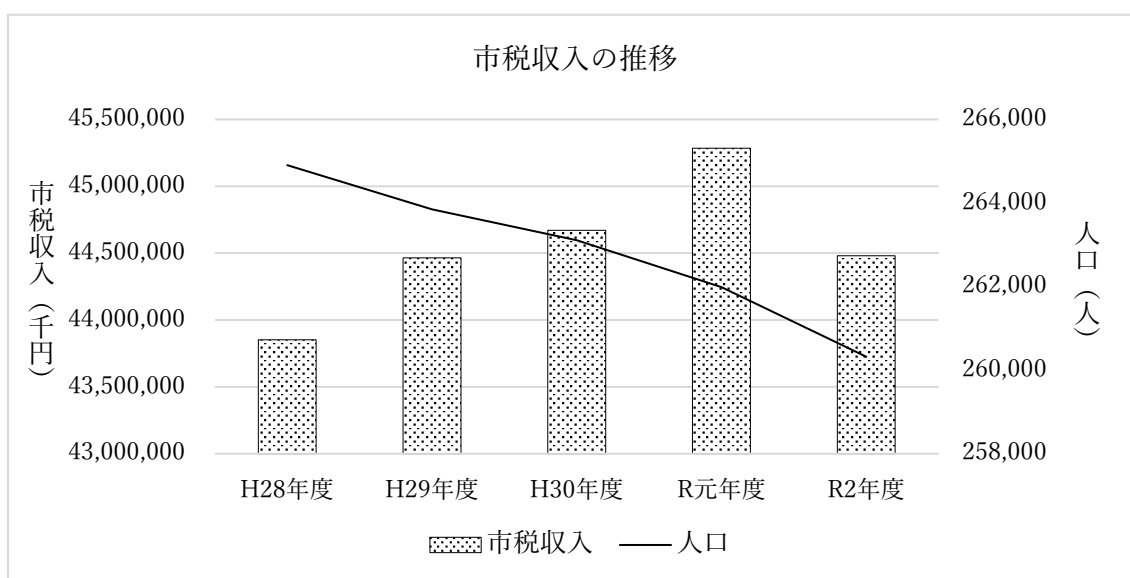
※2：うち2名は過年係を兼務

## 2. 市税の状況

### (1) 市税の概況

平成 20 年度に 476 億円であった市税収入は平成 20 年のリーマンショック以降減少し、その後若干回復しているものの現在も平成 20 年度の水準には戻っておらず、令和 2 年度の市税収入は 444 億円となっている。最近 5 年間の市税収入の推移は以下の通りである。

項目	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度	R2 年度
人口 (人)	264,906	263,847	263,109	261,986	260,322
市税収入 (千円)	43,851,954	44,465,038	44,670,511	45,284,461	44,480,240
人口当たり税収 (円)	165,538	168,526	169,779	172,851	170,866
税務職員 (人)	89	85	89	88	89
税務職員一人当たり人口 (人)	2,976	3,104	2,956	2,977	2,924
税務職員一人当たり税収 (千円)	492,719	523,118	501,916	514,596	499,778



#### コメント

新型コロナウイルスの感染拡大の影響があったと考えられる令和 2 年度を除き、市税収入は増加しており、市民一人当たりの税収も増加している。

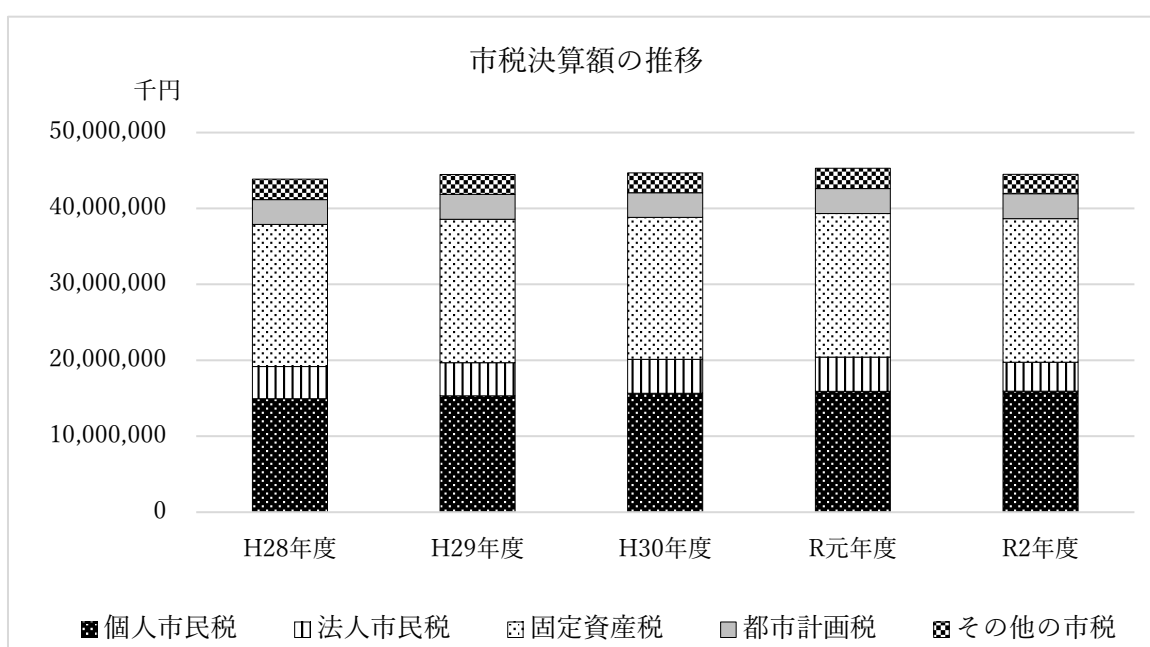
人口減少に伴い、税務職員数も減少しており、税務職員一人当たりの人口は平成 29 年度に増加しているものの、概ね 3,000 人前後で推移している。また、税務職員一人当たり税収についても概ね 500,000 千円で推移しており、大きな変動はない。

## (2) 市税決算額の主な税目別推移

最近5年間の市税決算額の推移は以下の通りである。

単位：千円

種別	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度
個人市民税	14,941,871	15,310,401	15,649,378	15,901,783	15,934,354
法人市民税	4,230,802	4,371,706	4,477,046	4,509,132	3,809,638
固定資産税	18,712,340	18,885,165	18,676,340	18,908,708	18,897,554
都市計画税	3,270,384	3,287,120	3,250,382	3,286,929	3,286,673
その他の市税	2,696,557	2,610,646	2,617,365	2,677,909	2,552,021
合計	43,851,954	44,465,038	44,670,511	45,284,461	44,480,240



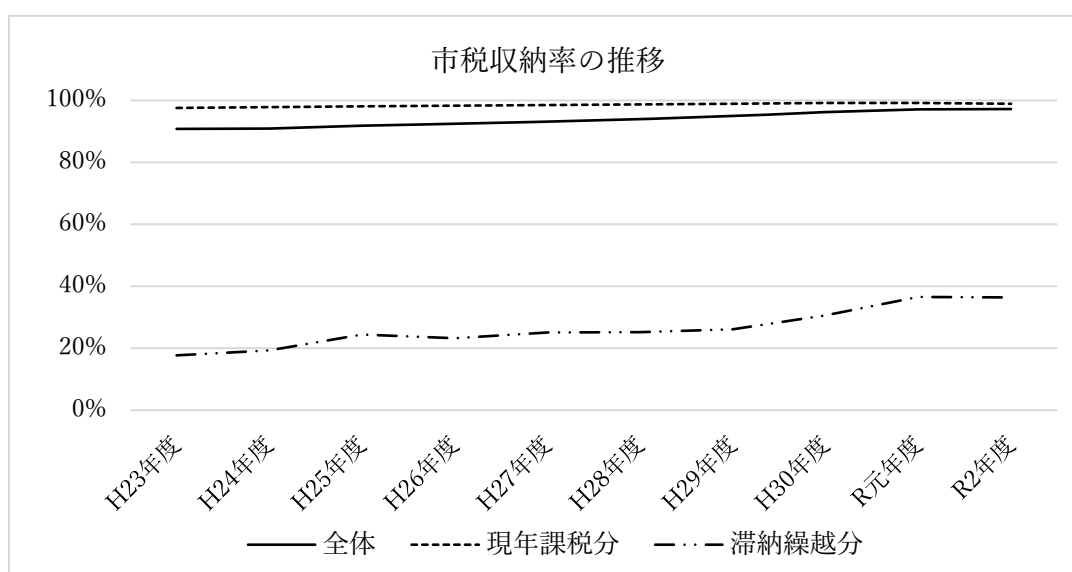
### コメント

新型コロナウイルスの感染拡大や税率改正の影響により、令和2年度の法人市民税の決算額が令和元年度に比べ699,494千円(15.5%)減少していること以外は、大きな増減はない。また、個人市民税、法人市民税については令和2年度を除き増加傾向にあった。

### (3) 市税収納率の推移

最近 10 年間の市税収納率の推移は以下の通りである。

項目	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元 年度	R2 年度
全体	90.8%	90.9%	91.8%	92.4%	93.2%	93.9%	95.0%	96.2%	97.1%	97.2%
現年課税分	97.6%	97.8%	98.1%	98.3%	98.5%	98.7%	98.9%	99.2%	99.2%	98.9%
滞納繰越分	17.7%	19.3%	24.4%	23.2%	25.1%	25.2%	26.1%	30.6%	36.6%	36.4%



過去 5 年間の近隣県の中核市における市税収納率の推移は以下の通りである。

地方公共団体名	項目	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度	R2 年度
金沢市	全体	95.3%	96.2%	96.8%	97.3%	96.7%
	現年課税分	99.1%	99.1%	99.3%	99.3%	98.5%
	滞納繰越分	22.3%	26.2%	30.2%	28.7%	29.1%
富山市	全体	94.3%	94.9%	95.4%	95.7%	95.4%
	現年課税分	98.9%	99.0%	99.1%	99.1%	98.5%
	滞納繰越分	18.1%	20.8%	21.6%	21.8%	21.1%
岐阜市	全体	93.1%	93.7%	94.5%	95.0%	95.2%
	現年課税分	98.4%	98.6%	98.7%	98.8%	98.7%
	滞納繰越分	23.6%	24.7%	25.3%	26.1%	24.1%
大津市	全体	95.1%	95.3%	95.6%	95.8%	95.0%
	現年課税分	98.9%	98.9%	99.0%	98.9%	98.1%
	滞納繰越分	20.1%	21.6%	22.8%	21.8%	23.9%

(出典) 金沢市令和 3 年度市税概要、富山市税務概要令和 3 年度版、岐阜市市税概要令和 3 年度版、大津市令和 3 年度市税概要

コメント

収納率について、個人市民税の特別徴収の推進などの取組により年々向上しており、令和2年度には新型コロナウイルスの感染拡大の影響が若干あったものの、97.2%と過去10年間で最高値であった。また、課税対象別で見ると、現年課税分が98.9%、滞納繰越分が36.4%といずれも過去最高であった令和元年度とほぼ同じ水準である。特に現年課税分はここ数年ほぼ99%に達しており、かなり高いことがわかる。また、市税全体の収納率の水準は近隣の中核市と比べても高い。

(4) 徴税費の推移

過去5年間の福井市における徴税費の推移は以下の通りである。

単位：千円

項目		H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度
税 収 入 額	1.市税	43,851,954	44,465,038	44,670,511	45,284,461	44,480,240
	2.個人県民税	9,845,087	10,088,861	10,313,345	10,481,158	10,501,976
	3.合計	53,697,041	54,553,899	54,983,856	55,765,619	54,982,216
徴 税 費	4.人件費	517,937	520,453	529,795	567,810	600,117
	5.需用費	23,476	21,912	20,909	20,793	9,729
	6.報償金等	18,773	17,738	16,712	15,775	15,556
	7.その他	393,775	338,079	346,938	410,426	381,700
	8.合計	953,961	898,182	914,354	1,014,804	1,007,102
9.県民税徴収取扱費		428,887	429,533	438,921	440,297	442,034
10. (8-9)		525,074	468,649	475,433	574,507	565,068
11. 税 収 入 に 対 す る 徴 税 費 の 割 合	(8÷3)	1.8%	1.6%	1.7%	1.8%	1.8%
	(10÷1)	1.2%	1.1%	1.1%	1.3%	1.3%
徴税職員数		89人	85人	89人	88人	89人
職員一人当たりの人件費		5,820	6,123	5,953	6,452	6,743
人口		264,906人	263,847人	263,109人	261,986人	260,322人
職員一人当たりの人口		2,976人	3,104人	2,956	2,977	2,924

徴税費の中で大きな割合を占めているのは人件費である。全体に占める人件費の割合は以下の通りとなっている。

単位：千円

項目	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度	R2 年度
人件費 A	517,937	520,453	529,795	567,810	600,117
徴税費合計 B	953,961	898,182	914,354	1,014,804	1,007,102
A÷B	54.3%	57.9%	57.9%	56.0%	59.6%

#### コメント

税収入に対する徴税費の割合に大きな変動はないものの、令和元年度より職員一人当たりの人件費が増加しており、人件費総額も増加している。

近隣県の中核市における税収入に対する徴税費の割合の指標  
税収入に対する徴税費の割合（全体）

地方公共団体名	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度	R2 年度
福井市	1.8%	1.6%	1.7%	1.8%	1.8%
金沢市	1.3%	1.2%	1.2%	1.2%	1.2%
富山市	—	1.6%	1.6%	1.7%	1.6%
岐阜市	—	—	—	—	—
大津市	1.7%	1.4%	1.4%	1.6%	1.5%

（出典）金沢市令和 3 年度市税概要、富山市税務概要令和 3 年度版、岐阜市市税概要令和 3 年度版（岐阜市は記載がなかった）、大津市令和 3 年度市税概要

#### コメント

税収入に対する徴税費の割合（全体）について、福井市は富山市と同程度であるが、金沢市や大津市よりは割高となっている。

税収入に対する徴税費の割合（個人県民税に係る部分を除く）

地方公共団体名	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度	R2 年度
福井市	1.2%	1.1%	1.1%	1.3%	1.3%
金沢市	0.7%	0.6%	0.6%	0.6%	0.6%
富山市	—	1.1%	1.0%	1.2%	1.0%
岐阜市	—	—	—	—	—
大津市	1.2%	0.8%	0.7%	1.1%	0.9%

（出典）金沢市令和 3 年度市税概要、富山市税務概要令和 3 年度版、岐阜市市税概要令和 3 年度版（岐阜市は記載がなかった）、大津市令和 3 年度市税概要

コメント

税収入に対する徴税費の割合（個人県民税に係る部分を除く）について、福井市は富山市と同程度であるが、金沢市や大津市よりは割高となっている。

**（５）不納欠損の推移**

過去５年間の福井市及び近隣県の中核市における不納欠損の推移は以下の通りである。

単位：千円

項目	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度	R2 年度
福井市					
調定額 A	46,720,588	46,811,582	46,425,553	46,618,718	45,769,313
不納欠損額 B	326,960	316,605	204,701	92,287	123,770
不納欠損率 B÷A	0.70%	0.68%	0.44%	0.20%	0.27%
金沢市					
調定額 A	84,339,566	83,819,071	84,782,702	85,982,505	85,057,419
不納欠損額 B	580,684	253,886	298,817	217,243	133,326
不納欠損率 B÷A	0.69%	0.30%	0.35%	0.25%	0.16%
富山市					
調定額 A	76,727,169	77,292,220	78,514,515	78,214,906	77,369,953
不納欠損額 B	330,509	164,917	172,350	251,842	179,538
不納欠損率 B÷A	0.43%	0.21%	0.22%	0.32%	0.23%
岐阜市					
調定額 A	70,978,738	70,401,963	70,391,342	70,658,897	69,892,231
不納欠損額 B	299,954	376,692	229,579	203,284	267,438
不納欠損率 B÷A	0.42%	0.54%	0.33%	0.29%	0.38%
大津市					
調定額 A	52,372,978	52,897,933	53,325,169	54,313,451	54,009,481
不納欠損額 B	135,568	139,882	155,008	98,613	73,575
不納欠損率 B÷A	0.26%	0.26%	0.29%	0.18%	0.14%

コメント

税金の徴収という特殊な業務を担当するため公平性も高い水準が求められる。高い公平性を保つためには「不納欠損率」は低く抑える必要がある。福井市における不納欠損率を近隣府県の中核市と比較すると平成 28 年度から平成 30 年度は高かったものの、令和元年度以降は他市と同程度の水準となっている。

### 3. 税務三課における歳出の状況

#### (1) 歳出の推移

単位：千円

課	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
市民税課	259,506	239,207	277,131
資産税課	51,995	126,533	63,914
納税課	73,448	81,252	80,184
合計	384,950	446,994	421,229

#### コメント

令和元年度における資産税課での歳出の増加は委託料の増加によるものである。主な増加内容は、令和 3 年基準年度評価替えに係る標準宅地鑑定業務委託であり、3 年に一度実施すべき業務によるものである。

令和 2 年度における市民税課における歳出の増加は委託料及び償還金、利子及び割引料の増加によるものである。委託料の主な増加内容は福井市総合行政情報システム(e-Nais)・イメージ管理システムの税制改正対応のための大幅な改修である。

### 4. 市税の種類及び概要

#### (1) 現行地方税法の法定税の種類

種類	概要	税目
一定税率	地方団体にそれ以外の税率を定めることを許さない税率。	市町村たばこ税 特別土地保有税 事業所税
標準税率	制限税率有 地方団体が課税する場合に通常よるべき税率が定められた上で、制限税率が定められている税率。	市町村民税（法人均等割） 市町村民税（法人法人税割） 軽自動車税 鉱産税
	制限税率無 地方団体が課税する場合に通常よるべき税率。	市町村民税（個人均等割） 市町村民税（個人所得割） 固定資産税
任意税率	制限税率有 地方団体が税率を定めるに当たって、それを超えることができない税率。	都市計画税
	制限税率無 地方税法において税率を定めず、地方団体に税率設定を委ねている税率。	水利地益税 共同施設税 宅地開発税
その他	—	入湯税



(2) 福井市における市税の種類及び概要

税目	納税義務者	課税標準及び税率	標準税率との差異
市民税 (個人)	市内に住所を有する個人 市内に事務所、事業所または家屋敷がある個人で、市内に住所のない人 (均等割のみ)	所得割 6% 均等割 3,500 円	無
市民税 (法人)	市内に事務所や事業所などがある法人 市内に寮、宿泊所、クラブなどがある法人(均等割のみ) 公益法人などで収益事業を行わないもの(均等割のみ)	法人税割 8.4% 均等割 第1号 60,000 円 第2号 144,000 円 第3号 156,000 円 第4号 180,000 円 第5号 192,000 円 第6号 480,000 円 第7号 492,000 円 第8号 2,100,000 円 第9号 3,600,000 円	有 制限税率が適用されている。
固定資産税 (土地・家屋)	土地・家屋の所有者	基準年度の価格又は、基準年度の価格に比 準 1.4%	無
固定資産税 (償却資産)	償却資産の所有者	賦課期日における価格 1.4%	無
軽自動車税 (種別割)	原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車の所有者	原動機付自転車 総排気量(又は定格出力) 0.05kl(0.6kw)以下 2,000 円 0.05kl(0.6kw)超 0.09kl(0.8kw)以下 2,000 円 0.09kl(0.8kw)超 2,400 円 ミニカー 3,700 円 軽自動車 二輪のもの 3,600 円 三輪のもの 3,900 円 四輪以上のもの 乗用 営業用 6,900 円 自家用 10,800 円 貨物 営業用 3,800 円 自家用 5,000 円 小型特殊自動車 農耕作業用 2,000 円 その他のもの 5,900 円 二輪の小型自動車 6,000 円	無

税目	納税義務者	課税標準及び税率	標準税率との差異																																								
軽自動車税 (環境性能割)	新車又は中古車の取得者	<p>自動車の取得価格に以下の割合を乗じた額</p> <p>乗用車</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">車両区分</th> <th colspan="2">税率</th> </tr> <tr> <th>自家用</th> <th>営業用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気自動車</td> <td>0%</td> <td>0%</td> </tr> <tr> <td>2020年度燃費基準+10%達成</td> <td>0%</td> <td>0%</td> </tr> <tr> <td>2020年度燃費基準達成</td> <td>0%</td> <td>0.5%</td> </tr> <tr> <td>平成27年度燃費基準+10%達成</td> <td>1%</td> <td>1%</td> </tr> <tr> <td>以外の車</td> <td>1%</td> <td>2%</td> </tr> </tbody> </table> <p>軽車両(車両総重量 2.5t 以下のトラック等)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">車両区分</th> <th colspan="2">税率</th> </tr> <tr> <th>自家用</th> <th>営業用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気自動車</td> <td>0%</td> <td>0%</td> </tr> <tr> <td>平成27年度燃費基準+20%達成</td> <td>0%</td> <td>0%</td> </tr> <tr> <td>平成27年度燃費基準+15%達成</td> <td>1%</td> <td>0.5%</td> </tr> <tr> <td>平成27年度燃費基準+10%達成</td> <td>2%</td> <td>1%</td> </tr> <tr> <td>以外の車</td> <td>2%</td> <td>2%</td> </tr> </tbody> </table>	車両区分	税率		自家用	営業用	電気自動車	0%	0%	2020年度燃費基準+10%達成	0%	0%	2020年度燃費基準達成	0%	0.5%	平成27年度燃費基準+10%達成	1%	1%	以外の車	1%	2%	車両区分	税率		自家用	営業用	電気自動車	0%	0%	平成27年度燃費基準+20%達成	0%	0%	平成27年度燃費基準+15%達成	1%	0.5%	平成27年度燃費基準+10%達成	2%	1%	以外の車	2%	2%	無
車両区分	税率																																										
	自家用	営業用																																									
電気自動車	0%	0%																																									
2020年度燃費基準+10%達成	0%	0%																																									
2020年度燃費基準達成	0%	0.5%																																									
平成27年度燃費基準+10%達成	1%	1%																																									
以外の車	1%	2%																																									
車両区分	税率																																										
	自家用	営業用																																									
電気自動車	0%	0%																																									
平成27年度燃費基準+20%達成	0%	0%																																									
平成27年度燃費基準+15%達成	1%	0.5%																																									
平成27年度燃費基準+10%達成	2%	1%																																									
以外の車	2%	2%																																									
市たばこ税	小売販売業者に対する売渡し又は消費者等へ売渡す製造たばこの製造者・特定販売業者又は卸売販売業者	売渡し等に係る製造たばこの合計本数 1,000本当り 6,122円 (令和2年9月30日までは5,692円)	一定税率																																								
都市計画税	土地・家屋の所有者	土地および家屋に係る固定資産税の課税標準となるべき価格 0.3%	任意税率																																								
入湯税	鉱泉浴場における入湯客	入湯客1人1日 100円	有 標準課税は150円																																								

上記全ての税目について包括外部監査の対象とした。なお福井市では、原則的に標準税率を適用しているが、法人市民税のみ制限税率が適用されている。なお、福井県内では高浜町を除くすべての市町において制限税率が適用されている。また、入湯税について、従前より標準税率より低い100円が適用されていたが、福井市財政再建計画での方針通り、150円に税率を上げている。なお、当初は令和2年10月1日から改正予定であったが、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮して6か月延長し令和3年4月1日から新税率が適用されている。

### (3) 法定外税

地方公共団体は地方税法に定める税目（法定税）以外に、条例により税目を新設することができる。これを「法定外税」という。

平成12年4月の地方分権一括法による地方税法の改正により、法定外普通税の許可制が同意を要する協議制に改められるとともに、新たに法定外目的税が創設された。また、平成16年度税制改正により、既存の法定外税について、税率の引下げ、廃止、課税期間の短縮を行う場合には総務大臣への協議・同意の手続が不要となったほか、特定の納税義務者に係る税収割合が高い場合には、条例制定前に議会でその納税者の意見を聴取する制度が創設された。

また、次のいずれかが該当すると認める場合を除き、総務大臣はこれに同意しなければならないとされている。（地方税法第261条、第671条、第733条）

- ① 国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること
- ② 地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること
- ③ ①及び②のほか、国の経済施策に照らして適当でないこと

令和3年4月1日時点において、法定外普通税、法定外目的税として徴収されているものは次の通りである。

#### ア. 法定外普通税（都道府県）

税目	都道府県
石油価格調整税	沖縄県
核燃料税	福井県、愛媛県、佐賀県、島根県、静岡県、鹿児島県、宮城県、新潟県、北海道、石川県
核燃料等取扱税	茨城県
核燃料物質等取扱税	青森県

#### イ. 法定外普通税（市区町村別）

税目	市区町村
別荘等所有税	熱海市（静岡県）
砂利採取税	山北町（神奈川県）
歴史と文化の環境税	太宰府市（福岡県）
使用済核燃料税	薩摩川内市（鹿児島県）、伊方町（愛媛県）、柏崎市（新潟県）
狭小住戸集合住宅税	豊島区（東京都）
空港連絡橋利用税	泉佐野市（大阪府）

ウ. 法定外目的税（都道府県）

税目	都道府県
産業廃棄物税等	三重県、島根県、岡山県、広島県、青森県、岩手県、秋田県、滋賀県、奈良県、新潟県、山口県、宮城県、京都府、島根県、福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、鹿児島県、宮崎県、熊本県、福島県、愛知県、沖縄県、北海道、山形県、愛媛県
宿泊税	東京都、大阪府、福岡県
乗鞍環境保全税	岐阜県

エ. 法定外目的税（市区町村別）

税目	市区町村
遊漁税	富士河口湖町（山梨県）
環境未来税	北九州市（福岡県）
使用済核燃料税	柏崎市（新潟県）、玄海町（佐賀県）
環境協力税等	伊是名村（沖縄県）、伊平屋村（沖縄県）、渡嘉敷村（沖縄県）、座間味村（沖縄県）
開発事業等緑化負担税	箕面市（大阪府）
宿泊税	京都市（京都府）、金沢市（石川県）、倶知安町（北海道）、福岡市（福岡県）、北九州市（福岡県）

法定外税について、福井市においても、過去に検討されたことはあるものの、現状導入はされていない。

### 第3章 監査の結果

#### 監査結果のまとめ

指摘及び意見の数は以下の通りである。

単位：件

No	監査項目	指摘	意見
I	市民税課	—	2
I-1	個人市民税	—	5
I-2	法人市民税	—	7
I-3	軽自動車税	—	—
I-4	市たばこ税	—	1
I-5	入湯税	—	1
市民税課合計		—	16
II	資産税課	—	1
II-1	固定資産税及び都市計画税	—	18
II-2	国有資産等所在市町村交付金	—	—
II-3	特別土地保有税	—	—
資産税課合計		—	19
III	納税課	—	16
納税課合計		—	16
合計		—	51

## I 市民税課

### 1. 概要

市民税課は個人の市県民税及び法人の市民税、軽自動車税、市たばこ税並びに入湯税の賦課を行うことを主な業務としている。

また、税務事務所の総括として市税の動向を把握し、予算や決算及び税務諸統計並びに税制改正等に伴う市税関連の条例改正を行うほか、固定資産評価審査委員会の事務、租税教育の推進、その他税制に関する事務を業務としている。

令和2年度の重点取組事項として以下を掲げている。

#### (1) 適正で公平な賦課

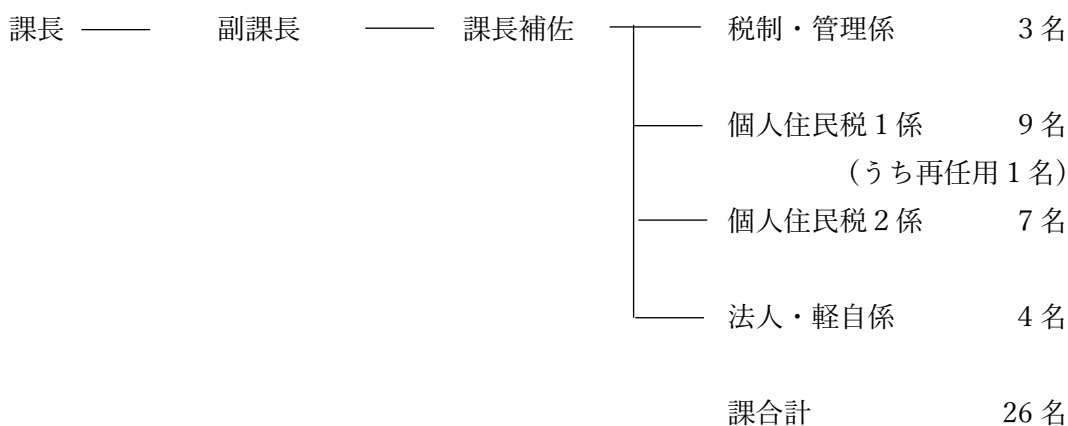
個人及び法人の収入状況や軽自動車の所有について正確に把握し、適正で公平な賦課を行う。

#### (2) 条例改正及び市税の予算・決算の的確な実施

毎年実施される税制改正の内容を把握し条例改正を行うとともに、市税の動向を捉え、次年度の市税収入見込みを的確に行う。

### (1) 組織の概要（令和2年4月1日現在）

#### ① 組織図



#### ② 職員の状況

職位	人員数
課長	1人
副課長	1人
課長補佐	1人
主幹	3人
副主幹	5人
主査	5人
主事	10人

③ 人員構成と推移

i) 年齢別

項目	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度	R2 年度
30 歳未満	7 人	6 人	7 人	5 人	6 人
30 歳以上 40 歳未満	8 人	9 人	8 人	8 人	9 人
40 歳以上 50 歳未満	4 人	4 人	6 人	8 人	7 人
50 歳以上	2 人	2 人	2 人	4 人	4 人
合計	21 人	21 人	23 人	25 人	26 人
平均年齢	35.5 歳	36.4 歳	33.2 歳	35.1 歳	33.7 歳

ii) 税務事務経験年数別

項目	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度	R2 年度
1 年未満	3 人	3 人	8 人	5 人	5 人
1 年以上 2 年未満	5 人	3 人	2 人	7 人	6 人
2 年以上 3 年未満	2 人	5 人	3 人	1 人	7 人
3 年以上 5 年未満	6 人	6 人	3 人	2 人	1 人
5 年以上 10 年未満	5 人	4 人	7 人	8 人	7 人
10 年以上	0 人	0 人	0 人	2 人	0 人
合計	21 人	21 人	23 人	25 人	26 人
平均年数	2.7 年	2.8 年	2.5 年	2.9 年	2.7 年

iii) 臨時的任用職員数

項目	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度	R2 年度
臨時的任用職員数	5 人	8 人	7 人	5 人	4 人
(うち育休代替分)	(2 人)	(4 人)	(3 人)	(2 人)	(1 人)

注：臨時的任用職員の任用期間 1～6 月(繁忙期のみ)

(2) 事務分掌

係名	事務分掌
個人住民税 1 係	個人市・県民税の賦課・減免・申告受付、指導に関すること 個人市・県民税の特別徴収事務に関すること 無申告その他所得調査に関すること
個人住民税 2 係	個人市・県民税の賦課・減免・申告受付、指導に関すること 個人市・県民税の特別徴収事務に関すること 無申告その他所得調査に関すること

係名	事務分掌
税制・管理係	市税に係る税制及び税務執行計画の企画及び立案に関すること 市税の予算、決算及び調定並びに税務諸統計に関すること 市たばこ税、入湯税の申告及び調定に関すること 税証明、公印、文書取扱その他課内の庶務に関すること 不服申立及び固定資産評価審査委員会に関すること 租税教育の推進並びに納税思想の普及及び啓発に関すること
法人・軽自係	軽自動車税の賦課、減免及び調定に関すること 法人市民税の申告、減免及び調定に関すること

## 2. 歳入の推移

単位：千円

項目	H30 年度	R 元年度	R2 年度
個人市民税	15,649,377	15,901,782	15,934,353
法人市民税	4,477,046	4,509,132	3,809,637
固定資産税	18,676,340	18,908,708	18,897,553
軽自動車税	662,826	701,126	745,717
市たばこ税	1,888,902	1,903,905	1,771,155
特別土地保有税	—	1,603	—
都市計画税	3,250,382	3,286,929	3,286,673
入湯税	65,635	71,272	35,148
手数料	9,073	9,056	9,042
県交付金	438,920	440,297	442,034
延滞金、加算金及び過料	228,794	301,227	246,389
雑入	799	50	195
合計	45,348,098	46,035,092	45,177,902

注：会計システム上、市税に係る歳入はすべて市民税課で計上されている。

増減コメント（市民税に係るもののみ）

**【法人市民税】**

令和 2 年度は、新型コロナウイルス感染症や税率改正の影響により、法人の申告所得金額が全体として低調であったため、法人市民税（法人税割）の金額が減少している。

**【入湯税】**

令和 2 年度は、新型コロナウイルス感染症の影響による休業要請で入湯客数が減少したため減少している。（入湯客数令和元年度 712,726 人 → 令和 2 年度 351,481 人）



**【延滞金、加算金及び過料】**

令和元年度は滞納整理業務が進んだことにより、延滞金の収入確保につながったため増加している。

**【雑入】**

令和元年度は還付金返還件数の減少により減少し、令和2年度は還付金返還件数の増加により増加している。

**3. 歳出の推移**

単位：千円

節名称	H30 年度	R 元年度	R2 年度
報酬	392	—	3,055
賃金	2,987	2,858	—
報償費	7	7	7
旅費	18	7	64
需用費	5,109	5,383	5,540
役務費	17,300	15,424	15,927
公課費	—	8	—
使用料及び賃借料	520	535	383
委託料	31,730	31,747	42,275
負担金、補助及び交付金	8,248	9,361	10,552
償還金、利子及び割引料	193,191	173,873	199,323
合計	259,506	239,207	277,131

**増減コメント****【報酬】**

令和元年度は固定資産評価審査委員会の開催がなかったためゼロとなっている。

令和2年度は臨時的任用職員が会計年度任用職員になったことにより給与の支払い科目が賃金から報酬に変更になったため増加している。

**【賃金】**

令和2年度は臨時的任用職員が会計年度任用職員になったことにより、給与の支払い科目が賃金から報酬に変更になったためゼロとなっている。

**【使用料及び賃借料】**

令和2年度は市民税課が所管する美山総合支所の公用車リースを廃止したため減少している。

**【委託料】**

令和2年度は福井市総合行政情報システム(e-Nais)・イメージ管理システムの税制改正

に対応した大幅な改修のため増加している。

#### 4. 目標管理と達成状況について

福井市では、部局の組織目標、部局マネジメント方針、分掌事務等を踏まえて、室課の組織目標を設定している。

部局の組織目標		1 市民税等の適正な賦課業務	
		2 効率的行政運営業務	
番号	業務名	業務内容	担当係
1	市民税等の賦課	個人市県民税、法人市民税、軽自動車税、市たばこ税及び入湯税の適正、公平かつ効率的な賦課及びこれに関連する業務を行う。	税制・管理係 個人住民税1・2係 法人・軽自係
2	税制に関する業務	条例、規則、税収見込等の税制に関する業務を行う。	税制・管理係
3	特別徴収の推進	未実施事業所に対する指定を含め特別徴収の実施を推進する。	個人住民税1・2係
4	電子申告システム(eLTAX)の利用推進	給与支払報告書、法人市民税の申告、年金特徴データ及び国税連携による確定申告データを電子申告システム(eLTAX)により送受信し、適正な課税を行う。事業所に対しても利用を呼びかける。	各担当係
5	窓口等の対応に関する業務	来庁者等(電話相談含む)の用件を正確に把握し、適切な対応、速やかな処理を行う。	各担当係
6	税証明に関する業務	窓口及び郵送の請求に対する税証明の発行業務を正確、迅速に行う。	各担当係
7	租税教育の啓発推進	租税教育の推進や納税思想の普及及び啓発を行う。	各担当係
8	固定資産評価審査委員会事務局	審査申出に関して、委員長の指示を受け適正公平な事務処理を行う。	税制・管理係
9	効率的行政運営業務	通常業務を、正確かつ迅速に行い、事務の効率化を図る。	各担当係

目標毎に以下の成果が挙げられている。

## 2 税制に関する業務

税制改正及び新型コロナウイルス感染症緊急経済対策に伴う福井市市税賦課徴収条例改正の議決（6月・9月）。

## 3 特別徴収の推進

特別徴収事業所数 11,146 事業所（令和元年度）→11,374 事業所（令和2年度）  
228 事業所増

## 4 電子申告システム（eLTAX）の利用推進

給与支払報告書及び法人市民税申告書の eLTAX 利用率

項目	R 元年度	R 2 年度	
給与支払報告書	46.5%	49.3%	上昇
法人市民税申告書	82.3%	86.5%	上昇

## 7 租税教育の啓発推進

租税教室の実施校数 小学校 50校 中学校 23校

## 9 効率的行政運営業務

時間外勤務時間数 令和元年度 → 令和2年度  
6,770 時間 → 5,623 時間

### 【意見】市1

市民税課では9つの業務ごとの目標があり、そのうち1つの業務については、目標と成果が数値で具体的に定められていた。他の目標についても可能な限り目標を数値で示すべきであるというのが監査人の意見である。

## 5. 実施した歳出のサンプルテストとその結果

令和2年度の市民税課における歳出の事務執行手続を確認するため、歳出データを入手し、任意に45件サンプルを抽出し、請求書等の証憑と照合するとともに、伺書、支出負担行為などの内部資料を閲覧、照合した。

### 【結果】

監査上問題となる事項は検出されなかった。

## 6. 市税概要

福井市における市税概要は、市税の状況をまとめた資料であり、例年9月から10月に財政部税務事務所が発行している。令和3年度版（令和2年度の市税状況についてまとめたもの）は全82ページで構成されており、包括外部監査においても市税にかかる数値の参照に利用した。当該市税概要は名称が異なる場合もあるが全国の市町村において作成されており、近隣府県の中核市におけるホームページでの開示状況は以下の通りである。

令和4年2月1日時点の公表状況

地方公共団体名	公表状況	名称
金沢市	令和3年度 ホームページにて公表	市税概要
富山市	令和3年度 ホームページにて公表	税務概要
岐阜市	令和3年度 ホームページにて公表	市税概要
大津市	令和3年度 ホームページにて公表	市税概要

### 【意見】市2

市税概要について、福井市では令和3年度分までホームページ等での公表を行っていない。公表は法的に義務付けられているわけではないが、市税概要の内容は福井市の税務行政全般の概要を情報開示するために有用であると考えられる。なお、上記の通り、近隣府県の中核市においてはホームページにおいて公表されており、福井市においてもホームページで公表を行うことが望ましい。

## I - 1. 個人市民税

### 1. 歳入等の推移

単位：千円

項目		H30 年度	R 元年度	R2 年度	
個人	普通徴収	所得割	3,188,781	3,093,346	3,083,081
		均等割	119,884	114,303	110,678
		合計	3,308,665	3,207,649	3,193,759
	特別徴収	所得割	11,182,097	11,505,887	11,635,138
		均等割	308,474	317,549	323,772
		合計	11,490,571	11,823,436	11,958,910
	年金特徴	所得割	547,424	556,154	562,744
		均等割	56,145	55,563	55,918
		合計	603,569	611,717	618,662
	計	所得割	14,918,302	15,155,386	15,280,963
		均等割	484,503	487,416	490,368
		合計	15,402,805	15,642,802	15,771,331
分離課税（退職所得）		149,075	169,423	123,761	
合計		15,551,880	15,812,225	15,895,092	

### 2. 税の概要

個人市民税（住民税）は、その年の1月1日に福井市内に住所がある個人、福井市内に事務所、事業所または家屋敷がある個人で、福井市内に住所のない個人に対して課される税金である。その内訳は、前年の所得に応じて負担する所得割額と、一定の金額を負担する均等割額がある。なお、個人の住民税は、市民税と県民税を併せて納付することとなっている。

### 3. 事務手続の概要

個人市民税の事務手続は、市民税課個人住民税 1 係が住民税申告書及び確定申告書の事務を、市民税課個人住民税 2 係が特別徴収事務を担当している。

#### (1) 給与支払報告書、公的年金支払報告書、住民税申告書、確定申告書の受付及び内容確認

##### ① 紙による提出の場合

給与支払報告書、公的年金支払報告書、住民税申告書を紙で提出した場合には、まず市民税課にて受付印を押印し受付を行った後、給与支払報告書については正本と副本を分離し、事業所の指定番号を検索した上で、特別徴収か普通徴収かの判断を行う。その後、各報告書の内容については個人住民税 2 係が、住民税申告の内容については個人住民税 1 係が、それぞれチェックを行う。

② 電子による提出の場合

給与支払報告書、公的年金支払報告書を電子で提出した場合、eLTAX システムにて事業所の指定番号を附番し、システムに取込む形式のデータを出力する。

③ 確定申告書の場合

税務署に e-Tax 及び紙で提出された確定申告書は、国税連携システムによりそれぞれ税務署からデータとイメージ資料が送付される。

給与支払報告書及び確定申告書は、電子による提出と紙による提出の方法があるが、地方公共団体では事務的負担の解消や正確な申告等を目的に、電子による提出促進を図っている。

福井市における電子による提出、紙による提出の推移は以下の通りである。

電子提出及び紙提出の推移

項目	H30 年度	R 元年度	R2 年度
給与支払報告書（電子）	85,113 人	88,774 人	96,140 人
給与支払報告書（紙）	104,177 人	102,031 人	98,798 人
電子提出の割合	44.9%	46.5%	49.3%
確定申告書（電子）	25,573 人	28,174 人	29,218 人
確定申告書（紙）	24,946 人	23,001 人	22,841 人
電子提出の割合	50.6%	55.0%	56.1%

注：福井市においては給与支払報告書について、令和 3 年以降に提出する事業者の内、税務署に提出した給与所得の源泉徴収票の枚数が 100 枚以上であった事業所については、原則電子的方法により提出しなければならないとして、大規模な事業者について義務化している。その結果、令和 3 年度（令和 3 年 9 月 30 日現在）の給与支払報告書の提出においては、電子提出者が 113,479 人、紙提出者が 77,621 人で、電子提出の割合が 59.4%となっており、令和 2 年度と比べ約 10%上昇している。

コメント

福井市における給与支払報告書及び確定申告書の電子提出割合は少しずつではあるが年々増加している。

【意見】 個 1

福井市での令和 2 年度における電子提出の割合は給与支払報告書が 49.3%、確定申告書が 56.1%となっており、依然として紙提出の割合が高い。福井市では給与支払報告書について、電子的方法による提出の促進をチラシ、パンフレット、ホームページ等の方法で行っているが、大きな効果は得られていない状況である。

国の税制改正により福井市でも令和 3 年以降に提出する事業者の内、税務署に提出し

た給与所得の源泉徴収票の枚数が 100 枚以上であった事業所については原則、電子的方法により提出しなければならないこととなったが、提出義務対象事業者に対する調査等は実施していない。

福井市にとっての事務負担は、紙提出は電子提出と比較して重くなるため、出来る限り電子的方法による提出の割合を増やすよう努めるべきである。

電子提出を義務付けた事業者が確かに電子提出を行っていることの調査を実施し、調査結果に基づき、「直接事業者に問い合わせる」、「お知らせの通知を発送する」等の対応を行うことが必要であるというのが監査人の意見である。また、確定申告書についても国税庁と連携を行ったうえで、電子的方法による提出の促進活動を行うことが望ましい。

## **(2) 紙による提出物のパンチ処理**

紙により提出された給与支払報告書や住民税申告書はシステムに取込むためデータ化するパンチ処理を外部業者に委託している。給与支払報告書については、外部業者がパンチ処理できるよう引き渡す前に、①で内容チェックを行った担当者とは別の個人住民税 1 系の担当者が再度、内容をチェックし、その後外部業者に渡し、パンチ処理を委託している。

## **(3) システムへのエントリ処理（データ取り込み）及びエラー処理**

外部業者からシステムに取込む形式でのデータを受領し、当該データ、eLTAX システムから出力したデータ、税務署から送付された確定申告書のデータをシステムへ取込んでいく。ただし確定申告書については、システムへ取込むことができる項目と、できない項目があるため、取込みできない項目については、各担当がシステムへ手入力を行っている。その後、システムにおいて税額算出のプロセスに疑義がある項目については、自動でエラーとして識別し、エラーリストが出力されるので、各担当者はエラーリストに基づきシステム上にて修正を行っている。

個人住民税 1 係 2 係においては、上記の処理を毎年 1 月から 4 月下旬にかけて毎週繰り返し実施している。

## **(4) 新型コロナウイルス感染症による確定申告期限の延長に伴う事務処理**

通常、申告期限は毎年 3 月 15 日であるが、令和 2 年においては、新型コロナウイルス感染症の影響により、国税庁が通常の確定申告の期限を約 1 ヶ月延長し、令和 2 年 4 月 16 日を申告期限とした。

福井市においてはこの申告期限延長に対し、例年通りの業務スケジュールにて運用する方針は変わらず、システムに確定申告書のデータを取込む最終エントリ期限である 4 月 7 日以降は、担当職員が手入力でシステムに取込むことで対応した。これは、福井市のシステム運用元の西日本電信電話株式会社との契約期間が年度単位の 3 月 31 日までとなっており、契約期間に基づくシステムへの最終エントリ期限の 4 月 7 日以降に届いた確定申告書をシ

システムへ直接取込むことができなかったためである。

## (5) 調定業務

給与支払報告書や確定申告書の受付及び登録の作業が終わり、システムに取り込んだ上で税額を確定させることを調定という。システムへの取込作業を行った後、個人住民税系の担当者はシステム上にて取込結果の確認、最終段階におけるシステムから出力する課税計算エラーリストや独自のアクセスファイルによるエラーの確認を行い、個人市民税の確定を行っている。

## (6) 発送手続

### ① 特別徴収の場合

特別徴収による納税通知書等の発送は市民税課個人住民税 2 係が担当し、2 人 1 組で封入作業を行っている。システムより特別徴収税額決定通知書等を出力し、担当者は内容を確認しながら事業所ごとにまとめている。別の担当者は、担当者がまとめた特別徴収税額決定通知書等の内容を再度確認しながら、封入の重さによって、定形外封筒やレターパック、宅配便などから配送料金が低くなるよう発送方法を選定し、発送手続を行っている。

### ② 普通徴収の場合

普通徴収による納税通知書等の発送は外部業者に委託している。市民税課においては、調定業務をおおよそ 5 月末に終わらせ、個人市民税の確定を行った後、システムから出力した普通徴収分のデータを外部委託業者に渡し、外部委託業者は納税通知書等の発送データを作成している。発送データが納品され、市民税課において確認した後、印刷業者にて納税通知書等の印刷が行われている。発送可能段階になると、市民税課の担当者は印刷業者より納税通知書等を郵便局にて受け取り、そのまま発送作業を行っている。

## (7) 税務署調査

「(3) システムへのエントリ処理 (データ取り込み) 及びエラー処理」のエラー処理を行う中で、税務署が把握している資料をみないと内容がわからないものについては、税務署調査リストを作成した上で、確定申告の期限後に税務署に赴き資料を閲覧して事実確認を行う税務署調査を実施している。調査内容のほとんどが寄附金控除の内容把握となっている。税務署調査の結果、事実の相違がある場合にはエラー処理を行う段階で修正している。

## (8) 未申告者調査

福井市においては未申告者の把握及び対応を次のように行っている。

未申告と考えられる一定の条件に該当する者に対し、システム上、未申告フラグが立つので、市民税課個人住民税系の担当者は、そのリストをもとに再度未申告に該当するか目視で確認し、未申告者通知発送リストを作成している。



未申告者通知発送リストに基づき、未申告である旨の葉書を対象者に発送し、未申告者からの対応を待つこととしており、それ以上の追加的対応は行っていない。

福井市における未申告者の推移は以下の通りである。

未申告者数の推移

単位：人

区分	H30 年度	R 元年度	R2 年度
単年における未申告	981	1,062	1,073
過去 5 年度継続して未申告	213	215	213

**【意見】 個 2**

福井市においては、未申告者への対応として未申告である旨の葉書を対象者に 1 回送付し、未申告者からの対応を待つこととしている。未申告者数の推移をみると、過去 3 年間における未申告者数は微増しており、未申告者へ 1 回の葉書送付により申告を促し、対応を待つのみでは不十分であると考えられる。この点、令和 3 年度においては、葉書の送付を年 1 回ではなく、追加でもう 1 回行った結果、未申告者からの応答が増え、申告実施対応となった結果、約 100 万円の市税収入増につながった。このように申告の催促通知を 1 回増やすことで、未申告者からの対応が異なる結果となった。

今後も継続的に同様の対応を行うべきであり、令和 2 年度以前においても追加的対応を行うべきであったというのが監査人の意見である。

なお、過去 5 年継続して未申告である者はほぼ同じ人数での推移となっており、同じ者が未申告の状態となっていると予想される。上記催促通知のみならず、対応を行わない未申告者に対しては、電話調査や訪問調査などの追加的対応を検討すべきである。

**(9) ふるさと納税ワンストップ特例制度**

ふるさと納税ワンストップ特例制度は、平成 27 年 4 月 1 日以降に行うふるさと納税から適用される比較的近年に創設された制度であり、納税者がふるさと納税を行った各自治体にワンストップ特例申請書を提出すれば、自治体間でふるさと納税の情報を共有し、確定申告を行わずとも寄附金控除を受けることができる制度である。

福井市においては、毎年 1 月に各自治体からふるさと納税ワンストップ特例通知書が電子データで届き、担当者はシステムに当該データをエントリ及びエラー処理を行うことで課税額の計算に反映させることとなっているが当該事務に係るマニュアルは作成されていない。

**【意見】 個 3**

ふるさと納税ワンストップ特例制度に係る業務自体はそれほど複雑ではないが、業務の仕方や水準を統一するためや、新しく配属された職員に制度の概要や業務をすぐ理解してもらうために、同制度に係るマニュアルを作成することが望ましい。

#### 4. 納税義務者

##### (1) 納税義務者と税額の種類

「2. 税の概要」に記載の通り、個人市民税の納税義務者は、その年の1月1日に福井市内に住所がある個人、福井市内に事務所、事業所または家屋敷がある個人で、福井市内に住所のない個人である。具体的には下記(2)の非課税制度を除き、福井市内に住所がある個人については所得割額と均等割額、福井市内に事務所、事業所または家屋敷がある個人で、福井市内に住所のない個人については均等割額のみが課される。

<納税義務者と納める税金>

納税義務のある個人	納める税金	
	所得割	均等割
福井市内に住所がある個人	○	○
福井市内に事務所、事業所または家屋敷がある個人で、福井市内に住所のない個人	—	○

##### (2) 非課税制度

個人市民税について、前年の所得によっては均等割額も所得割額も課されない、若しくは所得割額のみが課されない非課税制度が設けられている。

###### ① 均等割額も所得割額も課されない個人

- a 生活保護法によって生活扶助を受けている個人
- b 障害者、未成年者、ひとり親または寡婦で、前年の合計所得金額が135万円以下の個人（前年の所得が給与所得だけの場合は、収入金額が2,043,999円以下の個人）
- c 前年の合計所得金額が、次の算式で求めた額以下の個人
  - ・同一生計配偶者または扶養親族を有しない個人  
415,000円
  - ・同一生計配偶者または扶養親族を有する個人  
 $315,000円 \times (\text{本人} + \text{同一生計配偶者} + \text{扶養親族数}) + 189,000円 + 100,000円$

###### ② 所得割額が課されない個人

- a 前年の総所得金額等が次による額以下の個人
  - ・同一生計配偶者または扶養親族を有しない個人  
450,000円
  - ・同一生計配偶者または扶養親族を有する個人  
 $350,000円 \times (\text{本人} + \text{同一生計配偶者} + \text{扶養親族数}) + 320,000円 + 100,000円$

##### (3) 減免制度

また、地方税法第323条にて、個人市民税も含め、市町村民税の減免制度が定められている。

福井市においては、福井市市税賦課徴収条例第 38 条及び福井市市税賦課徴収条例施行規則第 13 条並びに福井市個人市民税の減免取扱要綱第 3 条にて減免の対象を定めている。福井市個人市民税の減免取扱要綱第 3 条によれば、減免対象を下記のように定めている。

- ① 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 11 条第 1 項第 1 号に規定する「生活扶助」を受けている者
- ② 所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）第 2 条第 1 項第 32 号に規定する勤労学生である者
- ③ 当該年において所得が激減したため生活が著しく困難となった者（前年の合計所得金額が 400 万円以下で、前年度分までの市・県民税を完納している者かつ次に掲げる事由に該当する者
  - a 傷病、疾病による者であり、納税義務者が傷病や疾病又は自己の責に負わない不慮の事故により 90 日を超える入院又は自宅療養が必要となった者
  - b 失業、休業、廃業、退職による者。ただし、自己都合により退職した者、定年退職者や結婚、出産による退職、又は育児休業等により収入の減少が予見できたと認められる者は対象外とする。
- ④ 震災、風水害、火災、又は地方税法施行令（昭和 25 年政令第 245 号）第 7 条の 10 の 3 に規定する自然災害及び人為的災害により著しい被害を受けた者で次の事由のいずれかに該当するものとする。
  - a 前年の合計所得金額が 1,000 万円以下で、自己の所有に係る住宅又は家財について受けた損害の金額がその住宅又は家財の価格の 10 分の 3 以上のものかつその被害により災害を受けた日以降において居住が困難となった者
  - b 前年の合計所得金額が 1,000 万円以下の前号に掲げる者と同居する者で、家財の価格の 10 分の 3 以上の被害を受け、かつその被害により災害を受けた日以降において居住が困難となった者
  - c 災害により死亡した者
  - d 災害により障害者になった者

個人市民税の減免を受けようとする個人は、徴収方法に応じた納期限の 7 日前までに個人市・県民税減免申請書及び減免の事由に該当する事実を証する書類を添えて福井市長まで提出しなければならない。

## 5. 税額の算定方法

### (1) 申告制度

その年の 1 月 1 日現在において、福井市に住所がある人は、前年中の所得を毎年 3 月 15 日までに申告しなければならない。ただし、下記に掲げる場合は申告の必要はない。

- ① 所得税の確定申告を行った個人
- ② 個人の勤務先から年末調整済みの給与支払報告書又は公的年金等支払報告書が福井市役所市民税課に提出された個人で他に所得がなかった個人

## (2) 所得割額と均等割額

個人市民税は個人からの申告に基づき、福井市が税額を決定し個人に対して通知を行い納税する。個人市民税には、前年の所得に応じて負担する所得割額と、一定の金額を負担する均等割額がある。

### ① 所得割額

所得割額は、課税標準となる所得に税率を乗じ、税額控除等を差引くことで算出される。

所得割額＝課税標準となる所得×税率－税額控除等

課税標準となる所得の算定方法は以下の通りであり、各所得を合計して課税する総合課税と、各所得個別に課税する分離課税とがある。

<所得の種類とその概要>

所得の種類		所得金額の計算方式
総合所得	給与所得	給料、賃金、賞与等 収入金額－給与所得控除額
	事業所得	営業、農業、その他の事業をしている場合にその事業から生じる所得 収入金額－必要経費
	不動産所得	地代、家賃等 収入金額－必要経費
	配当所得	株式や出資金の配当、証券投資信託の分配金等 収入金額－その株式などの元本を取得するために要した負債の利子
	一時所得	賞金、競馬等の払戻金、生命保険等の満期返戻金等 収入金額－必要経費－特別控除（最高 50 万円） 注：総所得金額に算入する金額は、上記一時所得金額の 1/2 の額となる。
	雑所得	公的年金、原稿料、生命保険の年金（個人年金）等 次の 1.2.を合計した金額 1.公的年金等の収入金額－公的年金等控除額 2.上記以外の業務やその他所得の収入金額－必要経費
	利子所得	国外で支払われる預金等の利子 収入金額
	譲渡所得	譲渡所得（分離）以外の資産の譲渡 収入金額－資産の取得費用－譲渡の経費－特別控除（最高 50 万円） 注：総所得金額に算入する金額は、上記譲渡所得（総合）金額の 1/2 の額となる（長期譲渡所得のみ）。

所得の種類		所得金額の計算方式	
分離所得	譲渡所得	土地、家屋等の資産の譲渡	収入金額－資産の取得費－譲渡の経費－特別控除
		株式等有価証券の譲渡	収入金額－取得費－譲渡の経費
	配当所得	上場株式等の配当所得	収入金額－その株式などの元本を取得するために要した負債の利子
	利子所得	公債、社債等の利子	収入金額
	先物取引所得	商品・金融等の先物取引による所得	取引による差金－経費
	退職所得	退職金、退職手当等	(収入金額－退職所得控除) × 1/2
	山林所得	山林(立木)を売却した場合に生じる所得	収入金額－必要経費－特別控除(最高50万円)

また、下記に該当する場合には、給与所得から所得金額調整控除が控除される。

i) 介護・子育て世帯の場合

給与収入が850万円を超えて下記のいずれかに該当する場合は、給与所得の金額から次の算式により計算した金額を控除する。

- ・本人が特別障害者
- ・23歳未満の扶養親族を有する場合
- ・特別障害者である同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合

$$\text{控除額} = (\text{給与等の収入金額 (上限 1,000 万円)} - 850 \text{ 万円}) \times 10\%$$

ii) 給与収入と公的年金等の双方がある場合

給与収入と公的年金等の収入が双方あり、それらの所得金額の合計額が10万円を超える場合は、給与所得の金額から次の算式で計算した金額を控除

$$\text{控除額} = \text{給与所得控除後の給与等の金額 (上限 10 万円)} + \text{公的年金等に係る雑所得の金額 (上限 10 万円)} - 10 \text{ 万円}$$

注：i、iiの両方に該当する場合は、iの控除後にiiの金額を控除する。

上記の収入金額や所得にかかわらず、社会政策的観点から課税にそぐわない収入は、課税の対象とはならず非課税所得となる。非課税所得の例として以下が挙げられる。

- a 傷病賜金、遺族恩給、遺族年金、障害年金
- b 給与所得者の出張旅費、通勤手当（金額が一定を超えるものは給与所得）
- c 雇用保険の失業給付
- d 児童手当、児童扶養手当
- e 当せん金付証票（宝くじ）の当せん金品
- f 損害保険の保険金、損害賠償金で一定のもの
- g 新型コロナウイルスによる特別定額給付金（ただし、持続化給付金等は課税所得）

課税標準額は、非課税所得を除く所得金額から、それぞれの人の生活の実情に応じた支出を所得控除として差し引いて算出される。所得控除の種類と控除額は以下の通りである。

<所得控除の種類とその概要>

種類	要件	控除額
雑損控除	前年中、災害等により日常生活に必要な資産に損害を受けた場合	((損失額－保険金等の補填額)－総所得金額等の合計額×10%)又は、(災害関連支出額－5万円)のいずれか多い額
医療費控除	前年中、本人や本人と生計をともにする親族のために医療費を支払った場合	(支払った医療費の総額－保険金等の補填額)－(総所得金額等の合計額の5%か10万円のいずれか低い額)(最高200万円) 特例：セルフメディケーション税制(特定の医薬品の購入費が1万2千円を超える場合。最高8万8千円)
社会保険料控除	前年中、本人や本人と生計をともにする親族のために社会保険料(国民健康保険、国民年金等)を支払った場合	支払った金額
生命保険料控除	新契約(平成24年1月1日以後に締結した保険契約等)にかかる支払保険料の金額 a. 12,000円以下 b. 12,001円～32,000円 c. 32,001円～56,000円 d. 56,001円以上	a. 支払保険料の金額の全額 b. 支払保険料の金額×1/2+6,000円 c. 支払保険料の金額×1/4+14,000円 d. 一律28,000円
	旧契約(平成23年12月31日以前に締結した保険契約等)にかかる支払保険料の金額 a. 15,000円以下 b. 15,001円～40,000円 c. 40,001円～70,000円 d. 70,001円以上	a. 支払保険料の金額の全額 b. 支払保険料の金額×1/2+7,500円 c. 支払保険料の金額×1/4+17,500円 d. 一律35,000円

種類	要件	控除額
生命保険料 控除	一般生命保険料と個人年金保険料、介護医療保険料の支払額を各々上の式にあてはめて算出した控除額の合計額が、生命保険料控除額になる。(最高70,000円) 一般生命保険料と個人年金保険料のそれぞれについて、新契約と旧契約の両方がある場合、(1)新契約のみで申告、(2)旧契約のみで申告、(3)新契約と旧契約の両方で申告のいずれかを選択できる。ただし、(3)の申告を選択した場合、控除額は最高28,000円となる。 介護医療保険料については、(1)新契約のみで申告となる。	
地震保険料 控除	地震保険契約にかかる支払保険料の金額 a. 50,000 円以下 b. 50,000 円超	a. 支払保険料の金額×1/2 b. 一律 25,000 円
	【経過措置】 旧長期損害保険(平成 18 年 12 月 31 日までに締結した一定の長期損害保険)契約にかかる支払保険料の金額 a. 5,000 円以下 b. 5,001 円～15,000 円 c. 15,001 円以上	a. 支払保険料の金額 b. 支払保険料の金額×1/2+2,500 円 c. 一律 10,000 円
	地震保険契約と旧長期損害保険契約にかかる各控除額の合計額が、地震保険料控除額になる。(最高 25,000 円) なお、支払保険料がいずれの契約にも該当するときは、いずれか一方の契約として計算する。	
小規模企業 共済等掛金 控除	前年中、小規模企業共済法の規定による第 1 種共済契約の掛金、心身障害者扶養共済制度に基づく掛金を支払った場合	支払った金額
障害者 控除	本人、控除対象配偶者又は扶養親族が障害者である場合	1 人につき 26 万円 (特別障害者は 30 万円、平成 24 年度からは同居の場合 53 万円)
寡婦控除	合計所得金額が 500 万円以下で次のいずれかの女性 a. 夫と死別した後再婚していない人や夫が生死不明などの人 b. 夫と離別した後再婚していない人で子以外の扶養親族を有する人	a、b ともに 26 万円

種類	要件	控除額			
ひとり親 控除	婚姻歴の有無や性別に関わらず、生計を一にする子を有し、合計所得金額が500万円以下の人	30万円			
勤労学生 控除	前年中、自己の勤労に基づく給与所得が有り、合計所得金額が75万円以下で、そのうち自己の勤労によらない所得の合計額が10万円以下の場合	26万円			
配偶者 控除	生計をともにする配偶者で、前年中の合計所得金額が48万円以下の場合	a. 一般の配偶者			
		b. 老人の配偶者：70歳以上（前年の12月31日現在）の人			
		納税者の合計所得金額	900万円以下	900万円超～950万円以下	950万円超～1,000万円以下
		a	33万円	22万円	11万円
b	38万円	26万円	13万円		
配偶者 特別控除	生計をともにする配偶者の、前年中の合計所得金額が以下の分類に該当する場合 a. 480,001円～1,000,000円 b. 1,000,001円～1,050,000円 c. 1,050,001円～1,100,000円 d. 1,100,001円～1,150,000円 e. 1,150,001円～1,200,000円 f. 1,200,001円～1,250,000円 g. 1,250,001円～1,300,000円 h. 1,300,001円～1,330,000円	納税者の合計所得金額	900万円以下	900万円超～950万円以下	950万円超～1,000万円以下
		a	33万円	22万円	11万円
		b	31万円	21万円	11万円
		c	26万円	18万円	9万円
		d	21万円	14万円	7万円
		e	16万円	11万円	6万円
		f	11万円	8万円	4万円
		g	6万円	4万円	2万円
		h	3万円	2万円	1万円



種類	要件	控除額
扶養控除	生計をともにする親族で、前年中の合計所得金額が48万円以下の場合	a. 一般の扶養親族 33万円 (平成24年度からは16歳以上の人が対象) b. 特定の扶養親族 45万円 特定：前年の12月31日現在の年齢が16歳以上23歳未満の人(平成24年度からは19歳以上23歳未満の人) c. 老人の扶養親族 同居老親等以外 38万円 同居老親等 45万円 同居老親等：本人又は配偶者の直系尊属で、本人又は配偶者のいずれかと同居を常況としている人
基礎控除	合計所得金額 a. 24,000,000円以下 b. 24,000,001円～24,500,000円 c. 24,500,001円～25,000,000円	a. 43万円 b. 29万円 c. 15万円

上記の所得控除を所得から差し引き、下記の税率を乗ずることで、所得割額が算出される。

種類	税率
市民税	6%
県民税	4%

## ② 均等割額

均等割額は、令和2年度現在、市民税3,500円、県民税1,500円と定められている。

## 6. 納税方法の種別

個人市民税の納税方法は「普通徴収」、「給与所得に係る特別徴収」、「公的年金等所得に係る特別徴収」の三通りがある。それぞれの概要は以下の通りである。

### (1) 普通徴収

福井市から直接個人に対して送付される納税通知書によって、通常6月、8月、10月、翌年1月の各月末の年4回に分けて、各個人で納める方法である。

### (2) 給与所得に係る特別徴収

個人が勤める給与の支払者を通じて、通常6月から翌年5月までの年12回に分けて、毎月の給与から差し引いて納める方法である。給与所得者は原則、当該方法によることとなる。

個人市民税の特別徴収は、法令で事業者には義務付けられており、パート、アルバイト、役

員等を含む全ての従業員が特別徴収の対象となっている。福井市を含む県内全市町においては、総従業員数 3 名以上の事業者を特別徴収義務者として指定し、特別徴収を実施することとしており、福井市における特別徴収の推移は以下の通りである。

納税義務者数と特別徴収割合

単位：人

項目	H30 年度	R 元年度	R2 年度
納税義務者数	138,090	138,833	139,348
特別徴収対象者数 (年金特徴含む)	111,337	113,798	115,406
特別徴収割合	80.6%	82.0%	82.8%
普通徴収対象者	26,753	25,035	23,942

コメント

福井市において、特別徴収による割合は年々微増しており、令和 2 年度における特別徴収の割合は 82.8%となっている。

**【意見】 個 4**

福井市では特別徴収割合は 80%を超えているが、平成 30 年度以降、増加率は微増となっている。納税義務者数の中には普通徴収が行われている人数が令和 2 年度においても 23,942 人おり、この中の全てが総従業員数 2 人以下の事業者とは考え難い。特別徴収義務者に該当するにもかかわらず、普通徴収している先が含まれていることが考えられる。特別徴収割合を増加させ、個人市民税の未徴収割合を改善させるためには、特別徴収義務者に該当するにもかかわらず普通徴収を行っている事業者を、給与支払報告書等で特定し、特別徴収手続の実施を事業者へ直接依頼する等の働きかけが今以上に必要であるというのが監査人の意見である。

**(3) 公的年金等所得に係る特別徴収**

当該年度の 4 月 1 日に 65 歳以上である個人が、公的年金等に係る所得割額及び均等割額について、4 月、6 月、8 月に仮徴収として、10 月、12 月、翌年 2 月に本徴収として、年金の給付時に差し引いて納める方法である。ただし、前年度に特別徴収でなかった個人は、対象の税額の 2 分の 1 の額を、6 月、8 月の 2 回に分けて普通徴収の方法で納め、残りの 2 分の 1 の額を 10 月、12 月、翌年 2 月に特別徴収の方法で納めることとなる。なお、介護保険料が年金から特別徴収されない等の一定の条件を満たさない場合や、年度の途中で対象の税額が変更になった場合などは、特別徴収ができず、普通徴収となることがある。

## 7. 実施したサンプルテストとその結果

### (1) 調定額のサンプルテスト

令和2年度における個人市民税調定額の内容を確認するため、令和2年度個人市民税調定額のデータを手入力し、個人市民税の基礎となる課税所得の額や、均等割額の状況を閲覧した。

#### ① 入力内容の妥当性の検証

入手したデータの中から任意に25件抽出し、システムへの入力内容の妥当性を確認するため、事業主が提出を行った給与支払報告書や納税義務者が提出を行った確定申告書の原本とシステム画面との照合を行った。

#### ② 紙で提出された申告書の入力内容の妥当性の検証

入手したデータの中から紙で申告を行った者を母集団として、任意に25件抽出し、システムへの入力内容の妥当性を確認するため、事業主が提出を行った給与支払報告書や納税義務者が提出を行った確定申告書の原本とシステム画面との照合を行った。

#### 【結果】

監査上問題となる事項は検出されなかった。

### (2) 減免のサンプルテスト

令和2年度における個人市民税の減免状況を確認するため、個人市民税の減免取扱要綱、減免申請一覧を手入力し閲覧を行ったうえで、一覧から任意に25件抽出し、減免申請に係る書類の提出状況を確認した。

#### 【結果】

監査上問題となる事項は検出されなかった。

## 8. 監査の結果

### (1) 課税計算におけるエラーリストの運用について

福井市においては、調定業務の一環としてシステムから出力されるエラーリストや、独自のアクセスファイルにより、課税計算が誤っていないかどうかの確認を実施している。最終的に当該エラーリストは紙に出力して、各担当者がエラー修正を行うが、保管されているエラーリストを閲覧したところ、エラー修正の痕跡であるチェックマークが付されているものと付されていないものがあった。

#### 【意見】 個5

課税計算においてシステムやアクセスのエラーチェックを行うことは非常に重要である。福井市においてはエラーリストを紙で出力し、修正、確認したものはチェックマーク

を付して保管する運用となっているが、チェックマークが付されていないものもあった。担当者へヒアリングを行った結果、すべてのエラーを修正したとの回答を得たが、過去の業務の適正性を検証するためにエラーを修正した箇所は何らかの痕跡を残すことが必要である。

## I - 2. 法人市民税

### 1. 歳入等の推移

単位：千円

項目	H30 年度	R 元年度	R2 年度
法人税割	3,262,429	3,291,296	2,641,922
均等割	1,214,086	1,217,956	1,206,699
合計	4,476,515	4,509,252	3,848,621

### 2. 税の概要

法人市民税は、福井市内に事務所や事業所等がある法人や公益法人等に課される税金である。その内訳は、法人の所得に応じて負担する法人税割と、所得の有無にかかわらず負担する均等割がある。

### 3. 事務手続の概要

法人市民税の事務手続は、主に市民税課法人係 2 名により行われており、3 月決算の調定事務等の繁忙期に関しては、市民税課軽自係 2 名も一時的に事務手続に関与している。

#### (1) 法人等の設立（設置）申告書の受付及び登録

福井市内に事務所、事業所及び寮等を設けた場合には、福井市へ法人等の設立（設置）申告書の提出が義務付けられている。

新規に設立等を行った法人は、定款及び登記簿謄本の写しを添付した上で、eLTAX システムにて電子提出、若しくは紙で持参、郵送を行うことにより提出することとなっている。法人係の担当者は、法人等の設立（設置）申告書の提出を受け、申告書に記載された内容について、まずはシステム上の重複がないことを確かめるため、システムにおいて法人番号、法人名、本店住所、代表者名代表者住所を検索し、該当がないかどうかを確認している。システム上、既に登録がされていないことを確認した後、法人番号の正確性等を再度確認した上で、申告書に記載された内容、定款及び登記簿謄本に基づき、システムに情報を登録している。担当者が申告書の内容をシステムに登録した後、別の担当者がシステムへの入力内容を申告書、定款及び登記簿謄本を確認しながらチェックを行っている。システムへの登録を行うことで法人市民税の課税対象を把握している。（未申告、未登録法人の把握については後述する「(7) 市税調査」の頁を参照のこと。）

#### (2) 法人等の異動申告書の受付及び登録

福井市内に登録がある法人であって、その事務所、事業所等に異動又は変更があった場合には、福井市へ法人等の異動申告書の提出が義務付けられている。

異動又は変更があった法人は、登記簿謄本等の写しを添付した上で、eLTAX システムに

て電子提出、若しくは紙で持参、郵送を行うことにより提出することとなる。法人系の担当者は、法人等の異動申告書の提出を受け、申告書に記載された内容及び登記簿謄本等に基づき、システムに情報を登録している。担当者が申告書の内容をシステムに登録した後、別の担当者がシステムへの入力内容を申告書、定款及び登記簿謄本等と照合しながらチェックを行っている。

### (3) 福井県税事務所との共同発送

福井市においては、過去に渡り「国と地方団体との税務行政運営上の協力について」（平成9年3月21日 自治税企業第10号）の考えに基づき、福井県税事務所と共同して、申告のご案内、申告書及び納付書を県税、市税分それぞれまとめて同封して申告対象法人に発送している。郵便料金は定形サイズや定形外サイズのそれぞれの枚数に基づき、福井県税事務所と按分して負担している。共同発送の事務手続の流れは以下の通りである。

- ① 福井市において、システムより申告書発送一覧、申告書及び納付書の印刷を行う。
- ② 申告書について外部委託業者にカッティングの依頼を行い、カッティングを行った後、確定申告の案内文を申告書とホッチキスで止める作業を行う。
- ③ 福井県税事務所から申告書発送一覧が届き、国税分の申告書発送一覧は福井県税事務所の担当者と共に税務署へ取りに行き、国税分、福井県、福井市の申告書発送一覧との擦り合わせを事前に行い、相違がないかを確認する。
  - i) 相違が出た場合  
新規設立法人の未申告について確認を行い、登録漏れが判明した場合には、システムに追加で登録を行う。
  - ii) 相違がない場合またはなくなった場合  
福井県税事務所からの申告書発送一覧に記載された順に、福井市の申告書の順番を変え、法人系の担当者が福井県税事務所のリストを読み上げ、別の担当者がその申告書があるかをチェックする。
- ④ 法人・軽自係2名（繁忙期においては他係2名を含めた4名）は福井県税事務所へ赴き、福井県税事務所の担当者と共同して申告書の法人名の読み合わせ、及び1つの封筒に同封する作業を行う。
- ⑤ 封入作業が終了後、全体の郵便料金を算出し、福井県の負担分、福井市の負担分を按分計算し、発送を行う。

令和2年度において、共同発送業務全体で発生する郵送料の内、60.7%（998,422円）が福井市負担分であった。

#### 【意見】法1

共同発送を行っている地方自治体は全国的にみても稀であり、三税協力（国税・道府県税・市町村税の三主体が協力すること）の考えに基づいた取組みであると考えられる。

福井市に登録がない法人であっても、福井県税事務所の発送リスト先に所在地が福井市として載っていれば、未申告法人の把握が可能であり、課税対象の網羅性の把握に貢献している。

しかし、以下のようなデメリットも考えられる。

- ① 共同発送を行うには事前準備の時間や福井県税事務所での共同作業時間が当然発生し、通常期では2人×約3時間の作業、繁忙期では軽自係も含めた4人×約5時間の作業がある。
- ② 申告書や納付書の同封作業を複数人の福井県税事務所担当者で行っているため、相手先が異なる法人の申告書や納付書を同封するリスクがある。そのため、事前準備や同封作業には正確さが求められ、かつ最大限の経済性、効率性、有効性を発揮するために時間を要せず効率的な作業が求められる。

以上のようなメリット、デメリットを総合的に勘案して、今後も効率的な共同発送事務を行えるような体制を期待したい。

#### (4) 確定申告書の受付及び登録

##### ① 紙申告の場合

申告書を紙で持参した場合には、市民税課の窓口にて受付受領印を押し、担当者は申告書受付リストに記載している。控えを求める先については持参した控え、若しくは控え分をコピーし受付受領印を押しした上で、お返しする。その後、法人係の担当者は申告書の内容を確認し、不備がある場合には相手方に連絡し、調査を行う。内容に不備が認められなくなった時点で、毎月月末において、外部委託業者にパンチ作業（紙の申告書をシステムに取り込む形式にする作業）の依頼を行っている。外部委託業者からデータ形式で入手した後、システムへの取込作業を行っている。

##### ② 電子申告（eLTAX）の場合

申告書をeLTAXにて提出した場合には、法人係の担当者はeLTAXシステムにて申告データの内容を確認し、エラー処理（二重申告のエラー等の処理）を行った後、申告データを取り出し、システムへの取込作業を行っている。

#### (5) 月次調定業務

確定申告書の受付及び登録の作業が終わり、システムに取り込んだ上で毎月の税額を確定させることを月次調定という。システムへの取込作業を行った後、法人係の担当者はシステム上で取込結果の確認、福井市独自のアクセスファイルを使用したデータエラーの確認、最終調定額と申告書の目視チェックを行い、毎月の法人市民税の確定を行っている。

#### (6) 更正の決定

納税者が申告書を提出した後、本来支払うべき税金よりも多い金額を納めている場合や

還付金の金額を少なく申告した場合に行う手続きを更正の請求という。

納税者が税務署に対して更正の請求を行うと、税務署は福井県税事務所に対して通知を行い、福井県税事務所は毎月初旬に福井市に更正の内容である「法人税額等決定通知書<市町村税の法人税割に係る課税標準額等の通知書>」を発送している。当該通知書が届くと法人系の担当者は内容を確認し、福井県税事務所に対して、更正により変更となった事項に関して関連書類を閲覧する旨を伝え、担当者 1 名にて福井県税事務所に向かっている。担当者は福井県税事務所にて関連書類を閲覧し、更正した法人税額やその内訳、県税の増減額、県税の税率等、更正処理に必要な事項を持参した通知書に手書きでメモを取っている。その際に、通知書には更正となっているものはすべて載っているが、修正申告（納税者が申告書を提出した後、本来支払うべき税金を過少に申告している場合に正しい税額を申告する手続き）の場合には通知書に記載されないため、福井県税事務所が把握している更正リストと通知書を照らし合わせ、漏れがある場合には、その事項も追加でメモを取っている。福井県税事務所への閲覧作業を終えると、担当者はシステムにて更正の処理を行い、税額の変更通知書及び決裁書を作成し、変更通知書を該当する納税者に対して発送している。

## （7）市税調査

福井市においては、特に新設法人の未申告や、確定申告の未申告法人に対して、課税対象の網羅性を把握するために調査を行っている。

法人を新設するに際して、福井市内に事務所や事業所などがある法人については、必ず福井市と福井県税事務所にて法人設立届を提出していることが考えられる。福井県税事務所との共同発送の際に、福井県税事務所は「県税事務所法人県民税申告書発送一覧」の申告書発送リストを持参しており、当該リストに載っている法人と、福井市が把握している発送リストの法人との間に齟齬が生じる場合には、福井市内に事務所や事業所がない法人か、福井市に対して未申告であることが考えられる。福井市の法人系の担当者は、共同発送を行う際に、互いのリストを照らし合わせ漏れがないことを確認し、未申告と認められる法人がある場合には、対象となる法人に対して申告するよう通知書を発送、または電話にて督促の連絡を行うなどの追加的対応を行っている。

また、確定申告の未申告法人に対しては、システム上の申告状況に「未済」のフラグが立つが、この中には休眠会社も含まれており、実質的な確定申告の未申告法人に対する調査は以下の通り行っている。上記の共同発送の他、福井県税事務所が行う税額決定調査においても福井市と連携しており、福井県税事務所の税額決定調査の基礎となる未申告法人と考えられる「決定法人リスト」を福井市は毎月閲覧し、福井市が把握する法人情報を提供するなどして、お互いに課税漏れがないかどうかを把握している。課税漏れが認められる法人がある場合には、対象となる法人に対して申告するよう通知書を発送、または電話にて督促の連絡を行うなどの追加的対応を行っている。



#### 4. 納税義務者

##### (1) 納税義務者と税額の種類

法人市民税の納税義務者は、「福井市内に事務所や事業所等がある法人や公益法人等」である。具体的には下記(2)非課税制度を除き、福井市内に事務所や事業所などがある法人については法人税割額及び均等割額、福井市内に寮、宿泊所、クラブなどがある法人や公益法人などで収益事業を行わないものについては均等割額のみが課される。

納税義務者と納める税金

納税義務のある法人	納める税金	
	法人税割	均等割
福井市内に事務所や事業所などがある法人	○	○
福井市内に寮、宿泊所、クラブなどがある法人	—	○
公益法人などで収益事業を行わないもの	—	○

##### (2) 非課税制度

地方税法第 296 条にて、法人市民税の非課税制度が定められている。福井市においては上記「(1) 納税義務者と税額の種類」にて記載した納税義務者に該当する者であっても下記に掲げる者に対しては、市町村民税の均等割を課することができない。ただし、②に掲げる者が収益事業を行う場合は、この限りでない。

- ① 国、非課税独立行政法人、国立大学法人等、日本年金機構、都道府県、市町村、特別区、地方公共団体の組合、財産区、合併特例区、地方独立行政法人、港湾法の規定による港務局、土地改良区及び土地改良区連合、水害予防組合及び水害予防組合連合、土地区画整理組合並びに独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構
- ② 日本赤十字社、社会福祉法人、更生保護法人、宗教法人、学校法人、私立学校法第 64 条第 4 項の法人、労働組合法による労働組合、職員団体等に対する法人格の付与に関する法律第 2 条第 5 項に規定する法人である職員団体等、漁船保険組合、漁業信用基金協会、漁業共済組合及び漁業共済組合連合会、信用保証協会、農業共済組合及び農業共済組合連合会、農業協同組合連合会（医療法第 31 条に規定する公的医療機関に該当する病院又は診療所を設置するもので政令で定めるものに限る。）、中小企業団体中央会、国民健康保険組合及び国民健康保険団体連合会、全国健康保険協会、健康保険組合及び健康保険組合連合会、国家公務員共済組合及び国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合、全国市町村職員共済組合連合会、地方公務員共済組合連合会、日本私立学校振興・共済事業団、公益社団法人又は公益財団法人で博物館法第 2 条第 1 項の博物館を設置することを主たる目的とするもの又は学術の研究を目的とするもの並びに政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律第 7 条の 2 第 1 項に規定する法人である政党等

#### 【意見】法2

非課税法人とされている公益法人であっても収益事業を開始すれば課税の対象となる。公益法人のうち社会福祉法人については、市内の法人の多くは福井市が所轄庁となっている。社会福祉法人の担当部署は、指導監査等を通じて当該事業者の事業内容に関する情報を有している。市民税課は、現況判断の参考とするために、当該担当部署から情報の提供を受けることが有用と考える。

また、独立行政法人福祉医療機構が運用する WAM NET（福祉等に関する総合情報サイト）には、「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」の機能があり、法人が行う事業等の検索が可能となっている。これを活用し、社会福祉事業以外の事業の実施状況を把握することも可能であり、課税状況の判定の参考となると考える。

### （3）減免制度

地方税法第 323 条にて、法人市民税も含め、市町村民税の減免制度が定められている。福井市においては、福井市市税賦課徴収条例第 38 条及び福井市市税賦課徴収条例施行規則第 13 条並びに福井市法人市民税減免事務取扱要綱第 2 条にて減免の対象を定めている。福井市法人市民税減免事務取扱要綱第 2 条によれば、減免対象を下記のように定めている。

- ① 公益社団法人又は公益財団法人で収益事業を営まないもの
- ② 一般社団法人（非営利型法人に該当するものに限る。）又は一般財団法人（非営利型法人に該当するものに限る。）で収益事業を営まないもの
- ③ 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 7 項に規定する認可地縁団体で収益事業を営まないもの
- ④ 特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 2 条第 2 項に規定する法人で収益事業を営まないもの
- ⑤ 中心市街地の活性化に関する法律（平成 10 年法律第 92 号）第 15 条第 1 項第 1 号ロに規定する法人又はこれに類する者で収益事業を営まないもの又は全ての収益をその目的であるまちづくり事業の経費にあてるもの
- ⑥ 条例第 38 条第 1 項第 10 号に該当するもののうち、社会事業又は公益事業を行うことを主たる目的とするもので、地方税法施行令（昭和 25 年政令第 245 号。以下「令」という。）第 47 条に規定する収益事業から生ずる収益の全てをその主たる目的たる事業の経費にあてるもの
- ⑦ 前各号に掲げるもののほか、法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものに類する法人その他前各号に類するもので、特に減免すべき事由があるもの

法人市民税の減免を受けようとする法人は、減免申請の対象となる事業年度の納期限の一週間前までに減免申請書及び添付書類を添えて福井市長まで提出しなければならない。ただし、福井市法人市民税減免事務取扱要綱第 4 条の減免の申請の特例に該当する場合は、この限りでない。

## 5. 税額の算定方法

### (1) 申告納税制度

法人市民税は申告納税制度が採用されており、納税者が納める税額を計算し、国や地方自治体に申告を行い、税金を納付する。主な申告の種類には、確定申告、中間申告、修正申告がある。

#### ① 確定申告

法人税法の規定によって、法人税の確定申告書を提出する義務のある法人は、その申告書の提出期限までに、法人税割額、均等割額その他必要な事項を記載した申告書を、市町村長に提出し、その申告した税額（すでに納付の確定した税額を除く。）を納付しなければならない。

#### ② 中間申告

法人税法の規定によって、法人税の中間申告書を提出する義務のある法人は、当該申告書の提出期限までに、法人税額、これを課税標準として算定した法人税割額（仮決算による中間申告以外の場合には、前事業年度の法人税割額の2分の1）、均等割額その他必要な事項を記載した申告書を、市町村長に提出し、その申告した税額を納付しなければならない。

なお、法人税法第71条第1項ただし書の規定により中間納付額が10万円以下であるため法人税の中間申告書の提出を要しない法人については、法人市民税についても中間申告及びこれに基づく納税を要しない。

#### ③ 修正申告

上記の申告書を提出した法人又は更正、決定を受けた法人は、次の場合には遅滞なく、課税標準等又は税額等を修正する申告書を提出し、増加した税額を納付しなければならない。

i) 申告書等に記載した税額に不足額があるとき

ii) 申告書に税額を記載しなかった場合又は税額がない旨の更正を受けた場合において、その納付すべき税額があるとき

#### ④ 新型コロナウイルス感染症の影響による法人市民税の申告期限等の延長制度

通常、申告期限は原則として法人が定める事業年度の終了日の2ヶ月後（申告期限延長制度を採用している場合、3ヶ月又は4ヶ月後）であるが、福井市においては、新型コロナウイルス感染症の影響により、通常の業務体制を維持できない場合や、決算事務が間に合わないなど、やむを得ず期限内に法人市民税の申告を行うことができない場合は「法人等の異動申告書を提出すること」又は「確定等申告書に係る書類を添付して提出する手続を行うこと」で、申告期限及び納期限を延長することができることとなっていた。

### (2) 法人税割額と均等割額

法人市民税は、納税者が納める税額を計算し、国や地方自治体に申告を行い、税金を納付する。法人市民税には、法人の所得に応じて負担する法人税割と、所得の有無にかかわらず負担する均等割がある。

① 法人税割額

法人税割額は、課税標準となる法人税額に税率を乗ずることで算出される。

$$\text{法人税割額} = \text{課税標準となる法人税額} \times \text{税率}$$

注：福井市外にも事業所等がある場合には、課税標準となる法人税額を、市町村ごとの従業者数で按分する。

税率は以下の通りである。

年度	税率
平成 26 年 9 月 30 日以前に開始する事業年度	14.7%
平成 26 年 10 月 1 日以後、令和元年 9 月 30 日以前に開始する事業年度	12.1%
令和元年 10 月 1 日以後に開始する事業年度	8.4%

② 均等割額

均等割額は、法人の所得の有無にかかわらず、資本金等の金額と従業員数により税額が決定する。ただし、年度の途中に設立された法人については月割りとし、1月に満たない端数があるときは、これを切り捨てて月割り計算を行う。

$$\text{均等割額} = \text{税率（年額）} \times \text{算定期間中に事務所、事業所等を有していた月数} \div 12 \text{ ヶ月}$$

税率（年額）は以下の通りである。

法人等の区分	均等割税率 (年額)
次に掲げる法人 イ 法人税法第2条第5号の公共法人及び法第294条第7項に規定する公益法人等のうち、均等割が課されるもの(独立行政法人で収益事業を行うものを除く。) ロ 人格のない社団等 ハ 一般社団(財団)法人(非営利型法人に該当するものを除く。) ニ 保険業法に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの(イからハまでに掲げる法人を除く。) ホ 資本金等の額が1,000万円以下、従業者数の合計が50人以下	6万円
2 資本金等の額が1,000万円以下、従業者数の合計が50人を超える	14万4千円
3 資本金等の額が1,000万円を超え1億円以下、従業者数の合計が50人以下	15万6千円
4 資本金等の額が1,000万円を超え1億円以下、従業者数の合計が50人を超える	18万円
5 資本金等の額が1億円を超え10億円以下、従業者数の合計が50人以下	19万2千円
6 資本金等の額が1億円を超え10億円以下、従業者数の合計が50人を超える	48万円
7 資本金等の額が10億円を超え、従業者数の合計が50人以下	49万2千円

法人等の区分		均等割税率 (年額)
8	資本金等の額が 10 億円を越え 50 億円以下、従業者数の合計が 50 人を 超える	210 万円
9	資本金等の額が 50 億円を超え、従業者数の合計が 50 人を超える	360 万円

## 6. 納付方法の種別

法人市民税の納付方法は、金融機関等を含む窓口での現金による納付の他、共通納税（ダイレクト納付）が認められている。

令和元年 10 月より地方税についても、ダイレクト納付が可能となっている。ダイレクト納付とは、マルチペイメントネットワークの仕組みを利用して、自宅やオフィスから、地方税の納税手続きを電子的に行うことである。ダイレクト納付は、全ての地方公共団体へ一括して電子納税（納税者がインターネット等を利用して国や地方公共団体へ税金を電子的に納税する仕組み）することができる。具体的には、インターネットを通じて電子申告を行った申告データをもとに、提出済の申告データを選択することで、あらかじめ登録している口座から、その申告内容に応じた税金を直接納税することとなる。

福井市においてもダイレクト納付の手続きは可能となっており、当然利用している法人も存在する。福井市では、ダイレクト納付の利用の有無にかかわらず、申告対象となる法人の全てに対して申告書及び納付書を発送している。

### 【意見】法 3

ダイレクト納付は、納税者が窓口にて納付書をもとに納税する手間が省け、事務所からでも納税ができる非常に便利な制度である。福井市では、ダイレクト納付の利用の有無にかかわらず、申告対象となる法人の全てに対して、申告書及び納付書を発送しているが、一度ダイレクト納付を行っている法人が再び納付書を用いて窓口納付することは考えにくく、ダイレクト納付を行った法人に対して紙の申告書及び納付書を送付することには意味が乏しいのではないかと考えられる。福井県税事務所との共同発送において、申告書及び納付書の発送数に対する福井市分の負担金も発生していることから、ダイレクト納付を行った法人に対しては申告書及び納付書の発送に代えて、簡単な案内文を添える等の対応を行うべきであるというのが監査人の意見である。

## 7. 電子化（eLTAX）への対応と推進方法

平成 30 年度税制改正により、「電子情報処理組織による申告の特例」が創設され、一定の法人が行う国税の申告は、e-Tax（国税電子申告・納税システム）により提出しなければならないこととされており、福井市においても、同様の対象法人における地方税の申告は eLTAX による電子申告を行うことを義務付けている。福井市における電子申告義務対象

法人はすべて電子申告が行われていた。

福井市における法人市民税の電子による申告数と紙による申告数の推移は以下の通りである。

単位：件

項目	H30 年度	R 元年度	R2 年度
電子による申告数	9,933	10,355	10,490
紙による申告数	3,511	2,216	1,626
電子による申告数の割合	73.8%	82.3%	86.5%

コメント

福井市における法人市民税の確定申告書の電子による申告数の割合は年々増加しており、令和 2 年度における割合は 86.5%となっている。

**【意見】法 4**

依然として紙による提出を行っている法人も存在するので、引続き、国税庁と連携して電子申告の推進活動を行う必要がある。電子申告の割合が増加すればするほど福井市の事務手続は効率的に行うことが出来ると考えられる。

## 8. 実施したサンプルテストとその結果

### (1) 調定額のサンプルテスト

令和 2 年度における法人市民税調定額の内容を確認するため、令和 2 年度法人市民税調定額のデータを入手し、法人税割額の基礎となる課税所得の額や、均等割額の基礎となる資本金等の額、従業員数の状況を閲覧するとともに、入手したデータの中から任意に 25 件抽出し、システムへの入力内容の妥当性を確認するため、納税義務者が提出を行った確定申告書の原本とシステム画面との照合を行った。

**【結果】**

監査上問題となる事項は検出されなかった。

### (2) 減免のサンプルテスト

令和 2 年度における法人市民税の減免状況を確認するため、福井市法人市民税減免事務取扱要綱、減免法人一覧を入手し閲覧を行ったうえで、一覧から任意に 25 件抽出し、減免申請に係る書類の提出状況を確認した。

**【結果】**

監査上問題となる事項は検出されなかった。

## 9. 監査の結果

### (1) 均等割額の算出基礎となる従業員数

システムから出力した令和2年度の法人市民税調定額のデータを閲覧すると、全14,364件のデータの内、均等割額の算出基礎となる従業員数が45人～50人として申告している法人数は139件存在した。その内、過去3年間に渡って従業員数の変動がない法人が18件存在した。

#### 【意見】法5

法人市民税の均等割額については、50人を境に大きく税額が変わることとなり、従業員数の適切な申告は非常に重要であると認められる。令和2年度の法人市民税調定データを閲覧すると、均等割額が変更となる可能性のある45人～50人として申告している法人数は139件、その内、過去3年間に渡って従業員数の変動がない法人が18件存在している。当然、法人を運営していれば、従業員の採用や退職等により増減し、または従業員数が変わらないということも考えられるが、過去3年に渡って従業員数の変動がない、特に均等割額の境となる50人で変動がない法人については、何かしらの調査や対応が必要であるというのが監査人の意見である。

例えば、基準時点は異なるが、確定申告書と提出された給与支払報告書との人員数の整合性の確認や、実際に電話調査や必要であれば訪問調査を行い、従業員数の実態を直接確認することが考えられる。

### (2) 未申告調査

福井市では、特に確定申告の未申告法人に関し、福井県税事務所の調査リストに合わせて福井市の把握する法人情報を提供する等、福井県税事務所との連携を行った上で調査を実施している。共同して業務を行うことは、申告漏れの把握や法人情報の共有など課税徴収において双方にとってメリットがある。実際に、福井県税事務所の調査リストを閲覧し、申告の督促等の対応を行っているが、福井市はどの法人に対してどのような対応を実施したかの記録を残していなかった。

#### 【意見】法6

福井市では、未申告と認められる法人に対しての追加的対応の記録を残していない。どの法人に対してどの対応を行ったか記録を残していない場合、督促先の網羅性が担保されず、督促すべき法人に対応が行われず、または反対に、既に督促を行った法人に対して再度督促を行う等のリスクがある。福井県税事務所との共同作業の効果を発揮しつつ、福井市においても調査や督促履歴を残す等の然るべき対応を行うことで、その有効性を維持する必要がある。

### (3) 更正の決定事務作業

福井市においては、福井県税事務所からの「法人税額等決定通知書<市町村税の法人税割に係る課税標準額等の通知書>」に基づき、福井県税事務所へ赴いて、資料の閲覧や内容の確認を法人係の担当者 1 名で行っている。「法人税額等決定通知書<市町村税の法人税割に係る課税標準額等の通知書>」に全ての情報が記載されていれば問題ないが、福井県税事務所が把握する更正リストと照らし合わせ、記載されていない情報がある場合には、その該当する情報を全て通知書等に手書きでメモを取ることで対応している。

#### 【意見】 法 7

「法人税額等決定通知書<市町村税の法人税割に係る課税標準額等の通知書>」に記載されていない情報への対応について、通知書等への手書きメモによる対応の場合、記載ミスが生じる可能性がある。また、担当者 1 名で業務を行っており、メモの内容が正確なものか、網羅されているかについて検証することは事実上不可能となっている。法人係でなくとも良いので、市民税課の中で少なくとも 2 名にて業務を行うことが望ましいというのが監査人の意見である。情報の正確性、網羅性を担保することや、担当者 2 名による相互牽制を働かせることが重要である。

また、修正申告の場合は、更正と異なり税務署から各地方自治体に通知する義務がないため、各地方自治体へも修正申告を提出するように、税務署から納税者へ働きかけてもらうよう、税務署との意見交換会の場などで要望することが望ましい。



### I-3. 軽自動車税

#### 1. 歳入等の推移

##### (1) 軽自動車税環境性能割（令和元年度9月30日以前は自動車取得税（県税））

単位：台、千円

区分		H30年度		R元年度		R2年度	
		台数	調定額	台数	調定額	台数	調定額
軽自動車	三輪	—	—	0	0	0	0
	四輪 乗用	—	—	229	3,187	635	9,138
		—	—	2	50	1	32
	四輪貨物	—	—	—	6,135	959	19,888
合計		—	—	231	9,373	1,595	29,059

##### (2) 軽自動車税種別割

単位：台、千円

区分		H30年度		R元年度		R2年度	
		台数	調定額	台数	調定額	台数	調定額
原動機付 自転車	50 cc以下	3,908	7,816	3,676	7,352	3,418	6,836
	90 cc以下	284	568	277	554	278	556
	125 cc以下	699	1,678	752	1,805	811	1,946
	ミニカー	117	433	111	411	107	396
軽自動車	二輪	1,747	6,289	1,790	6,444	1,801	6,484
	三輪	2	9	2	9	2	9
	四輪乗用	61,528	534,929	62,281	558,328	62,777	580,305
	四輪貨物	18,972	90,939	18,895	92,025	18,836	93,062
小型特殊 自動車	農耕農作業	748	1,496	755	1,510	799	1,598
	フォークリフト	1,265	7,463	1,384	8,166	1,452	8,567
二輪小型自動車		2,151	12,906	2,173	13,038	2,227	13,362
合計		91,421	664,526	92,096	689,642	92,508	713,121

#### 2. 税の概要

軽自動車税は、自動車取得税が廃止され、令和元年10月1日新たに設けられた軽自動車税環境性能割（以下「環境性能割」という。）と、令和元年9月30日まで、軽自動車税であった、軽自動車税種別割（以下「種別割」という。）に分類される。

環境性能割は令和元年10月1日より市税となったが、手続は、当分の間、県が行うこととなっている。

分類	賦課時点	令和元年9月30日まで
環境性能割	取得時	自動車取得税（県税）
種別割	所有年度	軽自動車税

### （１）環境性能割

環境性能割とは、三輪以上の軽自動車のエネルギー消費効率の基準エネルギー消費効率に対する達成の程度その他の環境への負荷の低減に資する程度に応じ、三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税をいう。

地方税法第452条において、市町村は、通常の取得価額が50万円以下である三輪以上の軽自動車に対しては、環境性能割を課することができないと定められており、新車・中古車を問わず、三輪以上の50万円を超える価格で軽自動車を購入する際にかかる税金である。

### （２）種別割

種別割とは、軽自動車等の種別、用途、総排気量、定格出力その他の諸元の区分に応じ、軽自動車等に対して課する軽自動車税をいう。

対象となる軽自動車の車種区分（地方税法第442条）

車種	定義
原動機付自転車	道路運送車両法第2条第3項に規定する原動機付自転車のうち、原動機により陸上を移動させることを目的として制作したもの
軽自動車	道路運送車両法第3条に規定する軽自動車
小型特殊自動車	道路運送車両法第3条に規定する小型特殊自動車
二輪の小型自動車	道路運送車両法第3条に規定する小型自動車のうち、二輪のもの（側車付二輪自動車を含む）

## 3. 事務手続の概要

軽自動車税の事務手続は、市民税課軽自動車係2名により行われている。

### （１）環境性能割

#### ① 環境性能割の収納

環境性能割は、令和元年度9月30日以前は軽自動車取得税（県税）であった経緯から、賦課・徴収・減免手続等の業務は、継続して県が行っている。対象月の2か月後に、県から市へ、対象月の環境性能割の払い込みがなされ、同時に「軽自動車税環境性能割の払込みに係る報告」、「対象車両一覧」が送付される。

#### ② 車両・金額の照合

福井市では、新規登録車両に係る軽自動車税環境性能割の税額データ作成を外部委託している。担当者は、県から受け取った「軽自動車税環境性能割の払込みに係る報告」「対象車両一覧」と、委託先に作成依頼した環境性能割対象車の車両・税額データを照合し、不-

致があれば、県に報告し修正が行われる。

## (2) 種別割

### ① 当初賦課

#### i) 軽自動車検査情報市区町村提供システム (J-LIS) データの取込

年に一度、4月初めに軽自動車検査情報市区町村提供システム (J-LIS) のデータを福井市総合行政情報システム (e-Nais) に取り込んでいる。データ取込後、「J-LIS 検査情報未取込リスト」、「車台番号重複エラーリスト」を出力し、原因を調査し解消している。

#### ii) 納税通知書の作成・発送

4月上旬、e-Nais でのバッチ処理を経て、e-Nais より軽自動車税納税通知書が出力される。担当者は、軽自動車税納税通知書及び同封物の封入・封緘業務の委託先事業者に、軽自動車税納税通知書及び同封物を引き渡している。5月上旬、封入・封緘作業が終了した納税通知書について、担当者は、宛名の確認・名寄せ等の発送準備を行い、投函を行っている。

### ② 減免

#### i) 減免申請書の受付・登録

市民税課に申請者から「減免申請書」が提出されると、担当者は、窓口にて減免申請書と証明書類に不備がない事、減免要件を満たす事を確認した上で受付を行い、随時、e-Nais に減免情報を入力している。

2月1日～5月31日の受付期間終了後、e-Nais より「減免決定通知リスト」を出力し、減免申請書と照合を行っている。なお、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響もあり、障がい者減免の申請期間を1か月延長し6月30日までとしていた。

#### ii) 減免の決裁

担当者は決裁伺書に、対象者及び対象車両リスト・減免申請書等を添付し、課長補佐に回付する。課長補佐が内容を照合し、課長が承認している。

#### iii) 減免決定通知書の作成・発送

6月上旬、e-Nais でのバッチ処理を経て、e-Nais から減免決定通知書が出力される。出力された減免決定通知書を申請者に発送している。

## (3) 新規・廃車・名義変更

二輪の小型自動車及び軽自動車に係る取得、廃棄、変更等が生じると所有者もしくは代理人 (ディーラー等) は、軽自動車検査協会・中部運輸局福井運輸支局に「軽自動車税 (種別割) 申告書 (報告書)」 (以下「申告書」という。) を提出している。軽自動車検査協会・中部運輸局福井運輸支局は、申告書を各市に1か月に3回発送している。

原動機付自転車及び小型特殊自動車に係る取得・廃棄・変更等については、市民税課に提

出された軽自動車申告（報告）書兼標識交付申請書及び軽自動車税（種別割）申告書兼標識返納書（以下「申請書等」という。）を受け付ける。

市民税課では、回送又は受付された申告書・申請書等の内容を e-Nais に入力している。入力は、申告書については、発送 1 回分の申告書につき 3 日程度かけて行われ、申請書等については随時行われる。登録情報入力後、e-Nais から「異動車両一覧表」を出力し、入力者以外の担当者が申告書・申請書等との照合を実施している。

#### 4. 納税義務者

##### (1) 賦課期日

賦課期日は毎年 4 月 1 日であり、4 月 1 日現在、軽自動車等の所有者が納税義務者である。ただし、所有権留保がなされている場合（ローンで車両を購入し、自動車会社が所有者となっている時など）は、使用者が納税義務者となる。

期日	内容	課税状況
4 月 1 日	新規登録	今年度は課税
	名義変更（譲渡）	新所有者に課税
	廃車	今年度は課税されない
4 月 2 日以降	新規登録	今年度は課税されない
	名義変更（譲渡）	旧所有者に課税
	廃車	今年度は課税

##### (2) 非課税制度

地方税法第 445 条において、軽自動車税の非課税制度が定められている。公用・公共の用に供するものとして、以下の場合には、非課税として取り扱われる。

###### ① 地方税法第 445 条第 1 項

市町村は、国、非課税独立行政法人、国立大学法人等及び日本年金機構並びに都道府県、市町村、特別区、これらの組合、財産区、合併特例区及び地方独立行政法人に対しては、軽自動車税を課することができない。

###### ② 地方税法第 445 条第 2 項

市町村は、日本赤十字社が所有する軽自動車等のうち直接その本来の事業の用に供する救急用のものその他これに類するもので市町村の条例で定めるものに対しては、軽自動車税を課することができない。

### (3) 減免制度

#### ① 環境性能割

地方税法第 461 条において、市町村長は、天災その他特別の事情がある場合において環境性能割の減免を必要とすると認める者その他特別の事情がある者に限り、当該市町村の条例で定めるところにより、環境性能割を減免することができるものと定められている。

これに基づき、福井市では、福井市市税賦課徴収条例第 67 条の 9 において、環境性能割の減免を定めており、種別割の減免対象軽自動車等のうち福井市市税賦課徴収条例第 77 条 1 項各号に定められている軽自動車等に対して減免することを定めている。

#### ② 種別割

地方税法第 463 条の 23 において、市町村長は、天災その他特別の事情がある場合において種別割の減免を必要とすると認める者、貧困により生活のため公私の扶助を受ける者その他特別の事情がある者に限り、当該市町村の条例で定めるところにより、種別割を減免することができるものと定められている。

これに基づき、福井市では、福井市市税賦課徴収条例第 76 条及び第 77 条において、種別割の減免を定めている。

##### i) 公益減免（福井市賦課徴収条例第 76 条第 1 項）

主に、公益社団法人、公益財団法人、社会福祉法人、自動車教習所が対象である。車検証に登録された車両の形状が「身体障がい者輸送車」または「車いす移動車」などであれば、納税義務者が個人や株式会社などでも、公益減免が認められる場合がある。減免額は全額である。

##### ii) 障がい者減免

##### a 身体障がい者（福井市賦課徴収条例第 77 条第 1 項）

身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保険福祉手帳、戦傷病者手帳の交付を受けている人が対象である。減免額は全額である。障がいの区分や程度（級別）により減免の範囲が定められているので、手帳を交付されていることで無条件に減免の対象とはならない。また、障がい者が普通乗用車と軽自動車をそれぞれ保有していても、自動車税種別割と軽自動車税種別割の減免を同時に受けることはできない。

##### b 身体障がい者輸送車（福井市賦課徴収条例第 77 条第 2 項）

その構造が専ら身体障害者等の利用に供するためのものである軽自動車等が対象である。

減免対象税	減免対象	市賦課徴収条例	内容
②種別割	公益に使用する車両	第 76 条	公益社団法人、公益財団法人、社会福祉法人、自動車学校（教習車）などが所有し、社会福祉法に規定する社会福祉事業に使用する又は公益のために直接その目的に専用するものと認められるもの

減免対象税	減免対象	市賦課徴収条例	内容
①環境性能割 ②種別割	身体障がい者等 注：身体障がい者の方が、対象車両に係る種別割の納税義務者である場合	第 67 条の 9 第 77 条第 1 項 1 号	対象となる年度の 4 月 1 日時点で身体障害者手帳又は精神障害保健福祉手帳（1 級）などの交付を受けている方で、一定の要件に該当する人 注：障がいの程度によっては減免できない場合あり
①環境性能割 ②種別割	身体障がい者輸送車	第 67 条の 9 第 77 条第 1 項第 2 号	次の（ア）、（イ）のいずれかで、身体障がい者のために使用されると認められるもの （ア）特殊用途自動車で、車検証に「身体障害者輸送車」又は「車いす移動車」と記載されているもの （イ）車検証で「車いす移動車」等の記載は確認できないが、改造等により同等の設備を有しているもの

#### （４）課税免除（福井市市税賦課徴収条例第 68 条）

福井市市税賦課徴収条例第 68 条では、商品であり、かつ、使用しない軽自動車等に対しては、種別割を課さないと定められている。

中古車を扱う業者が対象であり、業者が法人か個人事業主かは問わない。但し、使用しない車両のみが課税免除の対象となるので、試乗車や代車として所有している車両は免除されない。

減免及び課税免除の金額の推移

単位：件、円

事由	H30年度		R元年度		R2年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
障がい者等減免	800	6,859,900	831	7,490,200	861	7,991,800
公益減免	340	2,472,900	357	2,661,300	362	2,757,400
商品車課税免除	1,097	8,690,800	1,186	9,671,400	1,192	9,843,100
合計	2,237	18,023,600	2,374	19,822,900	2,415	20,592,300

## 5. 税率

### （１）環境性能割

軽自動車の排出ガスの量や燃費などの環境性能に応じて、税率が決定され、軽自動車の取得価額×税率で税額が算定される。

なお、令和元年 10 月 1 日に消費税率が引上げられたことに伴い、需要の平準化を図るた

め、令和元年10月1日から令和3年3月31日までの軽自動車（自家用の乗用車）の購入については、臨時的に税率1%軽減される。

自家用乗用車の税率

区分	税率	臨時的軽減
電気自動車 燃料電池車 天然ガス自動車（H30 規制適合又は H21 規制から窒素酸化物10%低減達成） プラグインハイブリット車 グリーンディーゼル車（H30 規制適合又は H21 規制適合）	非課税	非課税
ガソリン車・ハイブリット車・LPG 車 （R2 年度燃費基準+10%達成）		
ガソリン車・ハイブリット車・LPG 車 （R2 年度燃費基準）	1.0%	
上記以外の車	2.0%	1.0%

## （2）種別割

### ① 原動機付自転車・小型特殊自動車・二輪車等の税率

車種		税率（年額）
原動機付自転車	総排気量 0.05 L（50 cc）以下 または定格出力 0.6Kw 以下	2,000 円
	総排気量 0.05 L（50 cc）超 0.09 L（90 cc）以下 または定格出力 0.6Kw 超 0.8Kw 以下	2,000 円
	総排気量 0.09 L（90 cc）超 0.125 L（125 cc）以下 または定格出力 0.8Kw 超	2,400 円
	ミニカー ※1	3,700 円
小型特殊自動車	農耕車（トラクター・コンバイン等）	2,000 円
	その他（フォークリフト等）	5,900 円
二輪の軽自動車	総排気量 0.125L（125 cc）超 0.25L（250 cc）以下	3,600 円
二輪の小型自動車	総排気量 0.25L（250 cc）超	6,000 円
被けん引車		3,600 円

※1：ミニカーとは、三輪以上で総排気量が20ccを超え50cc以下のもののうち、車輪間の距離が50cmを超えるものまたは車室を備えるものをいう。ただし、車室の側面が構造上開放されていて、かつ車輪間の距離が50cm以下の三輪（屋根付三輪）は除く。

② 三輪及び四輪の軽自動車の税率

地方税法の改正により、平成 27 年度から税率が変更された。また、平成 28 年度より環境性能の優れた軽四輪車等の普及を促進する目的で、グリーン化特例の軽減税率及び新規新車登録から 13 年経過したものについて経年重課が適用されており、以下のように分類される。

- i) 平成 27 年 3 月以前に最初の新規検査を受けた車両
- ii) 平成 27 年 4 月以降に最初の新規検査を受けた車両※ 1

※ 1：グリーン化特例の軽減税率が適用

適用期間：初年度検査月が令和 3 年 3 月までの三輪・四輪軽自動車

軽課年度：最初の新規検査を受けた年度の翌年度

グリーン化特例の対象及び軽課割合

対象・要件等				特例内容
軽自動車	電気自動車 天然ガス自動車（H21 排出ガス規制から NOx（窒素酸化物） 10%低減達成 又は H30 排出ガス規制適合）			75%軽減
	ガソリン車 （ハイブリッド車を含む）	排出ガス性能	燃費性能 ※ 1	
		H17 年排出ガス規制 75%低減 又は	R2 年度燃費基準＋ 30%達成	50%軽減
		H30 年排出ガス規制 50%低減	R2 年度燃費基準＋ 10%達成	25%軽減
対象・要件等				特例内容
軽貨物車	電気自動車 天然ガス自動車（H21 排出ガス規制から NOx（窒素酸化物） 10%低減達成 又は H30 排出ガス規制適合）			75%軽減
	ガソリン車 （ハイブリッド車を含む）	排出ガス性能	燃費性能 ※ 1	
		H17 年排出ガス規制 75%低減 又は	H27 年度燃費基準＋ 35%達成	50%軽減
		H30 年排出ガス規制 50%低減	H27 年度燃費基準＋ 15%達成	25%軽減

※ 1：燃費性能については、車検証の「備考」欄に記載されている。



iii) 最初の新規検査から 13 年を経過した車両

車種				税率（年額）					
				i)	ii)			iii) 重課 税率	
					標準 税率	グリーン化軽減税率			
				75%軽減		50%軽減	25%軽減		
軽 自 動 車	三輪			3,100	3,900	1,000	2,000	3,000	4,600
	四輪	乗用	営業用	5,500	6,900	1,800	3,500	5,200	8,200
			自家用	7,200	10,800	2,700	5,400	8,100	12,900
	貨物	営業用	3,000	3,800	1,000	1,900	2,900	4,500	
		自家用	4,000	5,000	1,300	2,500	3,800	6,000	

## 6. 納付方法

### (1) 環境性能割

取得者もしくは代理人（ディーラー等）が、県に申告書を提出し納付する。

### (2) 種別割

福井市は、軽自動車検査協会もしくは申請者からの軽自動車税申請書に基づき賦課決定を行い、5月10日頃に軽自動車税納税通知書を納税義務者に送付、納税義務者は5月末（土日祝の場合は次の平日）までに税金を納付することとされている。

## 7. 実施したサンプルテストとその結果

### (1) 調定額のサンプルテスト

#### ① 継続賦課

e-Nais 上の令和 2 年度継続賦課全データより、サンプルで 25 件抽出し、申告書と照合を行った。

#### ② 新規発生

e-Nais 上の令和 2 年度新規発生全データよりサンプルで 25 件抽出し、申告書と照合を行った。

#### 【結果】

監査上問題となる事項は検出されなかった。

### (2) 減免のサンプルテスト

e-Nais 上の令和 2 年度減免全データよりサンプルで 25 件抽出し、減免申請書と照合し、決裁書を確認した。

#### 【結果】

監査上問題となる事項は検出されなかった。

### **(3) 課税免除のサンプルテスト**

e-Nais 上の令和 2 年度課税免除全データよりサンプルで 25 件抽出し、課税免除申請書と照合し、決裁書を確認した。

#### **【結果】**

監査上問題となる事項は検出されなかった。

## **8. 監査の結果**

監査上問題となる事項は検出されなかった。

## I-4. 市たばこ税

### 1. 歳入等の推移

#### (1) 調定額の推移

単位：千円

項目	H30 年度	R 元年度	R2 年度
旧 3 級品を除くたばこ (手持ち品課税分 ※2)	1,846,154 (7,978)	1,886,310 (-)	1,764,634 (6,521)
旧 3 級品のたばこ (手持ち品課税分 ※1)	34,543 (227)	17,358 (238)	- (-)
合計 (手持ち品課税分)	1,880,697 (8,205)	1,903,668 (238)	1,764,634 (6,521)

※1：平成 27 年度税率改正に伴い、小売業者が各年の 4 月 1 日及び令和元年 10 月 1 日時点で販売用に 5,000 本以上の旧 3 級品たばこを所有している場合に課税

引き上げ額：平成 28・29 年の旧 3 級品：本数×0.43 円

平成 30 年の旧 3 級品：本数×0.645 円

令和元年の旧 3 級品：本数×1.692 円

※2：平成 30 年度税率改正に伴い、小売業者が平成 30 年 10 月 1 日時点で販売用に 20,000 本以上の旧 3 級品以外のたばこを所有している場合及び令和 2 年 10 月 1 日時点で販売用に 20,000 本以上のたばこを所有している場合に課税

引き上げ額：平成 30 年の旧 3 級品以外：本数×0.43 円

令和 2 年：本数×0.43 円

#### (2) 売渡し本数の推移

単位：本

項目	H30 年度	R 元年度	R2 年度
旧 3 級品を除くたばこ	340,550,731	331,396,640	301,448,817
旧 3 級品のたばこ	8,805,280	4,352,640	-
合計	349,356,011	335,749,280	301,448,817

コメント

売渡し本数は年々減少傾向にある。

### 2. 税の概要

#### (1) 市たばこ税

たばこ税は大きく国のたばこ税と地方のたばこ税に分類される。このうち地方のたばこ税は県たばこ税と市たばこ税により構成される。

製造たばこの製造者（日本たばこ産業(株)、特定販売業者（輸入業者）及び卸売販売業者（以下これらを「卸売販売業者等」という。）が、市内の小売販売業者に売り渡したたばこの本数を課税標準とし、計算される地方税である。

## （２）手持品課税

たばこ税の税率が引き上げられる際に実施されるのが手持品課税である。

税率変更する以前に、小売販売業者等が規定の本数以上所有している場合、基準日零時の所有本数に対して、税率の引き上げ分に相当するたばこ税を課税する制度である。

既に製造場から出荷又は売り渡しされ流通段階にある製造たばこに対して税率の引上げ分に相当する課税（手持品課税）を行い、税率改正後に製造場から出荷又は売り渡される製造たばこと同一の税負担を求めることを目的としている。

たばこ税関係法令の改正に伴い、平成 30 年 10 月 1 日に税率の引き上げが行われた。激変緩和の観点から経過措置が講じられ、以下の通り、3 段階に分けて税率改正が実施されている。

期間	税率（1,000 本当たり）				合計
	国たばこ税	国たばこ特別税	道府県たばこ税	市町村たばこ税	
平成 30 年 9 月 30 日以前	5,302 円	820 円	860 円	5,262 円	12,244 円
平成 30 年 10 月 1 日～令和 2 年 9 月 30 日	5,802 円	820 円	930 円	5,692 円	13,244 円
令和 2 年 10 月 1 日～令和 3 年 9 月 30 日	6,302 円	820 円	1,000 円	6,122 円	14,244 円
令和 3 年 10 月 1 日以降	6,802 円	820 円	1,070 円	6,552 円	15,244 円

包括外部監査の対象年度である令和 2 年度において、令和 2 年 10 月 1 日の午前 0 時現在において、たばこの販売業者（小売販売業者、卸売販売業者及び特定販売業者）が、店舗（営業所）、倉庫、居宅等で合計 2 万本以上の製造たばこを販売のために所持している場合には、その所持する製造たばこについて、手持品課税が行われている。

### 令和 2 年度の手持品課税額

区分	税目	税率（1,000 本当たり）			1 本当たり 引上げ額
		改正前	改正後	引上げ額	
国税	たばこ税	5,802 円	6,302 円	500 円	0.500 円
	たばこ特別税	820 円	820 円	－円	－円

区分	税目	税率（1,000 本あたり）			1 本あたり 引上げ額
		改正前	改正後	引上げ額	
地方税	道府県 たばこ税	930 円	1,000 円	70 円	0.070 円
	市町村 たばこ税	5,692 円	6,122 円	430 円	0.430 円
合計		13,244 円	14,244 円	1,000 円	1.000 円

### 3. 事務手続の概要

市たばこ税の事務手続は、市民税課税制・管理系の担当者 1 名により行われている。福井市総合行政情報システム（e-Nais）は用いておらず、エクセルで作成した調定ファイルによって情報を管理している。

#### （1）月次業務

##### ① 市たばこ税申告書の提出

納税義務者から、毎月市たばこ税申告書の提出がある。毎月月末が前月分の申告書の提出期限であり、提出がない場合、連絡して提出するように求めている。

##### ② 市たばこ税申告書の受付・入力

担当者は、申告書の記載内容に誤りがないかを確認し、申告書をもとに市たばこ税調定ファイルに納税義務者ごとの売渡本数及び返還本数を入力している。

##### ③ 市たばこ税決議書の決裁

担当者は、毎月末、すべての納税義務者の申告書が揃った後、市たばこ税決議書を作成・印刷し、課長決裁を得ている。

#### （2）手持品課税業務

- ① 改正日より約 1 か月間半から 2 か月前に各業者へ送付する申告書や説明会の案内の書類を送付する準備を行う。その後、県と合同で封入封緘作業を行う。封入した郵便物は国・県・市の 3 者で 3 等分し、決められた日に各機関から発送する。
- ② 申告書の提出期限までに税務署に申告書が提出される。申告書は 3 枚複写になっており、後日税務署から福井市分の申告書がまとめて送られてくる。
- ③ 申告書が届いたら、申告本数と算出税額を確認し、誤りがあれば申告者に修正を求める。
- ④ 納税課と共同で管理している市たばこ税手持品課税ファイルに、申告本数・申告額を入力する。

#### 4. 納税義務者

##### (1) 市たばこ税

市たばこ税は、卸売販売業者等が、市内の小売販売業者（コンビニエンスストア等）に売渡したたばこの本数を課税標準とし、卸売販売業者等が納税義務を負うものである。

##### (2) 手持品課税

手持品課税の場合、通常の市たばこ税と異なり、たばこ販売のためたばこを所持する小売販売業者等が納税義務者となる。

#### 5. 税額の算定方法

市たばこ税の税率は、1,000 本当たり 6,122 円であり、売渡し製造たばこの本数×税率で税額が算定される。

#### 6. 納付方法

##### (1) 市たばこ税

卸売販売業者等が毎月の売渡分をまとめて、翌月末日までに「市たばこ税申告書」を市に提出し納めることとなっている。なお、この税金は、たばこの消費に対して課税されるもので、たばこの代金（小売価格）の中に含まれている。

##### (2) 手持品課税

税率が引き上げられる際、小売店等販売業者に申告書が届き、小売店等販売業者は所有するたばこの本数について、定められた期限までに、税務署に申告書を提出し、納付することとなっている。

#### 7. 実施した監査手続

卸売販売業者等から提出された市たばこ税申告書の課税標準・納税額計算の正確性について、福井市が行っている検証方法を確認した。

## 8. 監査の結果

### (1) 市たばこ税申告書の課税標準数量の検証

福井市においては、税制・管理系の担当者が、卸売販売業者等から提出された申告書上の課税標準数量に基づき、納税額が正しく計算されているかについて毎月検証を行っているが、課税標準数量（売渡し製造たばこの銘柄別本数）の正確性については検証を行っていない。

#### 【意見】 た1

課税標準数量（売渡し製造たばこの銘柄別本数）の正確性について検証を行うべきである。検証方法として、提出された申告書の中から、任意で、卸売販売業者等を抽出し、課税標準数量となる売渡し製造たばこの銘柄別本数の根拠資料を閲覧し、申告書に記載の本数と照合する調査を実施することが考えられる。このような調査を実施することで、市たばこ税に対する課税の公平性に関しての検証を行うことになると共に、虚偽の申告に対する牽制になるというのが監査人の意見である。

## I - 5. 入湯税

### 1. 歳入等の推移

調定額の推移

単位：人、千円

項目	H30 年度	R 元年度	R2 年度
特別徴収義務者数	17	18	18
入湯者数	656,356	712,726	351,481
調定額	65,636	71,273	35,148
未徴収金額	—	—	—

### 2. 税の概要

入湯税は、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他消防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興（観光施設の整備を含む。）に要する費用に充てるために、鉱泉浴場の入湯に対して入湯客に課税される目的税である。

入湯税は、特別徴収の方法によって徴収され、入湯税の特別徴収義務者は、鉱泉浴場の事業者である。

### 3. 事務手続の概要

入湯税の事務手続は、市民税課税制・管理系の担当者 1 名により行われている。福井市総合行政情報システム（e-Nais）は用いておらず、エクセルで作成した調定ファイルによって情報を管理している。

#### （1）入湯税申告書の提出

特別徴収義務者から、毎月入湯税納入申告書の提出がある。毎月 15 日が前月分の申告書の提出期限であり、提出がない場合、連絡して提出するように求める。

#### （2）入湯税納入申告書の受付・入力

担当者は、納入申告書の記載内容に誤りがないかを確認し、納入申告書をもとに入湯税調定ファイルに施設ごとの入湯者数を入力している。

#### （3）入湯税決議書の決裁

すべての施設の納入申告書が揃った後、入湯税決議書を作成・印刷し、該当月分の全施設の入湯税申告書を添付して、課長決裁を得ている。

### 4. 納税義務者

納税義務者は、鉱泉浴場における入湯客である。

### 5. 課税免除

福井市では、福井市市税賦課徴収条例第 140 条において、入湯税を課さない者を定めている。



- (1) 年齢 12 歳未満の者
- (2) 共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する者
- (3) 市長が必要がある者として規則で定めるもの

市長が必要がある者として規則で定めるものについては、「福井市市税賦課徴収条例施行規則第 24 条の 2」において次のように定められている。

- ① 天災その他の緊急事態の発生により、避難し、又は待機する場所として国又は地方公共団体が鉱泉浴場を利用する場合において、当該鉱泉浴場において入湯する被災者又は復旧作業に従事する者
- ② 天災その他の緊急事態の発生に伴い、入湯料金又は施設利用料金のうち入湯料金に相当する料金(以下「入湯料金等」という。)を通常の半額以下の料金とした鉱泉浴場において入湯する被災者又は復旧作業に従事する者

## 6. 税額の算定方法

入湯税の税率は、入湯客 1 人 1 日 100 円であり、入湯客×100 円で税額が算定される。なお、令和 3 年度以降より、入湯客 1 人 1 日 150 円へ改正されている。

## 7. 納付方法

鉱泉浴場の経営者が入湯客から入浴料金と併せて徴収し、1 ヶ月分をとりまとめて、翌月 15 日までに納入申告書を提出すると同時に納付している。

## 8. 監査の結果

### (1) 入湯税納入申告書の課税標準の検証

鉱泉浴場から提出された入湯税納入申告書の課税標準・納税額計算の正確性について、福井市が行っている検証方法を確認した。その結果、福井市においては、税制管理係の担当者が、鉱泉浴場より提出された入湯税納入申告書上の課税標準に基づき、納税額が正しく計算されているかについて毎月検証を行っていることが確認できたが、課税標準(入湯客の人数)の正確性については検証を行っていなかった。

#### 【意見】湯 1

課税標準(入湯客の人数)の正確性について検証を行うべきである。検証方法としては、提出された入湯税納入申告書の中から、任意で、鉱泉浴場を抽出し、課税標準となる入湯客の人数の根拠資料を閲覧し、申告書に記載の人数と照合する調査を実施することが考えられる。このような調査を実施することで、課税の公平性に関しての検証を行うことになると共に、虚偽の申告に対する牽制になるというのが監査人の意見である。

## II 資産税課

### 1. 概要

資産税課は、毎年1月1日現在で市内に土地・家屋・償却資産を所有する人に、その固定資産の資産価値に応じて評価し、その価格をもとに課税標準額を算出して固定資産税・都市計画税を賦課することを主な業務としている。

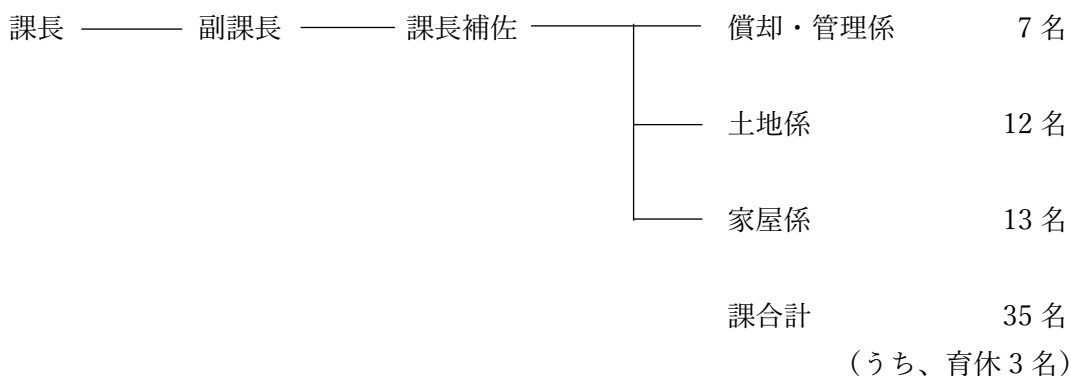
令和2年度の重点取組事項として以下を掲げている。

#### (1) 適正で公平な賦課

- ・土地・家屋の現況を的確に把握するとともに、令和3年度評価替えに向けた作業を実施し、適正で公平な評価及び賦課を行う。
- ・現所有者、納税管理人及び共有代表者を調査し、納税義務者を把握する。
- ・償却資産については、申告内容を国税資料と突合し、不一致の場合は指導する。

#### (1) 組織の概要（令和2年4月1日現在）

##### ① 組織図



##### ② 職員の状況（臨時任用含む）

職位	人員数
課長	1人
副課長	1人
課長補佐	1人
主幹	3人
副主幹	4人
主査	8人
主事	17人
会計年度任用職員	5人
合計	40人

③ 人員構成と推移（臨時任用除く）

i) 年齢別

項目	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度	R2 年度
30 歳未満	13 人	14 人	14 人	11 人	8 人
30 歳以上 40 歳未満	12 人	11 人	11 人	14 人	16 人
40 歳以上 50 歳未満	5 人	5 人	4 人	5 人	6 人
50 歳以上	5 人	4 人	5 人	5 人	5 人
合計	35 人	34 人	34 人	35 人	35 人
平均年齢	35.4 歳	35.2 歳	35.7 歳	36.8 歳	36.7 歳

ii) 税務事務経験年数別

項目	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度	R2 年度
1 年未満	5 人	5 人	7 人	8 人	6 人
1 年以上 2 年未満	6 人	4 人	4 人	6 人	7 人
2 年以上 3 年未満	7 人	6 人	3 人	5 人	6 人
3 年以上 5 年未満	8 人	12 人	11 人	6 人	5 人
5 年以上 10 年未満	7 人	5 人	8 人	10 人	10 人
10 年以上	2 人	2 人	1 人	0 人	1 人
合計	35 人	34 人	34 人	35 人	35 人
平均年数	3.8 年	3.3 年	3.3 年	2.8 年	3.1 年

(2) 事務分掌

係名	事務分掌
償却・管理係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 予算の見積・執行・決算に関すること。</li> <li>・ 給与・賃金に関すること。</li> <li>・ 文書の収受・発送に関すること。</li> <li>・ 広報・広聴に関すること。</li> <li>・ 歳計現金（つり銭）に関すること。</li> <li>・ 電算システムに関すること。</li> <li>・ 償却資産賦課業務に関すること。</li> <li>・ 実地調査に関すること。</li> <li>・ 窓口業務の指導及び税証明に関すること。</li> <li>・ 納税管理人及び送付先変更に関すること。</li> <li>・ 価格の決定等の公示に関すること。</li> </ul>

係名	事務分掌
償却・管理係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・共有データに関すること。</li> <li>・情報公開開示請求に関すること。</li> <li>・異議申立ての受付に関すること。</li> <li>・サービスの管理に関すること。</li> <li>・共用自動車の管理に関すること。</li> <li>・公印の保管に関すること。</li> <li>・現所有及び共有代表者変更に関すること。</li> <li>・市税の調定に関すること。</li> <li>・総評価見込、概要調書及び交付金検査調書に関すること。</li> <li>・徴収事務支援に関すること。</li> <li>・公用照会・依頼文書の回答に関すること。</li> <li>・公示送達に関すること。</li> <li>・国有資産等交付金に関すること。</li> <li>・納税通知書等に関すること。</li> <li>・資産税課ホームページに関すること。</li> <li>・税証明窓口に関すること。</li> </ul>
土地係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土地鑑定に関すること。</li> <li>・土地評価システムに関すること。</li> <li>・土地の異動整理に関すること。</li> <li>・賦課資料の収集に関すること。</li> <li>・税証明窓口に関すること。</li> <li>・特別土地保有税に関すること。</li> <li>・土地評価・賦課及び減免に関すること。</li> <li>・総評価見込、概要調書及び交付金検査調書に関すること。</li> <li>・賦課期日以後の価格通知に関すること。</li> <li>・法務局との連絡調整に関すること。</li> <li>・共有者データに関すること。</li> <li>・徴収事務支援に関すること。</li> </ul>
家屋係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家屋評価・賦課及び減免に関すること。</li> <li>・総評価見込、概要調書及び交付金検査調書に関すること。</li> <li>・賦課期日以後の価格通知に関すること。</li> <li>・家屋調査表の整理、保管に関すること。</li> <li>・税証明窓口に関すること。</li> <li>・徴収事務支援に関すること。</li> </ul>

係名	事務分掌
家屋係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家屋評価システムに関すること。</li> <li>・家屋の調査状況及び評価額の統計等に関すること。</li> <li>・賦課資料の収集に関すること。</li> <li>・法務局との連絡調整に関すること。</li> <li>・共有者データに関すること。</li> <li>・償却資産賦課業務支援に関すること。</li> </ul>

## 2. 歳入の推移

会計システム上、市税に係る歳入はすべて市民税課で計上されているため、会計システム上は資産税課に歳入はないが、資産税課が担当する市税について歳入の推移を記載する。

単位：千円

項目	H30 年度	R 元年度	R2 年度
固定資産税	18,676,340	18,908,708	18,897,553
特別土地保有税	—	1,603	—
都市計画税	3,250,382	3,286,929	3,286,673
合計	21,926,722	22,197,240	22,184,226

注：合計欄は千円単位の合計金額である。

増減コメント
<p><b>【特別土地保有税】</b></p> <p>投機的な土地取引の抑制を目的とする税。5,000 m<sup>2</sup>以上の土地を購入した場合に課税される。平成 18 年度以降は課税されていない。これまで 1 名だけが滞納しており、その一部を令和元年度に納めた。</p>

## 3. 歳出の推移

単位：千円

節名称	H30 年度	R 元年度	R2 年度
報酬 ※ 1	2,664	2,690	2,643
職員手当等	—	—	419
旅費	—	—	26
需用費	1,734	2,009	1,875
役務費	9,252	9,268	8,822
委託料	36,825	110,831	48,518
使用料および賃借料	1,398	1,388	1,487

備品購入費	—	225	—
負担金、補助及び交付金	120	120	120
合計	51,995	126,533	63,914

※1：報酬について、令和元年度以前は賃金及び諸手当の合算額である。

<p>増減コメント</p> <p><b>【職員手当等、旅費】</b> 令和2年度より、臨時任用職員が会計年度任用職員になったことにより、賃金が、「報酬」、「職員手当等」、「旅費」に節分けされて支出されるようになったため、新たに発生している。</p> <p><b>【委託料】</b> 令和元年度は、令和3年基準年度評価替えに係る標準宅地鑑定業務委託 60,944,400 円の実施等により、増加している。 令和2年度は、固定資産評価事務において前年度中に大方の委託業務を終えたため、支出が減少している。</p> <p><b>【備品購入費】</b> 令和元年度はシュレッダーの購入によるものである。</p>
---

#### 4. 目標管理と達成状況について

福井市では、部局の組織目標、部局マネジメント方針、分掌事務等を踏まえて、室課の組織目標を設定している。

部局の組織目標	1	固定資産税の適正な賦課業務	
	2	評価替えの公正な評価算定業務	
	3	新型コロナウイルス感染症緊急経済対策業務	
	4	効率的行政運営業務	
番号	業務名	業務内容	担当係
1	固定資産税(土地)賦課業務	土地の異動・現況を的確に把握し、適正で公平な賦課を行う。	土地(賦課)係
2	固定資産税(土地)評価業務	令和3年度評価替えに向けた作業を実施し、適正で公平な評価算定を行う。	土地(評価)係
3	固定資産税(家屋)賦課業務	家屋の新增築及び減失を的確に把握するとともに、令和3年度評価替えに向けた適正で公平な評価算定・賦課を行う。	家屋係
4	固定資産税(償却資産)賦課業務	償却資産についての調査、申告の指導を行い適正で公平な賦課を行う。	償却資産係

5	現所有及び納税管理人等に関する業務	現所有者、納税管理人、共有代表者等の調査を行い、納税義務者の適正な把握に努める。	管理係
6	固定資産課税台帳等の情報システムに関する業務	適正な評価・賦課のため、地積図等の管理を行い、固定資産課税台帳を含めた情報システムのデータ更新やシステム管理を行う。	管理係
7	税証明等窓口に関する業務	固定資産税に関する各種証明等の窓口業務を、正確かつ迅速に行う。	各担当係
8	新型コロナウイルス感染症緊急経済対策業務	生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置及び令和3年度の固定資産税の軽減措置について適正に対応する。	家屋係
9	効率的行政運営業務	担当業務を正確かつ迅速に行うとともに、事務の効率化を図る。	各担当係

目標毎に以下の成果が挙げられている。

3	固定資産税（家屋）賦課業務			
		令和元年度	→	令和2年度
	新增築家屋棟数	1,259 棟	→	1,611 棟
	減失家屋棟数	1,524 棟	→	1,614 棟
7	税証明等窓口に関する業務			
		令和元年度	→	令和2年度
	税証明件数	11,645 件	→	9,823 件
	閲覧件数	2,524 件	→	2,234 件
8	新型コロナウイルス感染症緊急経済対策業務			
				令和2年度
	条例改正			1 件
	特例措置申請件数			1,383 件
9	効率的行政運営業務			
		令和元年度	→	令和2年度
	時間外勤務時間数	3,358 時間	→	3,997 時間
	注：令和2年度の時間外勤務時間数増の要因は、3年ごとの固定資産評価事務の第			

3年度にあたり評価事務が増加したこと、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策業務が増加したことによる。なお、前回の固定資産評価事務第3年度の平成29年度の時間外勤務時間数と比較すると減少している。(平成29年度時間外勤務時間数：4,087時間)

#### コメント

「3 固定資産税(家屋)賦課業務」、「7 税証明等窓口に関する業務」の成果については、業務量としての活動指標であり、成果としての目標には適していない。また、「8 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策業務」の指標についても多ければよいという指標ではないため、成果としての目標には適さない。

#### 【意見】資1

資産税課では9つの業務ごとの目標があり、そのうち1つの業務については、目標と成果が数値で具体的に定められていた。他の目標についても可能な限り目標を数値で示すべきであるというのが監査人の意見である。

なお、資産税課にとっての大きな目標は「適正で公平な賦課」である。賦課税である固定資産税を扱う資産税課にとって、処理誤りは税額の誤りに直結する。これに対する成果指標は「過年度の処理誤りを原因とした更正等による還付件数及び金額」であると考えられる。過年度の処理誤りを原因とした更正等による還付件数及び金額ゼロを目標とすべきであるというのが監査人の意見である。

## 5. 実施した歳出のサンプルテストとその結果

令和2年度の資産税課における歳出の事務執行手続を確認するため、歳出データを入手し、任意に36件サンプルを抽出し、請求書等の証憑と照合するとともに、伺書、支出負担行為などの内部資料を閲覧、照合した。

#### 【結果】

監査上問題となる事項は検出されなかった。



## II - 1. 固定資産税及び都市計画税

### 1. 歳入等の推移

固定資産税及び都市計画税の調定額（現年課税分）の推移は次のとおりである。

単位：千円

項目		H30 年度	R 元年度	R2 年度
固定資産税	土地	7,088,211	7,081,395	7,055,158
	家屋	8,937,466	9,138,539	9,303,161
	償却資産	2,317,210	2,375,731	2,378,898
	合計	18,342,887	18,595,665	18,737,217
都市計画税	土地	1,611,887	1,618,889	1,613,883
	家屋	1,617,058	1,650,976	1,680,924
	合計	3,228,945	3,269,865	3,294,807

各資産種類に対する課税状況の推移は次のとおりである。

#### <土地>

項目	H30 年度	R 元年度	R2 年度
納税義務者数（人） （都市計画税対象者数）	78,974 (62,149)	79,292 (62,537)	79,537 (62,812)
筆数（筆）	562,754	562,922	562,840
地積（千㎡）	275,381	275,370	275,282

#### <家屋>

項目	H30 年度	R 元年度	R2 年度
納税義務者数（人） （都市計画税対象者数）	80,235 (61,102)	80,551 (61,451)	80,908 (61,814)
棟数（棟）	152,340	152,332	152,247
地積（千㎡）	22,447	22,507	22,542

#### <償却資産>

項目	H30 年度	R 元年度	R2 年度
納税義務者数（人）	3,321	3,405	3,509

### 2. 税の概要

固定資産税は、賦課期日（毎年1月1日）に固定資産を所有する者が、その評価額に応じて算定された税額を、その固定資産が所在する市町村に納付する税金である。対象となる固

定資産の種類は次のとおりである。

<固定資産の種類>

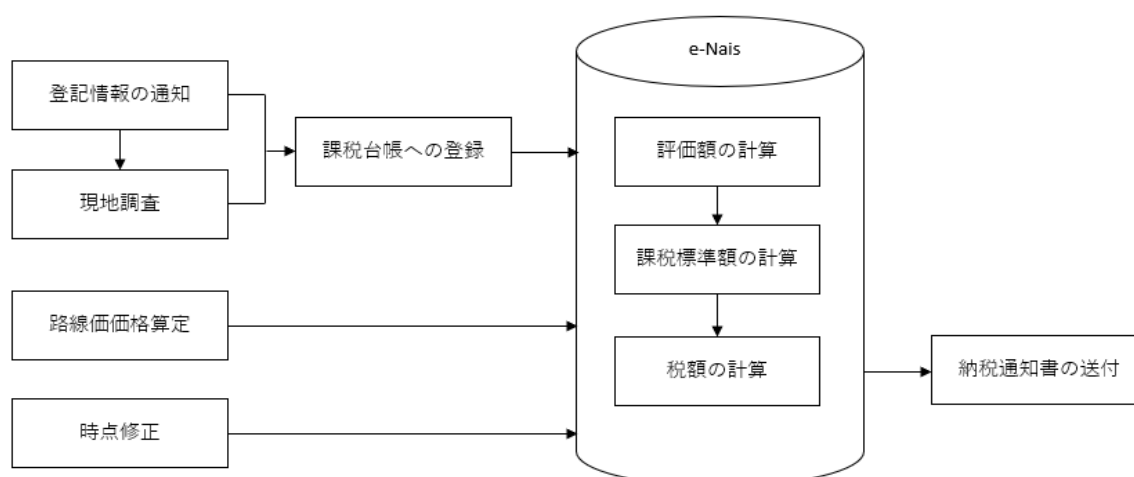
種類	内容
土地	宅地、田、畑、山林、雑種地など
家屋	住宅、店舗、事務所、工場、倉庫など
償却資産	事業の用に供することができる構築物、機械、車両、器具、備品など

都市計画税は、都市計画事業又は土地区画整理事業に要する費用に充てるために、目的税として課税される税金である。都市計画税は、都市計画法による都市計画区域のうち、市街化区域内に所在する土地及び家屋の所有者が、固定資産税とあわせて納付する。

### 3. 事務手続の概要

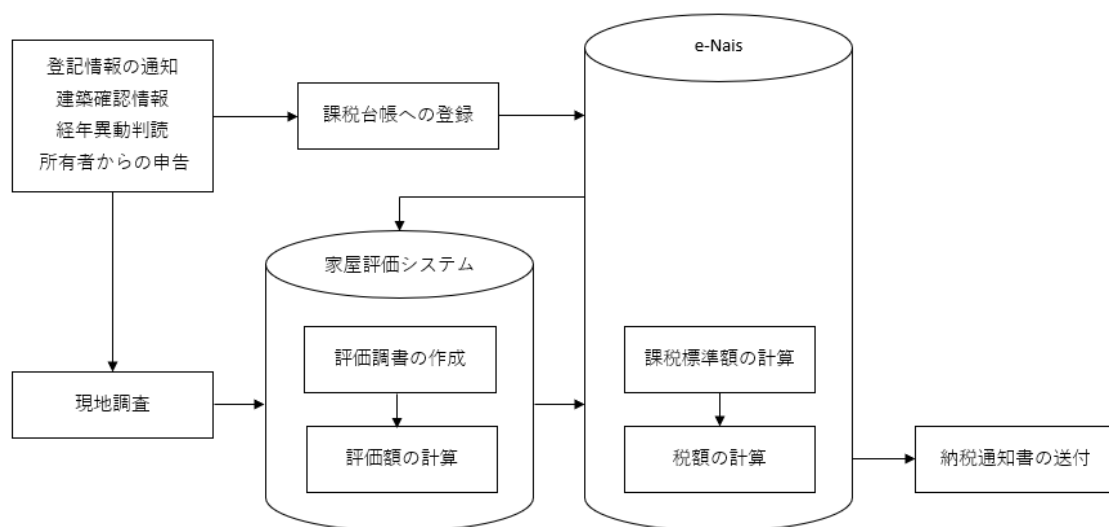
資産税課における主な業務の流れは、以下の通りである。

#### (1) 土地



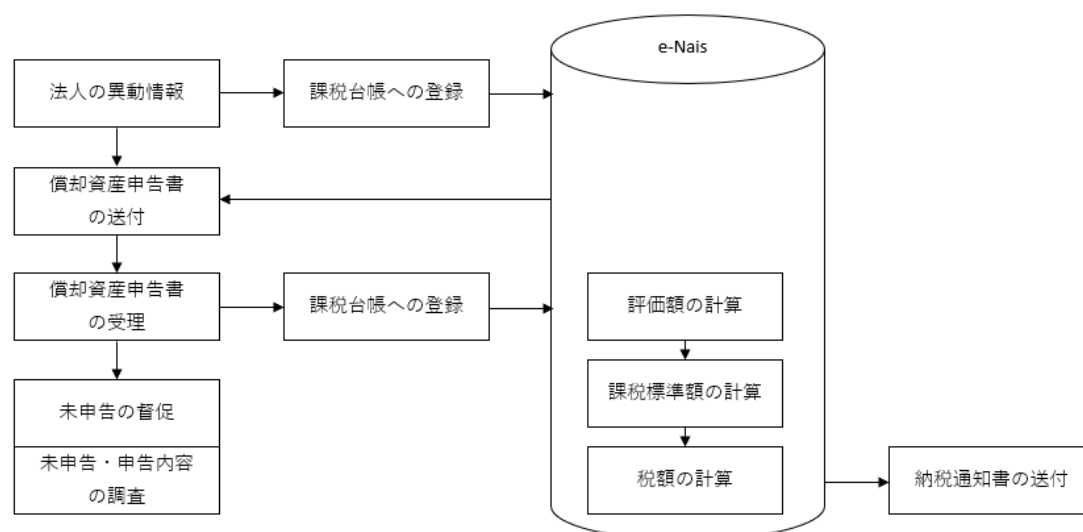
- ① 法務局より登記済通知書を受領し（週2回）、所有者の変更、分筆・合筆、地目変更等を認識する。
- ② 現地調査により現況を確認する。
- ③ 登記情報、画地情報等を課税台帳（e-Nais）へ登録する。
- ④ e-Naisにおいて、路線価、画地情報等を基に評価額、課税標準額、税額を計算する。
- ⑤ 納税通知書により、評価額、税額等を納税者に通知する。
- ⑥ 3年毎の基準年度に路線価を見直し e-Nais へ登録し、評価替えを行う。
- ⑦ 基準年度以外の年度において、地価下落傾向のある地域について価格の修正を行う。

## (2) 家屋



- ① 登記済通知書（法務局）、建築確認申請（建設部）、航空写真の経年異動判読、所有者からの申告等を基に、家屋の新築、増築又は滅失を認識する。
- ② 家屋の基礎情報を課税台帳（e-Nais）へ登録する。
- ③ 現地にて家屋調査を行う。
- ④ 調査結果を家屋評価システムへ登録し、評価調書を作成し、評価額を計算する。
- ⑤ 評価額を e-Nais へ登録し、課税標準額、税額を計算する。
- ⑥ 納税通知書により、評価額、税額等を納税者に通知する。

## (3) 償却資産



- ① 市民税課より法人の新設、消滅等の異動情報を入手し、課税台帳（e-Nais）へ登録する。

- ② 課税台帳（e-Nais）及び新設法人等の情報を基に償却資産申告書の送付先リストを作成し、申告書を送付する。
- ③ 償却資産申告書を受理する（書面又は電子）。
- ④ 償却資産申告書による申告内容を課税台帳（e-Nais）へ登録する。
- ⑤ e-Nais において、評価額、課税標準額、税額を計算する。
- ⑥ 納税通知書により、評価額、税額等を納税者に通知する。
- ⑦ 未申告者について、督促の葉書を送付する。
- ⑧ 国税資料の閲覧や現地調査により、未申告又は申告内容の調査を行う。

#### 4. 納税義務者

固定資産税は、賦課期日（毎年1月1日）現在において、福井市内に固定資産を所有する者が納税義務者となる。固定資産の所有者は、次のとおりとされている。

種類	内容
土地	登記簿に所有者として登記されている者
家屋	未登記の土地又は家屋については、土地補充課税台帳又は家屋補充課税台帳に所有者として登録されている者
償却資産	償却資産課税台帳に所有者として登録されている者

また、都市計画税は、賦課期日（毎年1月1日）現在において、市内の市街化区域に所在する土地又は家屋を所有する者が納税義務者となる。

##### <現所有者課税と使用者課税>

- ・所有者として登記又は登録されている者が賦課期日前に死亡している場合（個人）、又は消滅している場合（法人）には、同日においてその土地又は家屋を現に所有している者（現所有者）が所有者として納税義務者となる。
- ・市が相当な調査を行ってもなお固定資産の所有者の存在が不明である場合には、その使用者を所有者とみなして、その者に固定資産税を課することができる。

#### 5. 税額の算定方法

##### （1）賦課課税方式

固定資産税及び都市計画税には賦課課税方式が採用されており、市が納めるべき固定資産税額を計算し納税義務者に通知することとなる。

## (2) 算定の流れ



### ① 対象資産の特定

課税の対象となる固定資産は次のとおり特定され、課税台帳に登録される。

土地	登記情報により対象を特定する。
家屋	基本的には登記情報により対象を特定するが、未登記のものや登記処理の遅れに対応するため、登記以外の情報によって特定する場合もある。
償却資産	所有者から償却資産申告書の提出を受けることにより対象を特定する。申告書は、書面による提出のほか、eLTAX（地方税ポータルシステム）による電子申告も可能となっている。

### ② 評価額の決定

評価額は、総務省の定める「固定資産評価基準」等に基づき決定される。土地及び家屋は、3年毎の基準年度に評価替えを行い、基準年度の翌年度、翌々年度については、基準年度の評価額を据え置く。ただし、土地について、基準年度以外の年度において地価下落傾向のある地域については、価格の修正を行う。

土地	市街地等の宅地	市街地宅地評価法（路線価方式） 評価額＝地積×路線価×補正率
	その他の宅地	その他宅地評価法（簡易路線価方式） 評価額＝地積×簡易路線価×補正率
	その他の地目	その他の評価法（標準地比準方式） 評価額＝地積×標準地の単位地積当たり評点数

家屋	再建築価格方式 評価額＝再建築費評点数×補正率（経年減点補正率等） ・再建築費評点数：評価対象家屋と同一の家屋を新築する場合の建築費（家屋の使用資材、施工、設備等の状況を基に算出） ・経年減点補正率：建築後の経過年数に応じた減価率
償却資産	評価額＝取得価額－取得後の経過年数等に応じた減価額 注：評価額の最低限度は取得価額×5%

### ③ 課税標準額の決定

基本的に評価額が課税標準額となる。ただし、課税標準額を減額する特例があり、その主なものは次のとおりである。

種類	課税標準額の特例対象	課税標準額
土地	住宅用地 ・小規模住宅用地部分（200 m <sup>2</sup> までの部分） ・一般住宅用地部分（200 m <sup>2</sup> を超える部分）	評価額×1/6 評価額×1/3
償却資産	中小事業者が取得した先端設備等	0

### ④ 税額の算定

税額は次の通り算定する。

税の種類	税額
固定資産税	課税標準額×税率（1.4%）
都市計画税	課税標準額×税率（0.3%）

ただし、同一の者が所有する固定資産について、課税標準額の合計が免税点未満の場合、固定資産税及び都市計画税は課税されない。

種類	免税点
土地	30万円
家屋	20万円
償却資産	150万円

また、税額の軽減措置が適用される場合があり、その主なものは次のとおりである。

種類	税額軽減の対象	税額の減額
家屋	新築住宅（50～280 m <sup>2</sup> ）	固定資産税額×1/2（120 m <sup>2</sup> までの部分）

### ⑤ 税額の通知

評価額、課税標準額及び税額が、納税通知書により納税義務者に通知される。

## 6. 非課税制度

固定資産税は、地方税法の規定により、その所有者又は用途により課税することができない場合がある。その主なものは次のとおりである。

### (1) 所有者により非課税となる場合（人的非課税）

a	国並びに都道府県、市町村、特別区、これらの組合、財産区及び合併特例区が所有する固定資産
b	非課税独立行政法人、国立大学法人等及び日本年金機構が所有する固定資産（所有者以外が使用している場合を除く）
c	地方独立行政法人及び公立大学法人が所有する固定資産（所有者以外が使用している場合を除く）

### (2) 用途により非課税となる場合（用途非課税）

a	国並びに都道府県、市町村、特別区、これらの組合及び財産区が公用又は公共の用に供する固定資産
b	皇位とともに伝わるべき由緒ある物である固定資産
c	宗教法人が専らその本来の用に供する境内建物及び境内地
d	墓地
e	公共の用に供する道路、運河用地及び水道用地
f	保安林に係る土地
g	学校法人等がその設置する学校において直接保育又は教育の用に供する固定資産
h	学校法人、社会福祉法人等が認定こども園の用に供する固定資産
i	社会福祉法人等が次の用に供する固定資産 <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活保護施設</li> <li>・小規模保育事業</li> <li>・児童福祉施設</li> <li>・老人福祉施設</li> <li>・障害者支援施設</li> <li>・上記以外の社会福祉法第二条第一項に規定する社会福祉事業</li> </ul>
j	事業所内保育事業の認可を得た者が当該事業の用に供する固定資産
k	消費生活協同組合、健康保険組合、法人である労働組合、農業協同組合等が所有し、かつ、使用する事務所及び倉庫

注：上記に該当する固定資産でも、有料で借り受けた固定資産の場合には、当該固定資産の所有者に課することができる。

### (3) 非課税対象資産の定期的な確認（土地・家屋・償却資産）

用途非課税となる可能性のある法人で代表的な形態の法人（社会福祉法人、学校法人、宗教法人、公益財団法人、公益社団法人）の土地課税台帳、家屋課税台帳及び償却資産課税台帳データを入手し、課税又は非課税の判断が適切であるかを検討した。また、各台帳の照合を行い、同一法人又は同一地番において、課税又は非課税の判断が整合しているかの検討を行った。

① 土地及び家屋についての照合の結果、次のものが検出された。

所有者	資産	課税状況	現況
公益財団法人 A	家屋	非課税	家屋の一部を有料スポーツジムとして使用している。
社会福祉法人 B	家屋	非課税	家屋を第三者に賃貸している可能性がある。

公益財団法人について、固定資産税が非課税となるのは、社会福祉事業、幼稚園、図書館、博物館、医療関係者の養成所、就学援助のための寄宿舎又は学術研究用等に使用されるものに限られる。また、公民館等の公益のために使用される資産については全額の減免が適用されるが、有料で使用する施設については減免の対象とならない。

社会福祉法人については、社会福祉事業に使用されるもの等が固定資産税の非課税対象となる。その他の事業に使用する場合や第三者に賃貸している場合等には課税対象となる。そのため、非課税か否かの判定にあたっては、社会福祉法人が社会福祉事業以外の事業を実施しているかについて正確に把握することが重要となる。

#### 【意見】 固 1

上記の家屋について、課税対象とすべき資産である可能性があり、調査が必要と考える。

また、一度、非課税と判定した土地、家屋又は償却資産であっても、その後に使用状況が変更となっている場合もあり、非課税であることが適切であるか、定期的に確認をすることが必要であると考え。

なお、土地と家屋は、それぞれの担当係が、別の課税台帳により管理している。同一地番の土地及び家屋を併せて非課税処理又は課税処理する場合にも、それぞれの担当係が、別途に登録処理を行うこととなる。それぞれの台帳における非課税又は課税処理の整合性を確認するため、定期的に両者を照合することも有効であると考え。

#### 【意見】 固 2

社会福祉法人については、市内の法人の多くは福井市が所轄庁となっており、また、それ以外の市内の事業者についても福井市が指定等を行っている。当該担当部署は、それら事業者の事業内容に関する情報を有している。資産税課は、現況判断の参考とするため



に、当該担当部署から情報の提供を受けることが有用と考える。

また、独立行政法人福祉医療機構が運用する WAM NET（福祉等に関する総合情報サイト）には、「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」の機能があり、法人が行う事業等の検索が可能となっている。これを活用し、社会福祉事業以外の事業の実施状況を把握することも可能であり、課税状況の判定の参考となると考える。

家屋及び償却資産について、法人単位での課税状況の比較結果は次のとおりである。

法人種別	償却資産課税あり	家屋課税あり
社会福祉法人	3 社	16 社
学校法人	1 社	4 社
宗教法人	2 社	23 社
公益財団法人	12 社	5 社
公益社団法人	9 社	4 社

上表のとおり、同一の法人において、家屋は課税対象となっているが、償却資産は課税対象となっていない場合が多く検出された。

なお、公益財団法人と公益社団法人については、家屋課税ありの法人より償却資産課税ありの法人の数が多くなっているが、自社の家屋を持たず事務所を賃借している法人で、償却資産のみ課税対象となっている、という場合が多くあったためである。

#### 【意見】 固 3

家屋が課税されているということは、その家屋で使用されている償却資産についても同様に課税対象となる可能性が高い。償却資産がない場合や、免税点未満であることも考えられるが、その確認は必要である。

これらの法人形態は非課税となることも多いため、現状では償却資産申告書の送付対象としていない法人が多くある。申告書が送付されなければ、法人側も申告が必要であることを認識せず、申告の機会を逃している可能性がある。家屋係・土地係、市民税課、これらの法人の所轄庁と情報連携し、課税対象資産を所有している可能性のある法人を申告書の送付先から漏らさないようにする必要がある。また、所轄庁やこれらの法人が加盟する団体などを通して、課税対象資産及び非課税対象資産の理解、申告等の必要な手続きを周知することも重要と考える。

## 7. 減免制度

### (1) 概要

福井市市税賦課徴収条例及び福井市市税賦課徴収条例施行規則の規定により、次に該当する場合は、所有者の申請により、固定資産を減免することができる。

減免対象		減免の割合
i) 生活保護法の規定による生活扶助を受ける者が所有する固定資産で自己の生活の用に供するもの		全部
ii) 公益のため直接専用する固定資産(有料で使用するものを除く。)	専ら広く地域の集会の用に供する家屋及びその敷地	全部
	市長の承認を受けて設置した児童遊園の用に供する土地	
	路面上相当区間連続して設けられたアーケード及び街路灯	
	学校法人等、公益社団法人及び公益財団法人、宗教法人並びに社会福祉法人以外の者が設置した幼稚園において直接保育の用に供する固定資産	
	不特定多数の人又は車の自由通行の用に供されている私道で公共の用に供する道路に準ずるものとして市長が必要と認めたもの	
	防火用貯水池及び防火用水槽の用に供する土地	
iii) 災害により著しく価値を減じた固定資産		被害の状況に応じた割合
iv) その他特に市長が必要と認めるもの		市長が必要と認める割合

## (2) 減免対象となる資産の具体的取扱い(土地・家屋・償却資産)

減免の対象となる資産のうち、「その他特に市長が必要と認めるもの」(福井市市税賦課徴収条例施行規則 別表第 2(4)) について、福井市は対象となる具体的な資産を「福井市固定資産税・都市計画税の減免に関する取扱い」により定めているが、この取扱いは公表されていない。同取扱いにおいて減免の対象となる固定資産として定められているものには、例えば次のようなものがある。

区分	減免の割合
・自治会が所有し、又は貸与を受けて、公園、ごみ集積場、消防・防災施設の用に供する固定資産	全部
・宗教法人以外の者が設置する祠(ほこら)・地藏堂等で、当該地域内外の不特定多数人の信仰の対象となっている固定資産	
・専修学校で、学校法人等以外の者が直接その教育の用に供している固定資産	1/2
・公衆浴場(入浴料金の統制を受ける普通公衆浴場に限る。)で、直接その事業の用に供している固定資産	2/3 (都市計画税を除く)

【意見】 固 4

「福井市固定資産税・都市計画税の減免に関する取扱い」の内容は、減免の事務処理や事務的な判断基準というよりは、条例等で定める減免対象資産を追加的に規定しているものであると考える。現状では、福井市が現況調査等の際にこの取扱いに照らして減免可否の判断をしていることになるが、福井市が対象となる資産を見落とせば、所有者はそれに気付くことができず、減免の恩恵を逃し続けることとなる。また、減免措置は課税の公平性の例外的取り扱いであり、どのような場合に減免されるかを明らかにすることが課税の透明性の観点からも適当と考える。

「福井市固定資産税・都市計画税の減免に関する取扱い」を公表することが適切であるというのが監査人の意見である。

## 8. 固定資産の価格等の縦覧及び閲覧

固定資産税の納税義務者等は、自己が所有する固定資産課税台帳（名寄帳）を閲覧することができる。

また、固定資産税の納税義務者は、自己が所有する固定資産の評価額を市内の他の固定資産の評価額と比較し、評価が適正かどうかを判断できるように、土地又は家屋価格等縦覧帳簿の縦覧することができる。

項目	固定資産課税台帳 (名寄帳) の閲覧	土地又は家屋価格等 縦覧帳簿の縦覧
閲覧／縦覧可能な者	納税者 借地借家人等	納税者
閲覧／縦覧の対象	自己の所有する固定資産 借地借家する土地家屋	市内の土地又は家屋
閲覧／縦覧可能な内容	課税台帳に記録された事項	課税台帳に記載された事項 の一部（所在、種類、面積、 評価額等）
閲覧／縦覧可能な期間	通年	4月のみ（4月1日～第1期 納期限まで）
手数料	200円	無料

- ・土地又は家屋価格等縦覧帳簿の縦覧について  
縦覧の実績件数は次のとおりである。

項目	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
縦覧件数（件）	46	29	20	52

土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿は、e-Nais で作成されている土地課税台帳及び家屋課税台帳等を基に、当該縦覧のために作成される。作成の際には紙に印刷されて縦覧期間中備置し、縦覧期間が終了すると破棄している。土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿は、2万ページ以上あるとのことである。なお、総合支所においても、その管轄地域の土地及び家屋に関する帳簿を紙に印刷し、備置している。

**【意見】 固5**

縦覧の件数に対して、縦覧の準備に要している労力、紙資源、印刷代は非常に大きいため、出来る限り効率的な運用を検討すべきである。

地方税法 416 条第 2 項では、土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿をパソコンの画面等で表示して縦覧に供することも許容しており、紙による縦覧から、パソコン等による縦覧に変更することが適切と考える。また、パソコンでの縦覧ではなくとも、請求のあったページのみを印刷し、縦覧に供するという運用により効率化を図ることも考えられる。

## 9. 実施したサンプルテストとその結果

### (1) 課税台帳の登録及び調定額のサンプルテスト

令和 2 年度における固定資産税の課税台帳の登録及び調定額の内容を確認するため、次の手続きを実施した。

- ① 土地について、令和 2 年度の登記済通知書より 25 件を抽出し、課税台帳への登録が適切であるかを検討し、また、当該土地の評価及び税額の計算が適切であるかを確認した。また、都市計画税の課税が適切であるかを確認した。
- ② 家屋について、令和 2 年度に異動処理のあった家屋のデータより 25 件を抽出し、現地調査の際の記録に基づき評価調書が作成され、また、当該家屋の評価及び税額の計算が適切であるかを確認した。また、都市計画税の課税が適切であるかを確認した。
- ③ 償却資産について、令和 2 年度に調定のあった納税義務者のデータより 25 件を抽出し、償却資産申告書に基づき課税台帳への登録が適切になされているかを検討し、また、当該償却資産の評価及び税額の計算が適切であるかを確認した。

**【結果】**

監査上問題となる事項は検出されなかった。

### (2) 非課税及び減免の申告のサンプルテスト

令和 2 年度の非課税及び減免の適用について、非課税申告書及び減免申請書を閲覧し、その内容の確認を行った。

## 【結果】

下記事項を除き、監査上問題となる事項は検出されなかった。

令和2年度の土地に関する固定資産税の減免のうち、2件について申請書の存在を確認することができなかった。申請時には受理しているはずであり、引き続き文書の検索を行っているとのことである。

### 【意見】 固6

減免申請書は、申請内容を確認し減免の適否を判断するためだけのものではなく、適切な事務処理の証拠として保管することが重要であり、また、後日、課税の問題等が発生したときに当時の処理内容を確認する記録として重要である。減免申請書に限らず、重要な書類を適切に整理・保管することを徹底する必要がある。

## 10. 監査の結果

### (1) 土地及び家屋に関する所有者からの申告（土地・家屋）

#### ① 家屋の新築、増築又は滅失の連絡

固定資産税の対象となる家屋は、不動産登記法の建物とその意義を同じくするものであり、したがって建物登記簿に登録されるべき建物をいうものであるとされている。よって本来であれば、家屋の新築、増築又は滅失があった場合には、表題登記、変更登記又は滅失登記がなされ、その情報を把握することで、家屋に対する課税を適切に行うことができる。しかし、実際には、未登記の家屋が多数存在しており、課税対象の把握を困難にしている。福井市において、課税対象となる家屋は約15万棟あるが、その内の5万棟程度は未登記の家屋である。また、家屋の増築や取壊しがあった場合の登記がなされない場合も少なくない。

そこで、福井市は、家屋の新築、増築又は取壊しがあった場合には、資産税課に連絡をするよう周知している。

#### ② 土地及び家屋の使用状況の変更の連絡

土地及び家屋は、現況の用途により評価額及び税額が変わる。特に土地は、住宅用地か否かにより軽減特例の適用可否が変わるため影響が大きい。家屋についても用途により経年減点補正率が異なるなど、評価額が変わる場合がある。

福井市は、土地及び家屋の使用状況に変更があった場合には、資産税課に連絡をするよう周知している。なお、条例においては、住宅用地から非住宅用地に変更となった場合、又はその逆の場合には、福井市への申告が必要とされており、申告をしなかった場合には、10万円の過料が科されることとなっている。

上記周知は、次の方法で行われている。

- ・納税通知書の裏面への記載

- ・市の広報誌への掲載
- ・市ホームページへの記載

**【意見】 固 7**

土地と家屋の固定資産税は納税義務者の申告によらずに賦課課税するものであり、福井市が対象資産を特定し、また、現況を把握し、それに基づき評価、税額の算定を行う。しかし、福井市の担当者が、市内のすべての土地及び家屋の異動又は用途変更等を独自に把握することは不可能である。変化があった際に所有者から連絡を受けることは非常に重要であり、その呼びかけを効果的に行う必要があると考える。

納税通知書の裏面における呼びかけの記載は、固定資産税の説明などと併せて、小さな文字で記載しているのみであり、納税者に気付かれないことが懸念される。広報紙への記載も、年に一回程度、他の様々なお知らせと一緒に、非常に簡潔に掲載されているのみであり、これも納税者の目に留まりにくいと感じる。

納税通知書にわかりやすい案内文書を別に添付するなど、周知方法を工夫することが適当と考える。

なお、福井市のホームページには、用途変更の手続についての記載はなく、新築等の場合の連絡のお願いも明確に記載されていない。さらに、固定資産税関連の情報が体系的になっておらず、必要な情報にたどり着きにくいと感じる。ホームページの記載内容を整理し、必要な手続きを網羅的にわかりやすく記載し、当該情報を容易に探せるよう工夫することが効果的と考える。

**(2) 土地と家屋の課税台帳登録の整合性について（土地・家屋）**

市内の10地域の土地課税台帳データ及び家屋課税台帳データを入手し、同一地番について、住宅用地の軽減適用状況と家屋課税台帳の現況用途の情報を照合し、両台帳の現況登録の整合性を確認した。土地について住宅用地の軽減が適用される場合には、対応する家屋は住宅（専用住宅又は併用住宅）であることが通常であり、また、逆に、家屋が専用住宅である場合には、対応する土地に住宅用地の軽減が適用されていることが通常であるという認識の下、土地と家屋の登録が不整合となっているものを抽出し、不適切な処理の有無を確認するものである。

現況登録が不整合であったもののうち、一部について内容の検討を行った。その結果は次のとおりである。

案件	課税台帳上の現況	地積	住宅用地軽減	状況
A	土地：宅地 家屋：工場	357 m <sup>2</sup>	一部に適用あり	以前に工場（併用住宅）があったが現在は滅失。家屋の滅失漏れ、住宅用地軽減の取消漏れ。

案件	課税台帳上の現況	地積	住宅用地軽減	状況
B	土地：宅地 家屋：事務所	447 m <sup>2</sup>	一部に適用あり	以前、同敷地に住宅家屋もあったが滅失。家屋は滅失処理済みだが、住宅用地軽減は取消漏れの可能性。
C	土地：宅地 家屋：店舗	386 m <sup>2</sup>	一部に適用あり	新築登録時に家屋の一部を住宅利用と判定。外観はオフィスビルであり現状の住宅利用の有無は不明。

**【意見】 固 8**

土地と家屋の台帳登録の整合性について、誤りの可能性があるものについては、内容の再検討を行い、必要な処理を行う必要がある。

土地課税台帳と家屋課税台帳は別の台帳であり、登録処理もそれぞれの担当係が行う。担当係間で情報は共有しているが、人的処理のため、完全に整合する仕組みとはなっていない。両台帳は不整合が生じるリスクがあるという前提で、定期的に両者を照合し、不整合がないか確かめることが必要である。

なお、上表の案件 C のように、現況用途が課税台帳と異なっている可能性があるものもある。課税台帳登録時の実地調査により用途を判定した後、所有者の変更や所有者からの申告がない限り、用途変更をすべて把握することは難しい。台帳の照合などにより、住宅用地等の判定に変更がある可能性が高いものを識別した場合には、所有者への電話確認など簡易的な方法も含めて、調査の実施が必要である。

**(3) 航空写真を利用した現況調査について（土地・家屋）**

福井市では、家屋等の異動状況を把握することを目的として、航空写真による経年異動判読を行っている。これは、2時点の航空写真を比較し、家屋の新築、増築、滅失等の変化を検出することで、現況に基づいた適切な課税を行うためのものである。

当該業務に係る歳出は次のとおりである。

単位：千円

業務	H30 年度	R 元年度	R2 年度
航空写真地図データ整備業務	20,304	—	19,292
家屋経年異動判読等業務	1,452	1,452	1,408

上表の航空写真地図データ整備業務は、航空写真の撮影等を行う業務である。当該業務の結果は、資産税課以外にも、道路管理、上下水道管理、消防管制などの業務や全庁で活用する統合型 GIS（地理情報システム）で利用されている。当該業務は複数の所属にまたがって

利用されることもあり、都市戦略部情報統計課の予算により執行されている。当該業務について、平成 30 年度までは、「福井市単独の業務」として「毎年」実施していたが、令和元年度以降は、「福井県嶺北の連携中枢都市圏における共同事業」として、固定資産評価替え年度の前年に「3 年毎」実施されている。

家屋経年異動判読等業務においては、市内を 5 地域に区分し、1 年に 1 地域を対象として家屋の異動有無の確認作業を行っている。委託先の事業者においては、作業者が目視で 2 時点の航空写真を比較し変化を検出する方法により行っている。令和 2 年度の作業の結果は次のとおりである。

作業内容	件数
図形処理件数（変化のあった家屋数）	1,776 件
未評価家屋処理数	22 件
未評価家屋評価額	19,112 千円

**【意見】 固 9**

土地と家屋の固定資産税は納税義務者の申告によらずに賦課課税するものであり、市側が課税対象の特定、評価、税額計算の責任を負っている。そのため、市が固定資産の現況をいかに正確に把握するかが重要となる。特に家屋については、登記情報や所有者からの申告等のみでは網羅的に情報を得ることが困難な状況である。地方税法第 408 条では、「市町村長は、固定資産評価員又は固定資産評価補助員に当該市町村所在の固定資産の状況を毎年少なくとも一回実地に調査させなければならない。」と規定しているが、福井市内の 56 万筆以上の土地、15 万棟以上の家屋を毎年実地調査することは、現実的には不可能である。同規定は、訓示規定と解釈されることが一般的であり、多くの自治体では全件の実地調査は行わず、他の補完的な手段を組み合わせることにより、適正な課税を行う努力をしている。福井市では、有力な補完的手段として航空写真を活用している。

しかし、毎年の実地調査に対する代替手段として航空写真を活用するのであれば、3 年ごとの撮影実施、また、毎年 5 分の 1 の地域ごとの異動判読のみでは、毎年固定資産の状況確認の手段としては不十分である。数年にわたり、固定資産の状況に変化があっても認識できず、現況に基づかない課税が行われることとなり得る。可能な限り、毎年の実地調査や航空写真、その異動判読により、最新の状況を把握し、それに基づき適正な課税が行われるよう努めることが適当であり、航空写真地図データ整備業務は毎年の実施が必須であると考えられる。

また、過年度に遡及して税額の更正を行おうとする場合には、過去の現況情報が重要な課税根拠となる場合もあり、その観点からも、毎年現況情報を保持しておくことが必要である。（後述の「(7) 過年度の更正処理」の「【意見】 固 15」参照）

なお、実地調査の補完手段として航空写真の活用を進めるに当たっては、次のような検討も必要である。



- ・福井県では、「県民衛星プロジェクト」を推進しており、県民衛星「すいせん」を打ち上げ、衛星データの利活用を進めている。資産税課の検討では、航空写真と衛星データでは解像度、色調などの違いがあり、現状では業務での活用は難しいと判断したとのことであった。今後の画像技術等の改良を注視し、県等とも協議しつつ、衛星データの利活用可能性を引き続き検討すること。
- ・総務省は令和2年度に固定資産税における航空写真 AI 解析クラウド実証事業を行っており、また、さいたま市では令和元年より AI による異動判読の導入を行っているとのことある。福井市でも、こうした先進的な技術の導入可能性を検討すること。

#### (4) 償却資産申告書の送付先について (償却資産)

##### ① 法人

償却資産申告書の送付先 (法人) のリストと法人市民税の納税義務者のリストを照合し、申告書の送付先となっていない法人について、その内容の確認を行った。

償却資産申告書の送付先となっていない事業者数は次の通りであった。

法人種別	法人所得税の課税状況	事業者数 (社)
普通法人	法人税割あり	470
	均等割のみ	682
公益法人等	法人税割あり	149
	均等割のみ	158
	法人所得税減免	396

この内容について担当者に確認したところ、償却資産申告書の送付対象とする法人は、市民税課より法人の新設等の異動情報を受けて追加又は削除を行っているが、過去には市民税課との連携が十分でない時期もあり、送付先に漏れが生じている可能性があるとのことであった。

なお、この内、償却資産申告書を提出している事業者は 190 社程度あった。

#### 【意見】 固 10

償却資産申告書の送付を受けることでその申告の必要性を認識する納税者は多いと考えられる。償却資産を所有しない者や、免税点未満の償却資産しか所有しない者も多く存在するが、事業活動等を行う者を対象に広く償却資産申告の案内として申告書を送付することは本来必要であるというのが監査人の考えである。申告書の送付先から漏れている法人を把握し、送付先として登録する必要がある。

また、定期的に市民税課の事業者情報と照合し、送付先リストに漏れないか確認をしていくことが必要である。

## ② 個人事業主

個人事業主に対する償却資産申告書の送付先について、福井市は、過去に償却資産申告書の提出があった先などを送付先のリストに登録し、毎年の送付先としている。個人事業主については免税点未満となる者が多く、効率性の観点から網羅的に個人事業主を把握し送付先とするような対応は行っていないとのことである。なお、送付先としていない事業者であっても、業種別等に未申告の調査を行い、追加で課税対象とすべき者の確認を行っている。

### 【意見】 固 11

個人事業主であっても、多額の償却資産を所有している場合もある。現状の対応は受け身の対応となっており、より積極的に課税対象を識別する努力が必要と考える。

例えば、次のような対応が考えられる。

- ・ 市民税課より事業等の所得の情報を得て、所得が一定額以上ある事業者で未申告の者、特に所得額が多い者への案内を徹底する。
- ・ 税務署から申告書の償却資産に関する情報の提供を受け、課税対象となる可能性のある者を識別する。
- ・ 市や県が許認可等を行う事業を把握し、許認可情報等を定期的に入手し、課税対象となる可能性のある者を識別する（病院、美理容室、クリーニング等）。
- ・ 市民税課、税務署、商工会議所、商工会等から新たに開業した個人事業主の情報を得て、償却資産の申告についてのお知らせ又は簡易のアンケートを送付する。
- ・ 商工会議所、商工会、青色申告会等で案内の配布を行う。

## ③ 電子申告者への納付書送付

償却資産に関する固定資産税は、紙面での申告又は eLTAX による電子申告の方法が選択可能である。電子申告による申告数は次の通り増加傾向にある。

項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
電子申告者数	2,406 人	2,873 人	3,363 人
電子申告の割合	25%	29%	33%

電子申告を行う納税者は紙の申告書を使用しないこととなり、申し出のあった納税者に対しては申告書の送付を省略しているとのことである。

### 【意見】 固 12

償却資産税の申告を電子申告にて行っている納税者について、より積極的に送付の省略を進めることが適当である。例えば、次のような方法が考えられる。

- ・ 数年連続で電子申告を行っている事業者については申告書の送付を省略し、送付の要請があった場合にのみ送付する。
- ・ 申告書送付要否を積極的に確認するお知らせを送付する。

なお、申告書の送付を省略する場合でも、申告の失念を避けるため、簡易なお知らせのみ送付することも考えられる。

#### (5) 国税資料による調査（償却資産）

「3. 事務手続の概要」に記載のとおり、償却資産に関する固定資産税賦課業務においては、国税の徴収を行う税務署の資料を閲覧し、申告の誤りや漏れの有無を調査する手続きが行われている。この手続きは、地方税法第 354 条の 2 を根拠として行われるものである。また、地方税法第 20 条の 11 では、地方税調査における官公署等への一般的な協力要請について規定されている。

##### （地方税法第 354 条の 2）

市町村長が固定資産税の賦課徴収について、政府に対し、固定資産税の納税義務者で所得税若しくは法人税の納税義務があるものが政府に提出した申告書若しくは修正申告書又は政府が当該納税義務者の所得税若しくは法人税に係る課税標準若しくは税額についてした更正若しくは決定に関する書類を閲覧し、又は記録することを請求した場合には、政府は、関係書類を市町村長又はその指定する職員に閲覧させ、又は記録させるものとする。

##### （地方税法第 20 条の 11）

徴税吏員は、この法律に特別の定めがあるものを除くほか、地方税に関する調査について必要があるときは、事業者（特別の法律により設立された法人を含む。）又は官公署に、当該調査に関し参考となるべき簿書及び資料の閲覧又は提供その他の協力を求めることができる。

福井市では、主に福井税務署の協力を得て、法人税や所得税の申告書等の閲覧を行っている。毎年、特定の業種を選定するなど調査対象を絞り、100 件程度の調査を行っているとのことである。資料を準備する税務署の負担等も考慮し、限定的に調査を行っているとのことである。

#### 【意見】 固 13

税務署で閲覧可能な資料には貸借対照表や償却資産の明細等があり、当該資料は課税対象資産の状況を把握する上で、極めて効率的かつ有効な資料である。現状では、相当に対象を絞り込んだ上で、当該資料による調査を行っているが、調査対象を拡大することが望ましい。他の自治体では、税務署より数千社の法人に関する情報の提供を受け調査を行っている例もある。

また、福井市では、資産税課が指定した事業者の申告書等を紙面で閲覧するという形でのみ協力を得ているが、より踏み込んだ協力を得られるか協議すべきである。例えば、税

務署が保有する申告書データに含まれる償却資産の額をリストにしたデータの提供を受けられれば、償却資産申告書との比較、分析も可能となり、より広範囲かつ効果的に調査対象を絞り込むことも可能となる。

同じ税務行政の担い手として、双方が適正かつ公平な課税を実現できるよう、強力な協力関係を築くことを期待したい。

## (6) 調査対象の選定方法への提言（償却資産）

償却資産に関する固定資産税は、事業等の所得に対する損金又は経費となるものについて課される。事業内容等によっても異なるが、事業の活動量に応じて償却資産の使用量も増加することが一般的である。

### 【意見】 固 14

次のような観点で事業者を抽出し、償却資産に関する未申告又は過少申告の調査対象とすることが効果的と考える。

- ・ 事業等の所得が一定以上あり、償却資産の申告がない者（個人及び法人）
- ・ 事業等の所得に比して償却資産の申告が少額である者（個人及び法人）

事業等の所得については、個人市民税又は法人市民税の課税情報から把握可能である。

なお、償却資産を保有していても免税点未満である場合も多い。過去の実績から、事業等所得と償却資産の課税標準額の関係进行分析し、免税点以上となる割合の高い所得水準を把握し、それを調査対象とすることも考えられる。業種別の傾向があれば、それを考慮した分析を行うことができれば、更に有効と考える。

## (7) 過年度の更正処理（土地・家屋・償却資産）

固定資産税の税額が決定した後に税額の修正を行う必要が生じた場合には、更正の処理が行われる。

令和2年度に行われた更正の概要は次のとおりである。

種類	増減区分	現年分（R2 年度分）		過年度分	
		件数 ※1	課税標準額の修正額 (千円)	件数 ※1	課税標準額の修正額 (千円)
土地	減額	63 件	△47,736	113 件	△82,105
	増額	19 件	18,035	10 件	8,363
家屋 ※2	減額	64 件	△163,703	29 件	△27,892
	増額	76 件	659,033	4 件	64,307
償却資産 ※3	減額	21 件	△621,221	10 件	△73,342
	増額	46 件	1,432,958	4 件	18,162

※1：件数は、土地は筆数、家屋は棟数、償却資産は納税義務者数を記載している。また、

同一の資産に対して複数年の更正があった場合、各年分を別件として集計している。

※2：家屋の過年度分の増額は、評価作業に時間を要し課税が保留となっていた資産についてその評価が確定したことにより過年度分の課税が発生したもの及び使用者錯誤による納税義務者の変更によるものである。

※3：償却資産に係る更正の大多数は、決算確定後に申告が行われる期限後申告、または、納税者が申告誤りに気付き自主的に行う修正申告によるものである。

過年度からの課税誤り等が把握された場合、福井市の方針として、課税が過大であった場合には、更正の限度である5年まで遡って減額の更正を行い、必要であれば20年まで遡って返還を行っている。一方で、課税が過小であった場合には、現年分については増額の更正処理を行うこととなるが、過年度分については原則として増額の更正をしない運用としている。

土地と家屋の固定資産税は納税義務者の申告によらずに賦課課税するものであり、対象資産の特定から課税標準額の決定、税額の算定まで福井市が行う仕組みとなっている。課税誤りは福井市の事務処理の問題であり、過去に遡って税額を増額修正することは納税者の理解を得ることが難しいと考え、上記のような方針としているとのことである。

#### 【意見】 固 15

課税誤りにも様々な要因があり、資産評価の計算を誤ってしまった場合のように、明らかに福井市の事務処理の問題と言える場合もある。一方で、次のように、納税者にも責任があると考えられる場合もある。

- ・家屋を新築したが未登記であり、また、福井市への申告を怠ったため課税漏れとなった。
- ・償却資産の申告をせず、課税漏れとなった。
- ・住宅用地の軽減措置が適用されていた土地について、住宅用地ではなくなったにもかかわらず福井市への申告をしなかったため、不当に軽減措置が適用され続けた。
- ・非課税とされていた資産について、用途変更等により非課税の要件から外れたにもかかわらず、その申告を怠ったため課税漏れとなった。

福井市では、実地調査を多数実施し、航空写真を活用するなど、課税誤りが生じないように努めているが、納税者からの申告に頼らずに適正な課税を行うことには限界がある。上記のような場合はすべてが福井市の責任であるとは言い難い。納税者が申告の義務を果たさず課税を免れたものまで更正しないとすれば、「申告しない者勝ち」となってしまい、課税の公平性の観点から非常に問題である。納税者にも責任があるような場合には、遡って増額更正すべきであるというのが監査人の意見である。なお、他の自治体においては、遡って増額更正を行うこととしている例は少なくない。

福井市が納税者の不申告等を主張する場合には、その申告の制度が適切に運用されて

いる必要がある。「(1) 土地及び家屋に関する所有者からの申告」の「【意見】固 7」に記載の通り、申告が必要であることを十分に周知し、適切に運用することが重要である。また、当該資産に関する過去の経緯を正確に把握するため、日常業務における資産の評価や課税処理上の判断、納税者とのやり取りなどを記録しておくことや、各年の資産状況を可能な限り確認できるよう、航空写真の記録を保持しておくことが必要と考える。

## (8) 推計課税の実施（償却資産）

償却資産に関する固定資産税は、所有者からの申告に基づき課税対象資産を特定し、それに対して課税することが原則である。所有者の申告漏れがあり、または明らかな申告誤りがある場合にも、原則としては、所有者から期限後申告又は修正申告を行ってもらい、それに基づき課税することとなる。しかし、期限後申告又は修正申告等に応じてもらえない場合も想定される。この場合、福井市が国税資料等を基に課税標準額を推計し、それを基に課税処理を行う方法（推計課税）があるが、福井市では現状、推計課税を実施していない。

### 【意見】固 16

地方税法には推計課税を可能とする規定は存在しないが、推計課税を行う方針として自治体は多数ある。地方税における推計課税も許容されるとする判例もある。申告漏れ又は過少ということが明らかであるにもかかわらず課税処理しないことは、課税の公平性の観点から問題があるというのが監査人の意見である。悪質なケースには推計課税を実施すべきと考える。また、福井市市税賦課徴収条例第 61 条では、償却資産の不申告に対し過料を科すとしており、併せて適用を検討すべきである。

なお、推計課税を実施する方針とする場合には、「償却資産申告の手引き」や市のホームページ等でその方針を明確にすることが必要であると考えます。

## (9) 税務システムにおける電子データ取込み対応（土地・家屋・償却資産）

### ① 登記済通知書データへの対応

「3. 事務手続の概要」に記載の通り、土地及び家屋の異動状況の把握のため、法務局より登記済通知書を受領し、課税台帳への登録処理等を行っている。従来、登記済通知書は紙面により受領していたが、令和 3 年度より紙に併せて電子データも受領することになった。しかし、福井市の税務システムである e-Nais では、登記済通知書データをそのまま取り込むことができず、現状では従来同様、手入力により情報の台帳登録を行っている。

### ② 償却資産申告書データへの対応

「5. 税額の算定方法」に記載のとおり、償却資産申告書の提出は書面提出と電子申告が選択可能であり、電子申告の場合は eLTAX を使用することとなる。書面提出の場合は、当然にその申告内容を手作業で課税台帳に登録することとなるが、電子申告の場合も、eLTAX

の申告データを e-Nais にそのまま取り込むことができず、書面提出の場合と同様に手入力により課税台帳登録を行っている。

**【意見】 固 17**

総務省は、自治体システム等標準化検討会として税務システム等標準化検討会を開催し、令和 3 年に固定資産税を含めた税務システム標準仕様を作成した。今後これが地方公共団体システムの標準化基準として策定される見込みであり、各地方公共団体は、これを利用しなければならないこととされている（「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」）。当該仕様には、登記済通知書データや償却資産申告書データの取込みも要件として含まれており、福井市も、標準仕様へ対応することにより、これらの機能を実装可能なものとする。今後の税務システムの標準化対応に積極的に取り組み、早期に業務の効率化を実現すべきである。

**（10）課税保留資産への対応（土地・家屋）**

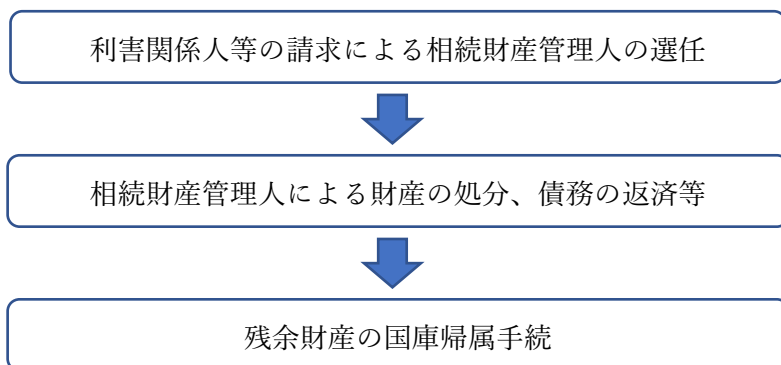
福井市では、固定資産税が課されている固定資産について、納税義務者の死亡又は消滅等により現在の所有者が確認できない場合に、その課税を保留する手続きを行っている（課税保留）。次のような場合に課税保留となり得る。

- ・ 登記簿又は課税台帳上の所有者（個人）が死亡し、法定相続人がいない、又は相続人全員が相続放棄した場合（相続財産管理人が選任されている場合は除く）
- ・ 登記簿又は課税台帳上の所有者（法人）について、代表権を持つ者が不在又は死亡している場合

課税保留となっている資産の概要は次のとおりである。

種別	納税義務者数	資産数	面積	評価額
土地	54 人	636 筆	258 千 m <sup>2</sup>	261 百万円
家屋	103 人	190 棟	28 千 m <sup>2</sup>	366 百万円

課税保留となった固定資産の9割程度が相続人全員の相続放棄により生じたものである。相続人全員の相続放棄があり、財産の相続人がいない場合、法律は次のような手続きによる財産の処分を想定している。



しかし、そもそも相続財産管理人の選任の請求がなされなければ、処分の手続きは行われなため、所有者不在の資産として残り続ける事案が多く発生している。福井市が利害関係人（債権者等）ではない場合には、福井市から財産管理人の選任を請求することもできず、福井市が勝手に利用や処分をすることも難しい。このような資産は、納税義務者がいない資産として残り続けることとなり、累積的に増加する傾向にあった。

全国的に所有者不明土地が増加する中、令和2年度より、所有者不明の固定資産について、使用者を所有者とみなして課税することができる制度が導入された。これを受けて福井市では、課税保留となっている固定資産の現況の調査を行い、使用者課税の可否の検討を進めている。令和3年度に家屋のある資産を中心に調査を行ったところ、相続人全員の相続放棄があった資産にもかかわらず、現況で使用者がいるような物件も発見されたため、使用者課税の手続きを進めているとのことであった。

監査人が課税保留となっている固定資産の一部について現地確認したところ、家屋のない土地についても使用者があると思われるものが発見された。

種別	現況地目	現況地積	評価額	現地確認の結果
土地	宅地	74 m <sup>2</sup>	3,147 千円	商業施設の駐車場の一部として利用されている。

**【意見】 固 18**

家屋のない土地についても使用者がいる可能性があり、使用されている可能性の高いものから順次、使用者の有無を調査することが必要である。また、今回の福井市の調査では使用者が確認できなかった資産についても、今後、使用する者が生じる可能性はある。定期的に調査を行うなど、方針を決めて継続的に使用者の有無を検討することが適当である。

なお、使用者がなく、管理されていない固定資産については、管理不全による周辺地域



への悪影響といった問題や、土地の有効活用の観点での問題につながる。これらの問題の担当部課と積極的に連携し、福井市全体で対応を行っていくことが望まれる。

## II - 2. 国有資産等所在市町村交付金

### 1. 歳入等の推移

単位：千円

項目	H30 年度	R 元年度	R2 年度
国有資産等所在市町村交付金	215,899	220,067	209,268

### 2. 交付金の概要

国及び地方公共団体が所有する固定資産のうち法律で定められた固定資産について、国及び地方公共団体より交付を受ける交付金である。国及び地方公共団体が所有する固定資産は固定資産税が非課税となるが、所有の実態が民間所有の資産と類似しているものについては、固定資産税の代わりに交付金として交付されるものである。

交付金の対象となる固定資産は以下のとおりである。

a	所有者（国又は地方公共団体）以外の者が使用している固定資産
b	空港（拠点空港及び地方管理空港）の用に供する固定資産
c	国有林野に係る土地
d	発電所、変電所又は送電施設の用に供する固定資産
e	水道施設若しくは工業用水道施設の用に供する土地又は水道若しくは工業用水道の用に供するダム等の用に供する固定資産
f	国家備蓄施設の用に供する固定資産

### 3. 交付金の額

国及び地方公共団体の国有財産台帳等に記載された固定資産価格を交付金算定標準額とし、これに1.4%を乗じた額が交付金の額となる。

### 4. 監査の結果

監査上問題となる事項は検出されなかった。

## Ⅱ－３．特別土地保有税

### １．税の概要

特別土地保有税は、昭和 48 年に土地の投機的取得の抑制と土地の有効利用を目的に設けられた税金である。土地の所有に対して課せられる「保有分」と土地の取得に対して課せられる「取得分」がある。平成 15 年より課税を停止することとされており、以降、新たな課税は行われていない。なお、徴収猶予制度があるが、現在ではすべての土地について猶予期間が終了しており、猶予対象となっているものはない。

### ２．監査の結果

監査上問題となる事項は検出されなかった。

### Ⅲ 納税課（債権管理室）

#### 1. 概要

納税課は、税負担の公平性を維持し、財政運営の根幹をなす市税収入の安定的な確保を図るため、市税等の滞納者に対する納付催告や納税相談、財産の差押えなどの徴税業務、市税等の収納や還付、口座振替やコンビニ収納、納税組合等の管理業務を行っている。

債権管理室は、市税のほか介護保険料や保育料などの強制徴収の規定がある公債権のうち、徴収が困難な案件や複数の債権に未納がある案件などについて移管を受け、公売などの徴収業務を行っている。

令和2年度の重点取組事項として以下を掲げている。

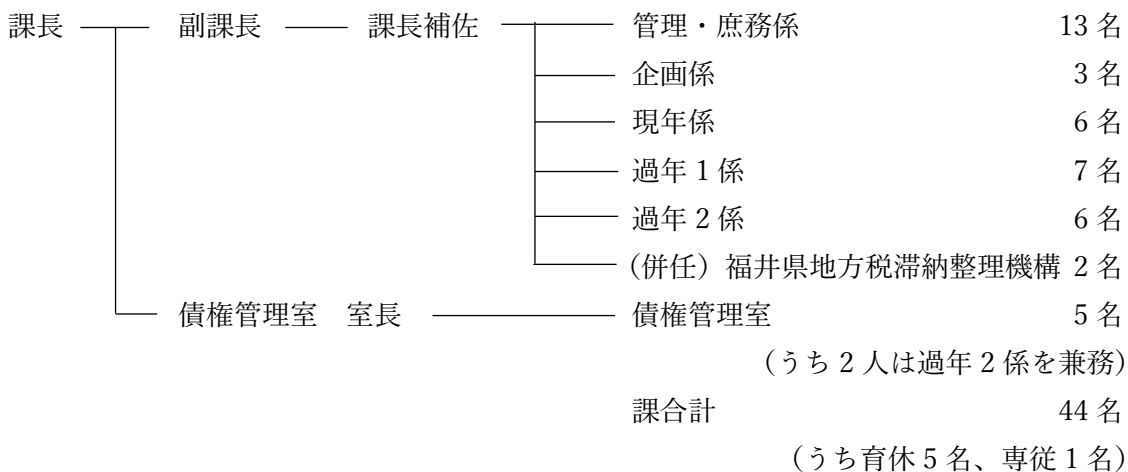
- (1) 収納率向上に向けた効果的、効率的な滞納整理
- (2) 福井県地方税滞納整理機構との共同徴収
- (3) 口座振替の推進
- (4) コンビニ収納の実施
- (5) 移管債権の管理・回収
- (6) 差押財産の公売
- (7) 債権管理事務の推進

同じく令和2年度において、懸案事項として以下をあげている。

- (1) 収納率向上の取組  
平成22年以降向上していた収納率が、令和2年度においてコロナ禍の影響により減少に転じた。
- (2) 行政対象暴力への対応  
滞納者等からの暴力事件等の発生に備え、課独自でマニュアルを作成するなど被害防止に取り組んでいる。

#### (1) 組織の概要（令和2年4月1日現在）

##### ① 組織図



② 職員の状況（臨時任用含む）

職位	人員数
課長	1人
副課長	1人
室長	1人
課長補佐	1人
主幹	3人
副主幹	9人
主査	9人
主事	19人
会計年度任用職員	6人
合計	50人

③ 人員構成と推移

i) 年齢別

項目	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度
30歳未満	13人	9人	9人	11人	11人
30歳以上40歳未満	14人	16人	18人	20人	18人
40歳以上50歳未満	9人	11人	8人	7人	10人
50歳以上	4人	4人	4人	5人	5人
合計	40人	40人	39人	43人	44人
平均年齢	34.7歳	36.8歳	36.7歳	35.9歳	37.0歳

ii) 税務事務経験年数別

項目	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度
1年未満	4人	9人	6人	12人	6人
1年以上2年未満	6人	5人	7人	5人	12人
2年以上3年未満	17人	6人	5人	5人	5人
3年以上5年未満	4人	11人	13人	7人	8人
5年以上10年未満	7人	7人	6人	11人	10人
10年以上	2人	2人	2人	3人	3人
合計	40人	40人	39人	43人	44人
平均年数	3.1年	2.9年	3.4年	3.0年	3.1年

iii) 会計年度（臨時的）任用職員数

項目	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度	R2 年度
会計年度任用職員	6 人	5 人	3 人	4 人	6 人

iv) 納税課職員のうち、過年及び現年係、債権管理室別の職員数

項目	H27	H28	H29	H30	R 元	R2
過年	18 人	16 人	16 人	16 人	14 人	12 人
伸び率	—	88.8%	88.8%	88.8%	77.7%	66.6%
現年	6 人	7 人	7 人	4 人	6 人	6 人
伸び率	—	116.6%	116.6%	66.6%	100%	100%
債権管理室 ※1	4 人	4 人	4 人	4 人	4 人	4 人
伸び率	—	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

※1：室長1名含む。

(2) 事務分掌

令和元年度より現年徴税係を別途新設し、現年課税分に係る徴収を強化する体制となっている。

係名	事務分掌
管理・庶務係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市税等の充当及び還付に関する事</li> <li>・過誤納金整理出力及び原符照合に関する事</li> <li>・償還金の更正及び還付に関する事</li> <li>・収納マスターの電算消込全般に関する事</li> <li>・コンビニ収納等に関する事</li> <li>・収入実績及び調定調書の作成に関する事</li> <li>・郵便振替收受、電算消込に関する事</li> <li>・振替充当に関する事</li> <li>・滞納繰越減額更正に関する事</li> <li>・市税等の手処理消込に関する事</li> <li>・督促状送付明細に関する事・窓口収入の銀行納付に関する事</li> <li>・納税組合その他納税奨励事務に関する事</li> <li>・口座振替の受付、依頼、不納、集計に関する事</li> <li>・予算の見積・執行・決算に関する事</li> <li>・物品購入に関する事</li> <li>・備品の管理に関する事</li> <li>・文書管理に関する事</li> </ul>

係名	事務分掌
管理・庶務係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特殊勤務手当に関する事</li> <li>・ 課の庶務に関する事</li> </ul>
企画係 ※ 1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 全庁管理職等滞納整理に関する事</li> <li>・ 納税コールセンターに関する事</li> <li>・ 夜間・休日納税窓口に関する事</li> <li>・ 滞納管理システムのデータ管理に関する事</li> <li>・ 文書催告に関する事</li> <li>・ 財産調査の取りまとめに関する事</li> <li>・ 執行停止の取りまとめに関する事</li> <li>・ 不納欠損処分に関する事</li> <li>・ 滞納整理マニュアルに関する事</li> <li>・ 各種統計に関する事</li> <li>・ ホームページの管理に関する事</li> <li>・ 各種照会文書に関する事</li> <li>・ 他の係に属さない事項に関する事</li> </ul>
現年係 ※ 2  過年 1 係 過年 2 係 福井県地方税滞 納整理機構（派 遣） ※ 3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 滞納処分に関する事</li> <li>・ 滞納管理システムの管理及び更新に関する事</li> <li>・ 徴収領収書、仮領収書の発行及び使用済領収書の保管に関する事</li> <li>・ 保険証交付者（資格証等）の取りまとめに関する事</li> <li>・ 捜索に関する事</li> <li>・ 国税還付金差押に関する事</li> <li>・ 執行停止の取りまとめに関する事</li> <li>・ 財産調査の実施に関する事</li> <li>・ 処分財産の管理に関する事</li> <li>・ 時効の管理に関する事</li> <li>・ 破産・競売事件に関する事</li> <li>・ 債権管理室への公売依頼に関する事</li> <li>・ 法令に関する事</li> <li>（係長共通）</li> <li>・ 係内における滞納整理事案の進行管理に関する事</li> <li>（債権管理室兼務担当）</li> <li>・ 公売案件の抽出に関する事</li> <li>（福井県地方税滞納整理機構担当）</li> <li>・ 県機構における滞納整理業務に関する事</li> </ul>

係名	事務分掌
債権管理室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公売に関すること</li> <li>・ 債権管理連絡会議に関すること</li> <li>・ 債権放棄に関すること</li> <li>・ 徴収実績等資料作成に関すること</li> <li>・ 移管債権の滞納処分等に関すること</li> <li>・ 債権管理（条例・マニュアル）に係る相談及び助言に関すること</li> <li>・ 債権管理室の庶務に関すること</li> </ul>

※1：企画係では、「納税コールセンター」や、「夜間・休日相談窓口開設」を市政広報や市ホームページにて広報している。管理・庶務係では、市税の納期限や口座振替の利用促進などについて市政広報、ホームページ、ケーブルテレビ行政チャンネルを利用して周知している。その他、市政広報の担当所属は総務部広報課となり、広報内容は市政全般となっている。市政広報に掲載するには、各担当部署から広報課に原稿を提出し、広報課において掲出を決定する。また、ホームページへの掲載は各担当部署においてそれぞれ掲載している

※2：当年度及び前年度の滞納がある案件を担当

※3：前々年度以前の滞納がある案件を担当

## 2. 歳入の推移

単位：千円

項目	平成30年度	令和元年度	令和2年度
雑入 ※1	946	1,077	1,150

※1：雑入の内容

- ・ 相続財産管理人選任申立にかかる予納金の清算金
- ・ WEB及びペイジー口座振替受付サービスにかかる他会計（水道事業）の負担金

増減コメント
著増減はない。

## 3. 歳出の推移

単位：千円

節名称	H30年度	R元年度	R2年度
報酬	6,357	6,468	8,543
職員手当等	—	—	1,310
賃金	6,448	5,852	—
報償費	16,751	15,767	15,555



節名称	H30 年度	R 元年度	R2 年度
旅費	88	31	444
需用費	1,857	1,960	1,776
役務費	37,537	39,268	36,374
委託料 ※ 1	3,090	10,673	14,538
使用料および賃借料	808	925	977
負担金、補助及び交付金	315	307	251
備品購入費	193	0	412
合計	73,448	81,252	80,184

※ 1：外部委託の利用状況

納税課において、「納税コールセンターにおける電話催告業務」及び「強制徴収公債権回収業務」を外部委託している。なお、委託料の内訳別の過去 5 年間の推移は以下の通りである。

単位：千円

項目	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度	R2 年度
一般収納事務経費 ※ 1	0	0	0	648	53
徴収事務経費	2,654	3,282	3,090	2,612	3,370
コールセンター業務 ※ 2	2,654	3,282	2,658	2,394	3,370
強制徴収公債権回収業務 ※ 3	0	0	432	218	0
収納関連事務経費 ※ 4、5	999	0	0	7,413	11,114
合計	3,653	3,282	3,090	10,673	14,538

※ 1：ペイジー口座振替受付サービス初期登録設定料

※ 2：平成 28 年度から平成 29 年度はエヌ・ティ・ティマーケティングアクト北陸支店に、平成 30 年度から令和 2 年度は HARVEY 株式会社に対する業務委託

※ 3：北川弁護士事務所への強制徴収公債権回収業務委託。なお、不当要求、行政対象暴力、カスタマー・ハラスメント等納税交渉が困難な事案及び法的関係が複雑な事案（福井県地方税滞納整理機構案件にしても問題が解決しないと判断される案件）について委託している。

※ 4：令和元年度の主な内容は地方税共通納税システム収納データ連携業務委託料及び滞納管理システムライセンス追加業務委託料

※ 5：令和 2 年度の主な内容は滞納管理システム等改修業務委託料

コメント

令和元年度及び令和 2 年度については、システム改修費用が大きく発生していることにより支出額が増加する結果となっているものの、システム改修を除く徴収事務経費については、大きな増減はない。

#### 増減コメント

##### 【報酬、賃金】

令和 2 年度は、同年度より臨時的任用職員が会計年度任用職員になったことにより、給与の支払い科目が「賃金」から「報酬」に変更になったため増減している。

##### 【職員手当、旅費】

令和 2 年度は、同年度より臨時任用職員が会計年度任用職員になったことにより、賃金が、「報酬」、「職員手当等」、「旅費」に節分けされて支出されるようになったため、増加している。

##### 【備品購入費】

令和元年度は特に購入を要する備品がなかったためゼロとなっている。

令和 2 年度はペイジー口座振替受付サービス用端末機の現行機種が廃止されるため、新たな機種の端末を購入したことから増加している。

#### 4. 実施した歳出のサンプルテストとその結果

令和 2 年度の納税課における歳出の事務執行手続を確認するため、歳出データを入手し、任意に 48 件サンプルを抽出し、請求書等の証憑と照合するとともに、伺書、支出負担行為などの内部資料を閲覧、照合した。

##### 【結果】

監査上問題となる事項は検出されなかった。

## 5. 目標管理と達成状況について

福井市では、部局の組織目標、部局マネジメント方針、分掌事務等を踏まえて、室課の組織目標を設定している。

番号	業務名	業務内容	担当係
部局の組織目標	1	市税等徴収業務	
	2	債権回収業務	
	3	新型コロナウイルス感染症緊急経済対策業務	
	4	効率的行政運営業務	
1	期限内納付の推進と納税環境の向上	期限内納付に有効な、口座振替、コンビニ収納、スマートフォンによる電子決済などの利用促進と、納税組合活動の奨励など、納税環境の向上に努める。	管理・庶務係
2	効果的な市税収納体制の構築	全庁管理職滞納整理事業、夜間・休日納税窓口事業、コールセンター事業等の既存事業について費用対効果の観点から随時検討を行い、効率的、効果的に実施する。	企画係
3	徴収猶予、換価猶予の適正管理・運用	新型コロナウイルス感染症対策として創設された徴収猶予の特例及び既存の猶予制度について適正に管理・運用する。	現年係 過年1、2係
4	新型コロナウイルスによる経済状況悪化を見据えた滞納整理	滞納整理基本方針に基づき、コロナ禍での納税者ごとの経済状況に配慮しながら、滞納整理を行う。	現年係 過年1、2係
5	公売業務の推進	滞納整理基本方針に基づき、納税者ごとの経済状況に配慮しながら、公売事務を進めるとともに、公売業務にかかるスキルを高める。	債権管理室
6	所属間の連携強化と人材育成	関係所属との連絡会及び債権管理に関する研修会を企画・開催することで、所属間の連携強化と情報共有に努めるとともに、担当職員等の意識及びスキルの向上を図る。	債権管理室
7	市税収納に対する信頼の確保	市民から信頼される市税収納業務とするため、収納消込、還付、充当等の事	共通

		務処理を正確に行うとともに、高い倫理観を持って個人情報の保護や公金管理体制の強化に努める。	
8	効率的行政運営	限られた人材で最大の効果を上げるため、個々の業務について効率化を意識しながら、さらなる改善を検討する。	共通

目標毎に以下の成果が挙げられている。

4 新型コロナウイルスによる経済状況悪化を見据えた滞納整理		
令和2年度はコロナ禍の影響により部局マネジメント方針を策定しなかったが、納税課が独自に定めている「滞納整理基本方針」において目標収納率を設定している。		
令和2年度収納率（収納額÷調定額）		
項目	目標	実績
市税	97.1%	97.2%
国保税	75.9%	79.1%
8 効率的行政運営		
時間外勤務時間数（実績）	令和元年度	→ 令和2年度
	2,925 時間	→ 1,750 時間

**【意見】納1**

納税課では8つの業務ごとの目標があり、そのうち2つの業務については、目標と成果が数値で具体的に定められていた。他の目標についても可能な限り目標を数値で示すべきであるというのが監査人の意見である。

**6. 業務の概要**

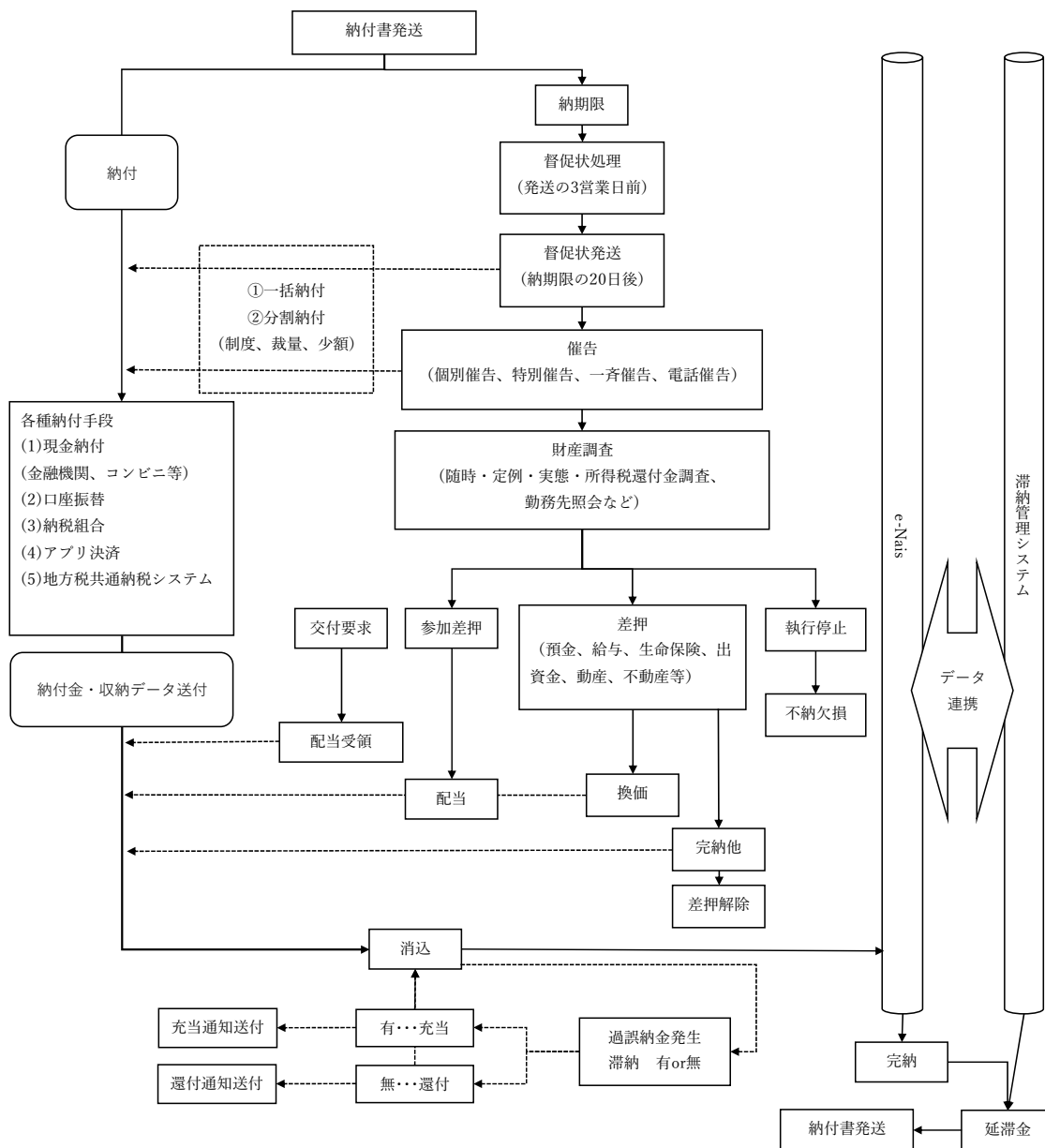
**(1) 事務手続の概要（利用システム含む）**

納税課においては、以下の法律、条例、規則等に従って、事務運営が整備、構築、運用されている。

- ① 地方税法
- ② 国税徴収法
- ③ 滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律
- ④ 福井市市税賦課徴収条例（施行規則）
- ⑤ 福井市納税奨励条例（施行規則）
- ⑥ 福井市滞納処分事務委任規則
- ⑦ 福井市手数料徴収条例

⑧ 福井市債権管理条例（施行規則）

上記の法令規則等に従った納税課の事務手続としては、収納事務と滞納整理事務とに大別され、収納事務及び滞納整理事務の業務フローの概要は、以下の通りである。



(2) 収納事務の概要

収納事務としては、以下の業務を実施している。

- ① 市税等の収納消込、過誤納金の還付及び充当
- ② 口座振替、ペイジー、WEB 口座振替受付
- ③ 納税証明交付

主要な業務である①の業務は、納付された税金に誤納（誤って納めること）や過納（結果として納めすぎになること）がないかどうかを確認し、誤納や過納が起きた場合、他に納期が到来している未納の税金があればそちらに充当するか還付を行う事務である。

福井市では、納付金額の確認・消込は e-Nais 上で行われており、消込に際して、異常があれば、エラーリストに反映される仕組みとなっている。納税課ではエラーリストを確認し、金額誤り等があれば、適時に対応を実施している。

### （3）滞納整理事務の概要

滞納整理事務として、以下の業務を実施している。

- ① 滞納整理
- ② 市税等の欠損処分
- ③ 納税コールセンター
- ④ 滞納整理関連システムの管理

主要な業務である①の業務の概要は次の通りである。

各税目の納税通知書で定められた納期限を経過しても納付が確認できなかった場合、未納付者に対して、自主納付を促し、また、今後の差押えの可能性を通告するため、文書で督促を行う。督促状を発送しても、なお納付が行われない場合には、差押えの方法により徴収する前段階として、差押えの滞納者への影響の大きさに鑑み、まず催告を行う。そのうえで、自主納付で完納が見込めない滞納者に対しては、速やかに財産調査へ移行し、差押、換価、配当という流れで滞納税金の徴収を図る。

具体的な手続きは以下の通りである。

督促状の発送	納税通知書で定められた納期限までに完納しない場合に、期別ごとに納期限から 20 日以内に納税の請求を書面にて行うこと。 線上徴収された場合や徴収猶予の期間中など法律で定められた場合を除き、督促状は必ず発送する必要がある。
催告	督促状の発送を行っても、なお納付されない場合に納税者に早期の納付を促すこと。文書催告と電話催告とがある。催告の種類は後述。
財産調査	差押え後も自主納付が見込めない場合に、その差押財産を換価し強制的に滞納税金を徴収することができるよう滞納者の財産（預貯金、給与、生命保険、出資金、動産、不動産等）の有無や所有する財産の換価価値を調査すること。
差押え	滞納者の財産処分を制限し、換価できる状態にしておく強制処分のこと。
換価	差押財産を、債権の取立て、財産の売却、配当等により金銭に換える強制的な手続のこと。

交付要求	滞納者の財産について滞納処分などの強制換価手続が先行して開始されている場合、その手続に参加して配当を受ける制度のこと。
参加差押	<p>国税徴収法第 86 条第 1 項に定める財産(動産、有価証券、不動産、船舶、航空機、自動車、建設機械、小型船舶、電話加入権)につき、既に先行する行政機関の滞納処分により差押えがされている場合で、滞納となっている強制徴収公債権が差押えの要件を満たしているときに行うことができるもので、当該手続に参加して配当を受ける制度のこと。</p> <p>注: 交付要求との相違点としては、参加差押えに先行する差押えが解除又は取り消された場合は、差押えの効力が生じる点と、先行する滞納処分による差押財産が相当期間内に換価されないときは、先行の差押えをした行政機関等に催告することができる点となる。</p>
執行停止	滞納者の所在不明、滞納処分できる財産がないなど一定の事由があるときに、申請を要することなく、職権で強制徴収の手続を停止すること。なお、執行停止が 3 年間継続したとき、納税義務が消滅するため不納欠損処理を行うこととなる。
繰上徴収	滞納者の財産について滞納処分が開始されたときなど、納期限後では徴収金を徴収できないと認められる場合に、納期限を待たずに徴収手続をとること。
不納欠損	時効の完成、債権の放棄、債権の免除、徴収権の消滅、債権の消滅により納付を受ける可能性がない場合に、収入未済額から将来にわたって納入されない債権額を除去するための決算上の処理のこと。

## 7. 納税義務者の転入出

納税義務者が福井市から他の市町村へ転出した場合において、現年課税債権及び滞納繰越債権について回収を図ることが必要となる。また、逆に他の市町村から転入してきた場合においても、他の市町村から情報提供等の依頼があることが想定される。この場合における、他の市町村や税務署等との連携については、地方税法 20 条の 11 に基づいて必要に応じて文書で照会する運用となっている。

滞納管理業務は、訪問等による現地調査ではなく、机上での調査が主となっていることから、他市町村への転出があったとしても、特段、調査方法に支障がでることはなく、書面での照会で十分という状況にある。

また、債務者が納付を行わず滞納となった場合には、世帯主（国民年金保険料の滞納の場

合) や連帯債務者が納付の義務を負う場合があり、連帯債務については各債権の根拠法令等での確認が必要となる。さらに、本人が死亡した場合に滞納債権が相続人に相続され、相続人調査や相続放棄の有無に関する調査が必要となる。これらについて次のように地方税法で定められている。

対象市税	連帯納税義務
全税目	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法人の合併等の無効判決に係る連帯納税義務（地方税法第 10 条の 3）</li> <li>・ 法人の分割に係る連帯納税の責任（地方税法第 10 条の 4）</li> </ul>
固定資産税・都市計画税	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 共有物等に対する連帯納税義務（地方税法第 10 条の 2 第 1 項）</li> <li>・ 償却資産の売主買主のみなし共有物課税（地方税法第 342 条第 3 項）</li> <li>・ 区分所有に係る家屋に対して課する固定資産税（地方税法第 352 条）</li> <li>・ 区分所有に係る家屋の敷地の用に供されている土地等に対して課する固定資産税（地方税法第 352 条の 2）</li> <li>・ 都市計画税の賦課徴収等（地方税法第 702 条の 8 第 3 項）</li> </ul>
軽自動車税 特別土地保有税	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 共有物等に対する連帯納税義務（地方税法第 10 条の 2 第 1 項）</li> </ul>
特別徴収市・県民税	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 共有物等に対する共有者等の連帯納税義務（地方税法第 10 条の 2 第 2 項）</li> <li>・ 親族等のみなし共同事業者（地方税法第 10 条の 2 第 3 項）</li> <li>・ 給与所得に係る特別徴収義務者の指定等（地方税法第 321 条の 4 第 1 項）</li> </ul>
入湯税	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 共有物等に対する共有者等の連帯納税義務（地方税法第 10 条の 2 第 2 項）</li> <li>・ 親族等のみなし共同事業者（地方税法第 10 条の 2 第 3 項）</li> <li>・ 入湯税の特別徴収の手続（地方税法第 701 条の 4 第 1 項）</li> </ul>

対象市税	第二次納税義務
全税目	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 合名会社等の社員の第二次納税義務（地方税法第 11 条の 2）</li> <li>・ 清算人等の第二次納税義務（地方税法第 11 条の 3）</li> <li>・ 同族会社の第二次納税義務（地方税法第 11 条の 4）</li> <li>・ 共同的な事業者の第二次納税義務（地方税法第 11 条の 6）</li> <li>・ 事業を譲り受けた特殊関係者の第二次納税義務（地方税法第 11 条の 7）</li> </ul>



対象市税	第二次納税義務
全税目	<ul style="list-style-type: none"> <li>・無償又は著しい低額の譲受人等の第二次納税義務（地方税法第 11 条の 8）</li> <li>・人格のない社団等の財産名義人の第二次納税義務（地方税法第 12 条の 2 第 2 項）</li> <li>・人格のない社団等の財産払戻し等の場合の第二次納税義務（地方税法第 12 条の 2 第 3 項）</li> </ul>
市・県民税	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実質課税額等の第二次納税義務（地方税法第 11 条の 5 第 1 号、地方税法第 294 条の 2 の 2）</li> </ul>
軽自動車税	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自動車等の売主の第二次納税義務（地方税法第 11 条の 9、地方税法第 444 条第 1 項）</li> </ul>

対象市税	相続時
全税目	<p>相続の開始があった場合には、相続人及び相続財産法人は、被相続人の納税義務を無限に承継することを原則とし、限定承認をした相続人は、相続によって得た財産の限度で承継するものであること。</p> <p>なお、相続人が 2 人以上あるときは、各相続人は、その相続分により按分して計算した地方団体の徴収金の納付又は納入義務を承継することとし、その相続によって得た財産の価額がその相続人が納付し、又は納入すべき地方団体の徴収金の額を超えているときは、その相続人はその超える価額を限度として、他の相続人が納付し、又は納入すべき地方団体の徴収金を納付し、又は納入すべき責任を負うものであることとされている（地方税法 9 条以下）。</p>

福井市における、連帯納税義務についての対応状況としては、例えば、共有物等に対する連帯納税義務は、共有不動産に対する固定資産税（○山○夫 外 1 名）のように、課税段階で個人に対する課税名義とは区別されている。また、福井市では原則として連帯義務者の代表者にのみ当初納税通知書を送付する（納税の告知を行う）こととしており、個人の滞納税の場合と同様に代表者に対し催告や財産調査等を行っている。ただし、代表者からの徴収では解決できないと判断される場合には他の義務者に対してもあらためて納税の告知を行い、納付が無ければ財産調査や滞納処分に移行していく手続となっている。

また、第二次納税義務については、主たる納税義務者（以下「主義務者」）が市税を滞納し、かつ所定の要件を満たす場合に第二次納税義務が成立する（地方税法第 11 条の 2～9）。主義務者の財産調査を端緒として第二次納税義務が成立した場合は、更に第二次納税義務者（以下「二次義務者」）の所有財産に調査を拡大していくこととなる。二次義務者から徴

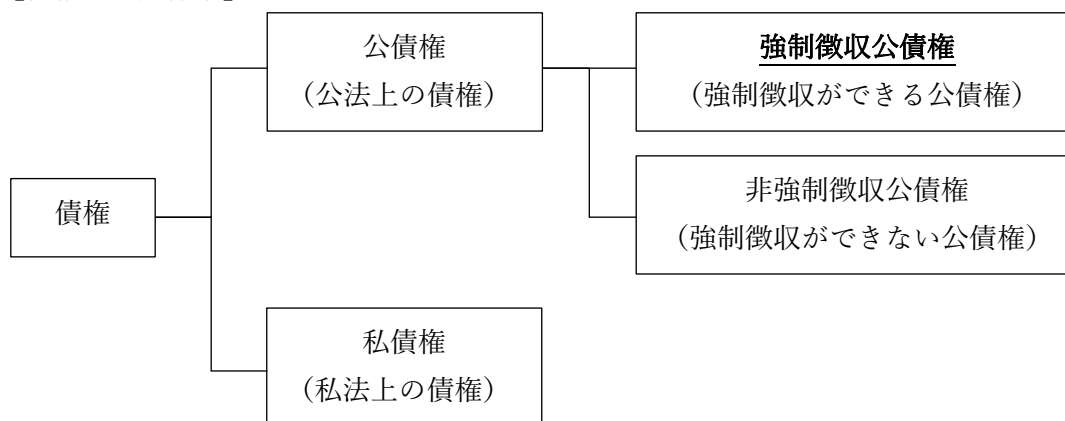
取する場合における調査手法や差押手続きは、主義務者からの徴収手続きと基本的に差異はない。

## 8. 管理対象債権

### (1) 概要

債権管理室においては、市税に加えて、他の部署から移管を受けた市税以外の強制徴収公債権についても、回収を行っている。

#### 【債権の区分体系】



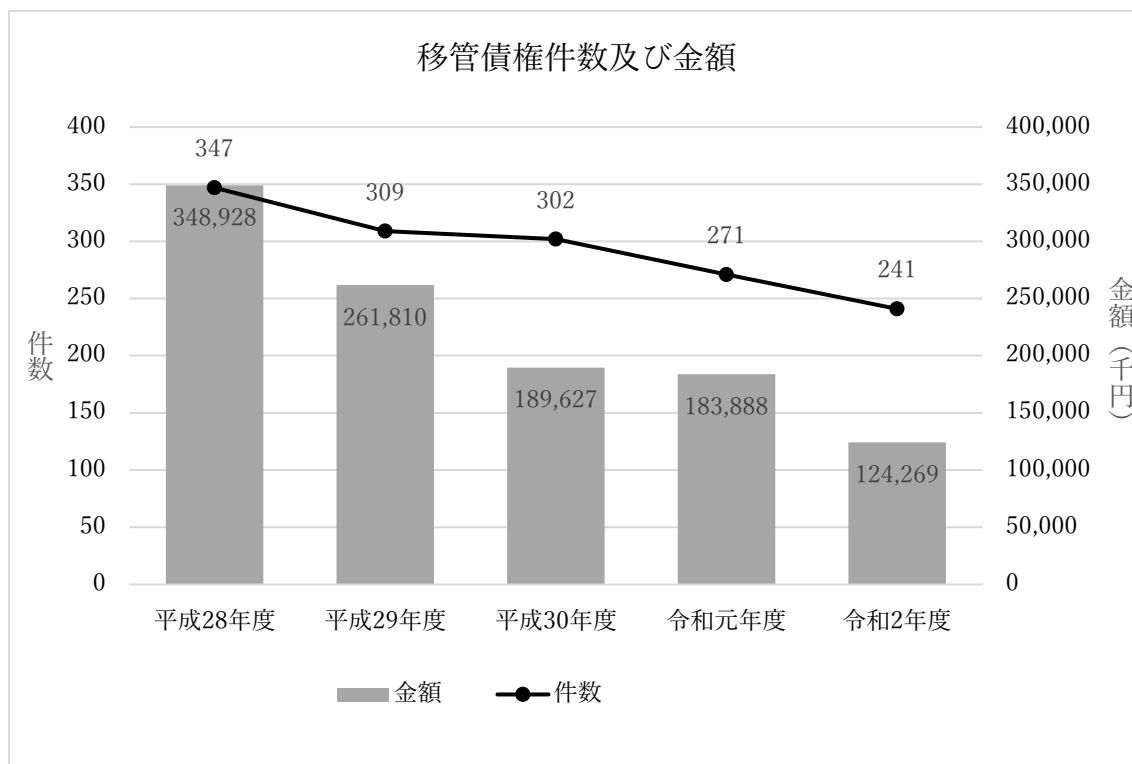
具体的には、「福井市債権回収一元化に関する事務取扱要領」において、「公課 (市税以外の市の債権のうち、国税または地方税の滞納処分の例により処分することができるもの) を所管する所属は、利用者負担額(保育料)、後期高齢者医療保険料、介護保険料、生活保護費徴収金、地方自治法に定める分担金のいずれかにおいて原則 20 万円以上の金額があり、かつ、滞納年度が過年度滞納者 (現年度滞納のみの者は不可) であり、さらに、時効完成までの期間が最低 6 か月以上となっている債権について、債権管理室と協議の上、滞納者に対する滞納処分等事務を債権管理室に移管することができる」とされている。

なお、当該移管対象債権の条件について、令和 3 年 4 月 1 日以降は、「公課を所管する所属は、督促後 10 日を経過してもなお納付がない債権について、債権管理室と協議の上、滞納者に対する滞納処分等事務を債権管理室に移管することができる」とことと改正されている。これは、年課税額が 10 万円未満の者が一定数いること、滞納金額がより少ないうちに対応することが望ましいこと、後期高齢者医療保険料・介護保険料は徴収権の消滅時効期間が 2 年と税と比較して短いことなどの課題に対する解決を図ることなどを目的としている。

なお、債権管理室においては、市税以外の債権も取り扱う関係上、福井市債権回収一元化に関する事務取扱要領に基づく事務を適正かつ円滑に行うために、福井市債権管理連絡会が設置され、債権管理連絡会議及び担当者連絡会議並びに移管債権定例報告会が、必要に応じて開催され、①各所属が有する債権のうち公租、公課に関すること、②「①」の債権の移管に関すること、③「①」の債権の徴収及び徴収に係る助言等に関すること、④「①」の債権の共同回収に関すること、⑤その他必要な事項、について協議されている。

## (2) 移管対象債権の移管状況

上記に基づく現状の移管対象債権は、具体的には、生活保護費徴収金、利用者負担額（保育料）、後期高齢者医療保険料、介護保険料の4種類となっている。また、基準を満たした時点で即移管するのではなく、各所管課において一定の徴収努力を行っても徴収できないものについて移管を行うこととなっている。過去5年間の移管債権の推移をみると、以下のグラフの通り、全体として債権の移管額は減少傾向にある。



単位：件、千円

項目	H28年度		H29年度		H30年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
市税(国保税含む)	199	314,105	179	236,347	178	165,440
利用者負担額（保育料）	26	5,160	14	3,165	11	2,674
後期高齢者医療保険料	15	6,895	11	3,557	14	2,613
介護保険料	103	20,598	100	15,731	92	14,211
下水道受益者負担金・分担金	28	5,790	22	5,149	17	3,946
公共下水道使用料	4	3,432	4	3,227	4	2,479
生活保護費徴収金	4	2,170	5	3,010	7	4,689
合計	379	358,150	335	270,186	323	196,052
合計（下水除く）	347	348,928	309	261,810	302	189,627

人数	247人		207人		208人	
年度末残高	280	191,984	274	166,041	215	133,487

項目	R元年度		R2年度	
	件数	金額	件数	金額
市税(国保税含む)	193	167,988	167	112,214
利用者負担額(保育料)	8	2,089	5	1,961
後期高齢者医療保険料	8	525	3	295
介護保険料	58	10,089	64	7,939
下水道受益者負担金・分担金※1	13	3,274	—	—
公共下水道使用料※1	3	2,375	—	—
生活保護費徴収金	4	3,197	2	1,860
合計	287	189,537	241	124,269
合計(下水除く)	271	183,888	241	124,269
人数	212人		201人	
年度末残高	137	73,495	116	34,496

※1：下水道事業に地方公営企業法の全部が適用され、債権者が市長から企業管理者へ変更されたため、令和2年度以降は移管対象から除外されている。

#### 【意見】納2

福井市における債権管理室での一元管理対象債権は、強制徴収公債権のみとなっており、非強制徴収公債権及び私債権は対象とはなっていない。これは、非強制徴収公債権及び私債権を強制徴収公債権とともに債権管理室で一元管理した場合、地方税法第22条に規定される守秘義務に違反する恐れがあることが一因である。総務省は、必要な法改正がなければ、税情報を一律に利用した非強制徴収公債権及び私債権の回収には問題があるとの立場である。

非強制徴収公債権及び私債権については、強制徴収公債権と比べて自力執行権の定めがなく、民事訴訟法、民事執行法の適用を受けるなど、専門性が必要となるため、各所管課で対応を図るよりも専門性を有する専門部署で一元的に管理する方法も考えられるが、現状の法律や福井市の管理システムの状況からは難しいとの結論となる。

債権管理室としては、非強制徴収公債権及び私債権について、専門的な知識が必要な場合は指導するなどの対応を行っており、このような対応は今後も継続して推進する必要がある。また、強制徴収公債権と併せた一元管理に関しては、今後の他の自治体や法整備の動向を注視し、継続的な検討が必要であろう。

債権を一元管理することによるメリットとしては、以下のようなことが考えられるが、ほとんどが税情報の利用に該当するため、法令違反となる可能性がある。

1. 債権者は地方公共団体であり、債権所管課ではないことから、一元化することが対市民との関係では明瞭化される。
2. 債権額合計で折衝でき、効率的である。
3. すべての債権について時効更新、執行停止・放棄ができる。
4. 自主納付する場合の充当順位が適正にできる。
5. ある債権で減額更正等により還付が発生した場合に、他の未納債権について差押えができる。
6. 滞納者が各所管課に行かなくてすむ（市民サービス向上）
7. 納付困難者の把握が容易になり、生活状況に応じた納付指導が可能になる。加えて、地域福祉等との連携による市民サービスの提供の可能性も検討できる。
8. 債権ごとに財産調査をする必要がなくなる。
9. 市外転出などの実態調査を債権ごとにする必要がなくなる。
10. 競売、破産事件の交付要求額に漏れがなくなる。
11. 債権ごとに催告書を発送しなくて済む。
12. 執行停止・債権放棄が公平・公正に執行できる。
13. 徴収に関する知識・経験が蓄積しやすい。
14. 滞納債権についての業務を債権管理室に集中することで、他の課は通常業務に専念できる。

(参考)

福井県内においては坂井市が、平成 26 年 5 月 1 日より税外債権回収の一元化を行うための税外債権管理室を納税課内に設置運用（令和 3 年 4 月 1 日より税外債権管理室の業務は納税課の税外債権管理係に業務引継ぎが実施されている）しており、当該税外債権は、市税以外のすべての債権とされ、非強制徴収公債権、私債権も含まれている。

<https://www.city.fukui-sakai.lg.jp/nozei/kurashi/zeikin/zeigai/ichigenka.html>

全国的にも一元管理を可能とする法改正の要望はあるが、総務省等は慎重な立場をとっている。

総務省「平成 27 年の地方からの提案等に関する対応方針」より抜粋

・熊本市からの提案

地方自治法第 240 条第 3 項の次に、市の債権を回収する場合、地方税の税情報を利用できる旨の規定を追記し、非強制徴収公債権及び私債権の回収事務において税情報の共有化を求める。

・総務省回答

地方税に関する調査等の事務に従事している者自身が私人の秘密を知ることは、地方税の賦課徴収に必要であり、地方税法の予想するところと考えられるが、その事務

に関して知り得た私人の秘密をその意に反して第三者に知らせることは、地方税法の予想しない権利の侵害であると考えられる。ご提案の「非強制徴収公債権」、「私債権」は、その内容が多様であるため、一律に、私人の秘密をその意に反して利用できることとするには問題があると考えられる。

・全国市長会からの意見

公平性の観点から、税以外の債権の効率的かつ迅速な回収が必要である一方、税情報は納税者にとって秘匿性の高いものであり、納税者の信頼を得るために規定されている守秘義務への配慮が必要であることを踏まえ、税情報の活用について慎重に検討すること。

一方で税情報を共有できないことによる非強制徴収公債権及び私債権の回収に対する支障事例も挙げられており、全国的な議論の活発化が望まれる。

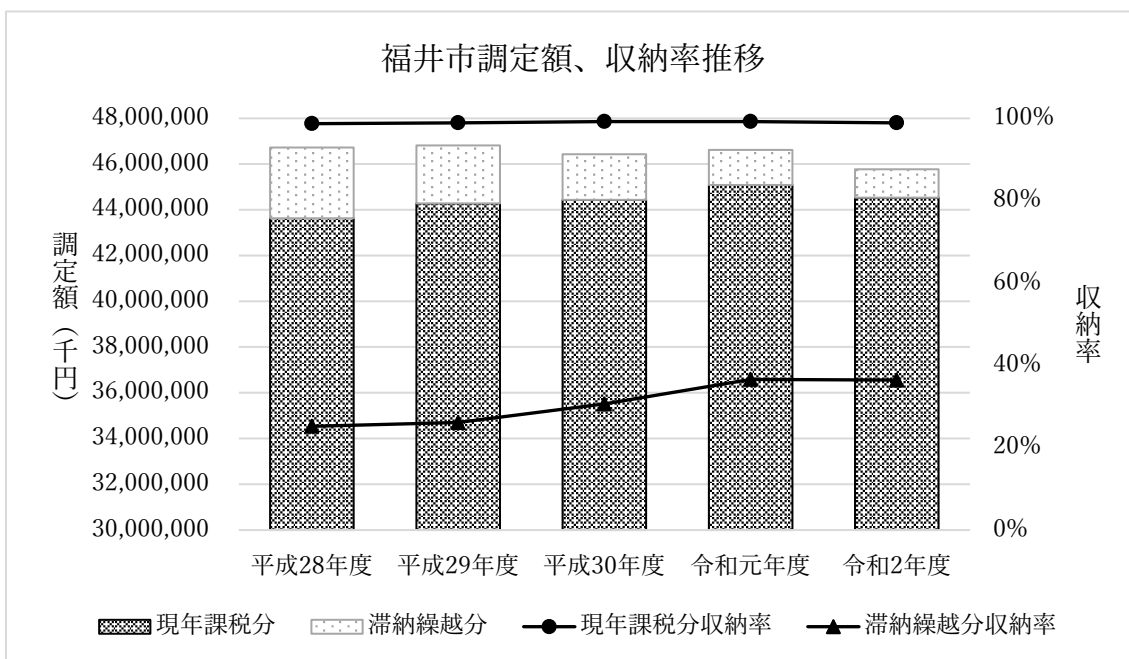
## 9. 収納額と収納率、滞納繰越分割合の推移

### (1) 概要

市税の調定額と収納率の推移は以下の通りである。

単位：千円

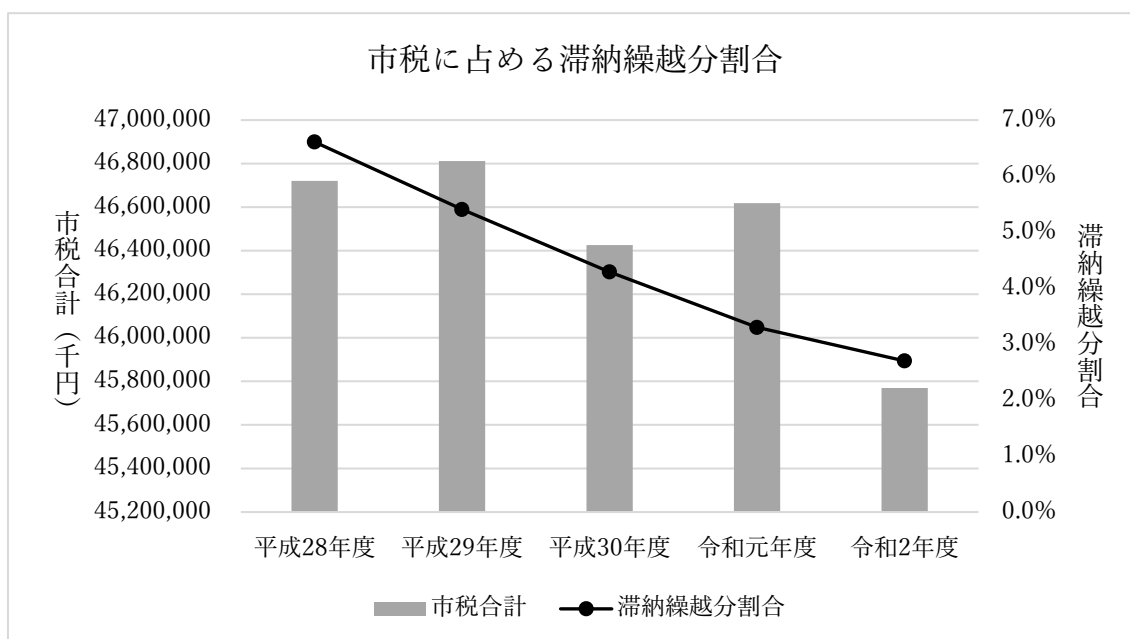
項目	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度	R2 年度
現年課税分	43,632,328	44,281,896	44,435,345	45,081,446	44,533,652
滞納繰越分	3,088,260	2,529,686	1,990,208	1,537,272	1,235,661
現年課税分収納率	98.70%	98.90%	99.20%	99.20%	98.90%
滞納繰越分収納率	25.20%	26.10%	30.60%	36.60%	36.40%



市税の合計と市税に占める滞納繰越分の割合の推移は以下の通りである。

単位：千円

項目	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度
市税合計	46,720,588	46,811,582	46,425,553	46,618,718	45,769,313
滞納繰越分の割合	6.6%	5.4%	4.3%	3.3%	2.7%



単位：千円

項目	平成 28 年度			平成 29 年度		
	調定額	収入済額	収納率	調定額	収入済額	収納率
市民税	20,129,364	19,172,673	95.2%	20,489,738	19,682,107	96.1%
個人	15,791,006	14,941,871	94.6%	16,016,934	15,310,401	95.6%
現年課税分	14,883,670	14,672,134	98.6%	15,228,884	15,049,513	98.8%
滞納繰越分	907,336	269,737	29.7%	788,050	260,888	33.1%
法人	4,338,358	4,230,802	97.5%	4,472,804	4,371,706	97.7%
現年課税分	4,251,789	4,221,593	99.3%	4,372,668	4,356,749	99.6%
滞納繰越分	86,569	9,209	10.6%	100,136	14,957	14.9%
固定資産税	20,299,985	18,712,340	92.2%	20,156,613	18,885,165	93.7%
純固定資産税	20,069,932	18,482,287	92.1%	19,937,153	18,665,705	93.6%
現年課税分	18,323,449	18,067,564	98.6%	18,575,580	18,348,889	98.8%
滞納繰越分	1,746,483	414,723	23.7%	1,361,573	316,816	23.3%
国有資産等交付金	230,053	230,053	100.0%	219,460	219,460	100.0%

項目	平成 28 年度			平成 29 年度		
	調定額	収入済額	収納率	調定額	収入済額	収納率
軽自動車税	645,908	607,081	94.0%	672,626	633,786	94.2%
現年課税分	612,437	596,900	97.5%	638,050	623,353	97.7%
滞納繰越分	33,471	10,181	30.4%	34,576	10,433	30.2%
環境性能割	—	—	—	—	—	—
市たばこ税	2,021,761	2,021,761	100.0%	1,910,767	1,910,767	100.0%
特別土地保有税	1,946	0	0.0%	1,946	0	0.0%
現年課税分	0	0	—	0	0	—
滞納繰越分	1,946	0	0.0%	1,946	0	0.0%
都市計画税	3,553,909	3,270,384	92.0%	3,513,799	3,287,120	93.5%
現年課税分	3,241,454	3,196,188	98.6%	3,270,394	3,230,483	98.8%
滞納繰越分	312,455	74,196	23.7%	243,405	56,637	23.3%
入湯税	67,715	67,715	100.0%	66,093	66,093	100.0%
現年課税分	67,715	67,715	100.0%	66,093	66,093	100.0%
滞納繰越分	0	0	—	0	0	—
市税合計	46,720,588	43,851,954	93.9%	46,811,582	44,465,038	95.0%
現年課税分	43,632,328	43,073,908	98.7%	44,281,896	43,805,307	98.9%
滞納繰越分	3,088,260	778,046	25.2%	2,529,686	659,731	26.1%
現年課税分/人口(千円/人)	—	164	—	—	167	—
現年課税分/世帯数(千円/世帯)	—	431	—	—	432	—
現年課税分/税務職員数(千円/人)	—	490,251	—	—	520,963	—

項目	平成 30 年度			令和元年度		
	調定額	収入済額	収納率	調定額	収入済額	収納率
市民税	20,741,783	20,126,424	97.0%	20,875,713	20,410,915	97.8%
個人	16,194,356	15,649,378	96.6%	16,303,935	15,901,783	97.5%
現年課税分	15,551,880	15,399,163	99.0%	15,812,224	15,670,609	99.1%
滞納繰越分	642,476	250,215	38.9%	491,711	231,174	47.0%
法人	4,547,427	4,477,046	98.5%	4,571,778	4,509,132	98.6%
現年課税分	4,476,515	4,468,159	99.8%	4,509,252	4,497,298	99.7%
滞納繰越分	70,912	8,887	12.5%	62,526	11,834	18.9%



項目	平成 30 年度			令和元年度		
	調定額	収入済額	収納率	調定額	収入済額	収納率
固定資産税	19,611,292	18,676,340	95.2%	19,620,612	18,908,708	96.4%
純固定資産税	19,395,393	18,460,441	95.2%	19,400,545	18,688,641	96.3%
現年課税分	18,342,887	18,172,809	99.1%	18,595,665	18,430,544	99.1%
滞納繰越分	1,052,506	287,632	27.3%	804,880	258,097	32.1%
国有資産等交付金	215,899	215,899	100.0%	220,067	220,067	100.0%
軽自動車税	699,049	662,827	94.8%	731,642	701,127	95.8%
現年課税分	664,681	651,373	98.0%	689,821	678,598	98.4%
滞納繰越分	34,368	11,454	33.3%	32,448	13,156	40.5%
環境性能割	—	—	—	9,373	9,373	100.0%
市たばこ税	1,888,902	1,888,902	100.0%	1,903,906	1,903,906	100.0%
特別土地保有税	1,946	0	0.0%	1,946	1,603	82.4%
現年課税分	0	0	—	0	0	—
滞納繰越分	1,946	0	0.0%	1,946	1,603	82.4%
都市計画税	3,416,945	3,250,382	95.1%	3,413,626	3,286,929	96.3%
現年課税分	3,228,945	3,199,005	99.1%	3,269,865	3,240,830	99.1%
滞納繰越分	188,000	51,377	27.3%	143,761	46,099	32.1%
入湯税	65,636	65,636	100.0%	71,273	71,273	100.0%
現年課税分	65,636	65,636	100.0%	71,273	71,273	100.0%
滞納繰越分	0	0	—	0	0	—
市税合計	46,425,553	44,670,511	96.2%	46,618,718	45,284,461	97.1%
現年課税分	44,435,345	44,060,946	99.2%	45,081,446	44,722,498	99.2%
滞納繰越分	1,990,208	609,565	30.6%	1,537,272	561,963	36.6%
現年課税分/人口(千円/人)	—	168	—	—	171	—
現年課税分/世帯数(千円/世帯)	—	429	—	—	431	—
現年課税分/税務職員数(千円/人)	—	499,274	—	—	512,289	—

項目	令和2年度		
	調定額	収入済額	収納率
市民税	20,159,602	19,743,992	97.9%
個人	16,253,882	15,934,354	98.0%
現年課税分	15,895,092	15,764,764	99.2%
滞納繰越分	358,790	169,590	47.3%
法人	3,905,720	3,809,638	97.5%
現年課税分	3,848,621	3,799,217	98.7%
滞納繰越分	57,099	10,421	18.3%
固定資産税	19,619,062	18,897,554	96.3%
純固定資産税	19,409,794	18,688,286	96.3%
現年課税分	18,737,217	18,468,977	98.6%
滞納繰越分	672,577	219,309	32.6%
国有資産等交付金	209,268	209,268	100.0%
軽自動車税	769,488	745,718	96.9%
現年課税分	713,284	705,621	98.9%
滞納繰越分	27,144	11,037	40.7%
環境性能割	29,060	29,060	100.0%
市たばこ税	1,771,155	1,771,155	100.0%
特別土地保有税	342	0	—
現年課税分	0	0	—
滞納繰越分	342	0	—
都市計画税	3,414,516	3,286,673	96.3%
現年課税分	3,294,807	3,247,639	98.6%
滞納繰越分	119,709	39,034	32.6%
入湯税	35,148	35,148	100.0%
現年課税分	35,148	35,148	100.0%
滞納繰越分	—	—	—
市税合計	45,769,313	44,480,240	97.2%
現年課税分	44,533,652	44,030,849	98.9%
滞納繰越分	1,235,661	449,391	36.4%
現年課税分/人口(千円/人)	—	170	—
現年課税分/世帯数(千円/世帯)	—	423	—
現年課税分/税務職員数(千円/人)	—	500,378	—

## コメント

現年課税分の調定額及び市税収入済額は平成 28 年度以降増加傾向にある。その一方で、滞納繰越分の調定額は減少傾向にある。また、人口当たりの現年課税分も増加している状況である。

収納率について、現年課税分、滞納課税分いずれも、上昇傾向となっており、福井市での収納率向上の取り込みの効果が数値としても現れていると判断できる。また、市税合計に占める滞納繰越分の割合についても、平成 28 年度以降減少傾向となっており、市税全体に占める滞納繰越分の解消が進みつつあるということがうかがえる。

### (2) 収納率向上のためのこれまでの取り組み

収納率向上のための、これまでの福井市としての取り組みの概要は以下の通りであり、全国で実施されている取り組みも参考に、改善を図っている状況がうかがえる。

平成 15 年～ 全庁管理職による滞納整理の実施

平成 16 年～ 夜間・休日納税相談窓口対応開始

平成 24 年～ 納税コールセンターの運用開始

平成 30 年～ スマホアプリの納税開始

令和元年～ 現年係の設置（現年課税分に係る徴収強化）

令和元年～ 滞納整理マニュアル(※1)の整備

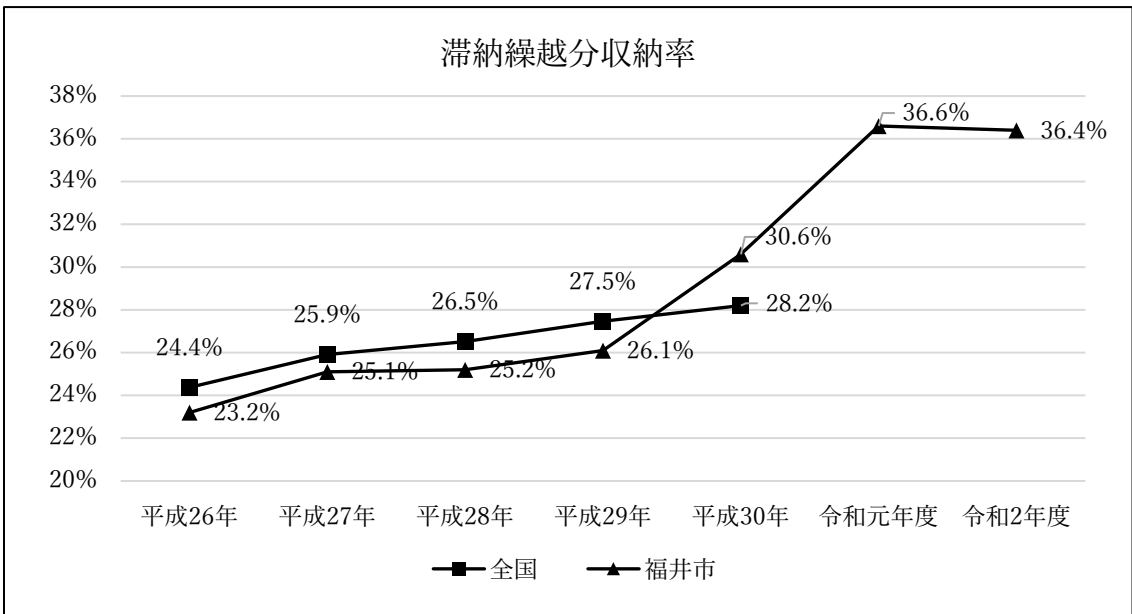
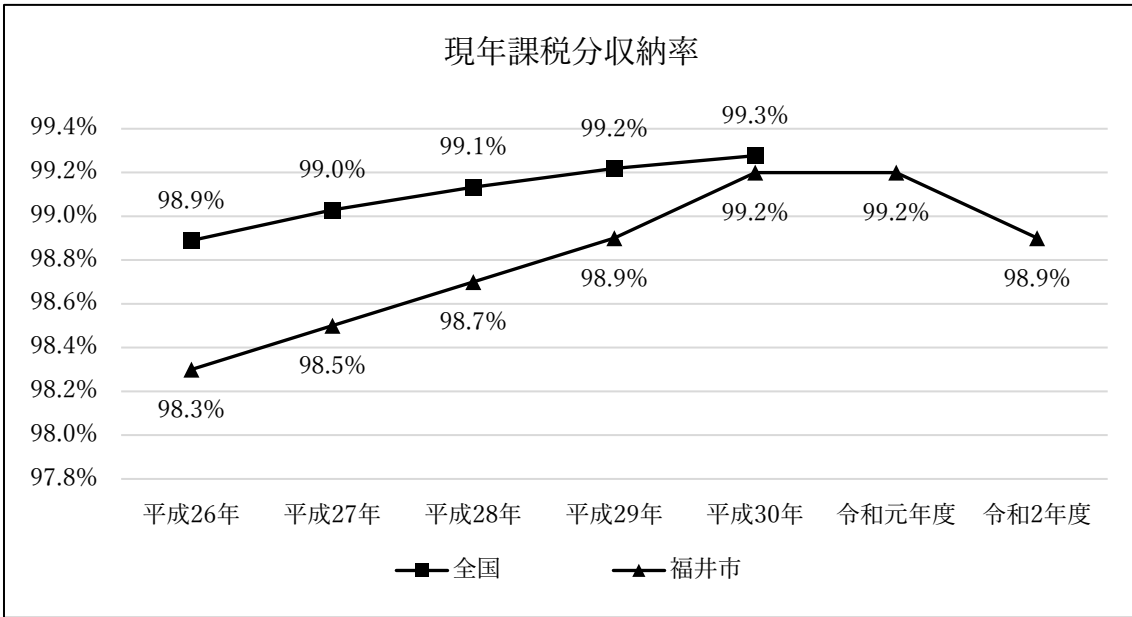
※1：福井市債権管理マニュアルを参照し、従来からある市税等の滞納処分に関する実務マニュアルを整理、再編したもの

### 10. 収納率、滞納繰越分割合についての他との比較

福井市における収納率の現年課税分及び滞納繰越分の収納率の状況は以下の通りとなっている。全国の数値については、平成 30 年度分までしか総務省のホームページでは開示されていないことから、令和元年度以降の数字は反映できていない。

#### 最近 10 年間の市税収納率の推移

項目	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元 年度	R2 年度
収納率	90.8%	90.9%	91.8%	92.4%	93.2%	93.9%	95.0%	96.2%	97.1%	97.2%
現年課税分	97.6%	97.8%	98.1%	98.3%	98.5%	98.7%	98.9%	99.2%	99.2%	98.9%
滞納繰越分	17.7%	19.3%	24.4%	23.2%	25.1%	25.2%	26.1%	30.6%	36.6%	36.4%



コメント

現年課税分についての収納率は、福井市は改善しつつあるものの、全国平均よりも低い水準にある。滞納繰越分についての収納率は、平成30年度以降大幅に改善傾向にあることがうかがえる。

近隣県の中核市における市税収納率の推移

地方公共団体名	項目	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度	R2 年度
金沢市	全体	95.3%	96.2%	96.8%	97.3%	96.7%
	現年課税分	99.1%	99.1%	99.3%	99.3%	98.5%
	滞納繰越分	22.3%	26.2%	30.2%	28.7%	29.1%
富山市	全体	94.3%	94.9%	95.4%	95.7%	95.4%
	現年課税分	98.9%	99.0%	99.1%	99.1%	98.5%
	滞納繰越分	18.1%	20.8%	21.6%	21.8%	21.1%
岐阜市	全体	93.1%	93.7%	94.5%	95.0%	95.2%
	現年課税分	98.4%	98.6%	98.7%	98.8%	98.7%
	滞納繰越分	23.6%	24.7%	25.3%	26.1%	24.1%
大津市	全体	95.1%	95.3%	95.6%	95.8%	95.0%
	現年課税分	98.9%	98.9%	99.0%	98.9%	98.1%
	滞納繰越分	20.1%	21.6%	22.8%	21.8%	23.9%

(出典) 金沢市令和 3 年度市税概要、富山市税務概要令和 3 年度版、岐阜市市税概要令和 3 年度版、大津市令和 3 年度市税概要

コメント

近隣の中核市との比較では、福井市の収納率は高い。

【意見】 納 3

収納率について、現年課税分はここ数年 99%に達しており、現年分については限界が来ていると考えられる。公平性の観点から考えれば 100%を目指すべきであるが当然限界はある。一方、滞納繰越分については 36%程度となっており改善は可能と考えられる。近隣県中核市の状況から、福井市の滞納繰越分の収納率は高いと言える。回収状況は悪くないというのが監査人の意見である。

1 1. 収納方法

(1) 概要

福井市では、市税の納付方法として、①現金納付、金融機関等、②コンビニ(30万円以下のみ)、③口座振替、④納税組合、⑤アプリ決済(PayPay、Line Pay、支払秘書)、⑥地方税共通納税システム(個人市・県民税の特別徴収、法人市民税のみ利用可能)による方法が構築されている。そのうえで、福井市では収納率の向上のため、口座振替の推進を図っている。

なお、口座振替、納税組合は、4 税(個人市・県民税(普通徴収)、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税)のみ可能となっている。

## (2) 各納付方法別の収納金額の推移

過去5年間における、各納付方法別の収納金額の推移は以下の通りとなっている。

単位：件、千円

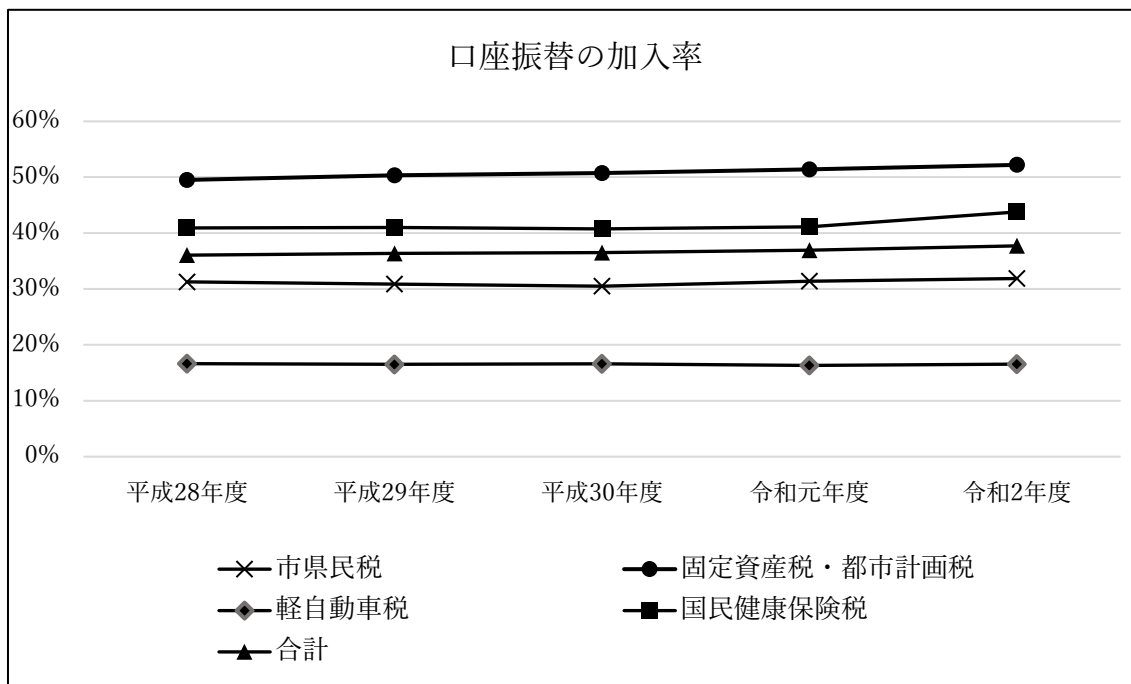
納付方法	H28年度		H29年度		H30年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
銀行等	353,337	15,194,076	341,090	14,806,624	330,339	14,063,559
口座振替	345,992	13,907,966	344,810	14,044,173	344,969	14,214,942
コンビニ店舗	233,944	4,477,344	237,264	4,603,535	240,865	4,750,625
スマホアプリ	—	—	—	—	65	3,662
合計	933,273	33,579,386	923,164	33,454,332	916,238	33,032,788
内、納税組合	90,425	3,984,043	85,096	3,823,977	80,464	3,559,145

納付方法	R元年度		R2年度	
	件数	金額	件数	金額
銀行等	324,458	13,656,068	310,971	13,072,136
口座振替	345,646	14,674,485	349,394	15,038,162
コンビニ店舗	246,262	4,924,848	234,185	4,803,657
スマホアプリ	1,034	26,695	8,815	253,063
合計	917,400	33,282,096	903,365	33,167,018
内、納税組合	76,422	3,426,419	73,213	3,232,606

## (3) 口座振替の加入率

福井市が特に推進している口座振替の加入率の推移は以下の通りである。

種別	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度
市県民税	31.3%	30.9%	30.5%	31.4%	31.9%
固定資産税・都市計画税	49.5%	50.3%	50.7%	51.4%	52.2%
軽自動車税	16.6%	16.5%	16.6%	16.3%	16.5%
国民健康保険税	40.9%	41.0%	40.8%	41.1%	43.8%
合計	36.1%	36.4%	36.5%	36.9%	37.7%



#### コメント

福井市が取り組んでいる口座振替について、加入率は伸び悩んでいる。

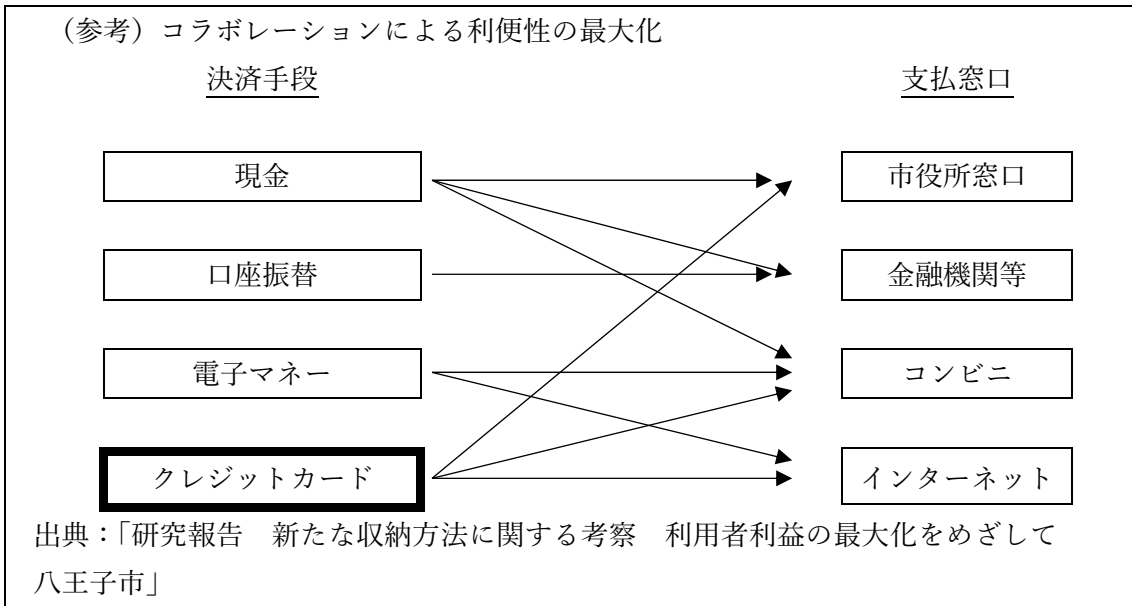
#### 【意見】納4

福井市では、納付方法について種類を拡充し、市民の利便性に配慮している。その結果、収納率の向上にもつながっていることが推測される。

納付方法として、クレジットカードによる収納の体制を整備している他の市町村もあるが、福井市では、令和3年度においてクレジットカード収納の導入を検討したものの、①利用者に手数料負担があること、②全国的に導入自治体が14%（令和2年7月現在）であること、③イニシャルコスト、ランニングコストが必要となることなどから導入されていない。

また、現在福井市が地銀ネットワークサービスからの依頼により整備しているPayPayやLine Pay、支払秘書以外のアプリ決済については導入されていない。

今後も、費用対効果の検討及び国の動向を踏まえ、住民サービス向上の観点から、幅広い納付方法に対応できるようにシステム構築を含めた対応検討を継続的に進めていくことが必要である。



## 1 2. 納税組合

### (1) 概要

納税組合とは「福井市納税奨励条例」に基づき設立された任意の団体であり、多くは市内の一定の地域（自治会等）によって構成されている。福井市では納税組合を活用し、納税を組合の代表者が取りまとめることで、期限内の納付を目指してきた。令和2年度末現在、福井市において納税組合は370団体あり、期限内納付に対する報奨として納税奨励金を合計で約15百万円支給している。当該納税奨励金については、「福井市納税奨励条例」に基づいて計算・支給されている。納税組合に関する福井市における業務としては、①納税組合から納付してもらうための納付書の発送、②組合長とのやり取り、③納税奨励金等の支払い（条例に基づいて支払い）④組合員の加入脱退等の管理がある。

### (2) 納税組合の現況

納税組合に関する各種指標は以下の通りである。

納税組合数及び組合員数の推移

項目	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度
組合数	397 団体	388 団体	384 団体	379 団体	370 団体
組合員数	18,098 人	17,209 人	16,672 人	15,974 人	15,121 人



## 税目別納税組合員数の推移

単位：人

種別	項目	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度	R2 年度
市県民税	納税義務者	45,218	42,601	41,381	39,546	38,744
	組合加入者	4,363	3,938	3,747	3,410	3,206
	加入率	9.6%	9.2%	9.1%	8.6%	8.2%
固定資産 税・都市計 画税	納税義務者	103,243	103,675	103,762	103,990	104,131
	組合加入者	10,623	10,159	9,787	9,348	8,921
	加入率	10.3%	9.8%	9.4%	9.0%	8.5%
軽自動車税	納税義務者	68,316	68,382	68,274	68,538	68,522
	組合加入者	6,332	6,064	5,920	5,683	5,487
	加入率	9.3%	8.9%	8.7%	8.3%	8.0%
国民健康保 険税	納税義務者	32,313	31,044	30,340	29,447	28,197
	組合加入者	3,345	3,151	2,941	2,796	2,635
	加入率	10.4%	10.2%	9.7%	9.5%	9.3%
合計	納税義務者	249,090	245,702	243,757	241,521	239,594
	組合加入者	24,663	23,312	22,395	21,237	20,249
	加入率	9.9%	9.5%	9.2%	8.8%	8.5%

## コメント

納税組合数、組合員数、税目別組合加入者数は過去 5 年間減少傾向となっている。また、直近 5 年間における新規設立組合はない。

## 納税奨励金交付額の推移

単位：千円

項目	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度	R2 年度
納税奨励金交付額	18,742	17,622	16,364	15,276	15,090
内訳					
市県民税	2,693	2,555	2,418	2,181	2,124
固定資産税・都市計画税	11,215	10,548	9,884	9,323	9,305
軽自動車税	470	458	451	444	445
国民健康保険税	4,361	4,058	3,608	3,326	3,214

## 納税組合調定額の推移

単位：千円

項目	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度	R2 年度
納税組合調定額	4,103,081	3,932,149	3,653,772	3,509,401	3,304,576

注：納税組合調定額とは、市・県民税（普通徴収）、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、

国民健康保険税の合計額となっている。

#### コメント

納税組合数、組合員数の減少に比例して、納税組合を通じた各種税目の納税組合調定額についても減少している。

#### 納税組合の収納率の推移

収納率	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度	R2 年度
納税組合	97.1%	97.2%	97.4%	97.6%	97.8%
全体（現年課税分）	98.7%	98.9%	99.2%	99.2%	98.9%

#### コメント

納税組合の収納率は、97%前後となっており、福井市全体の現年課税分の収納率と比較して高い水準にあるとは言えない。

#### 【意見】納5

納税組合について、納付手段や納付窓口が十分でなく、町内会等の自治会の影響力が大きい時代には、その役割を十分果たしていたと考えられる。しかし、納付手段の多様化が進んだことで、納税手段の補完機能としての納税組合の役割は相対的に低くなっている。また、自治会における人間関係の在り方の変化による影響から、組合数、組合員数ともに減少し続けており、過去5年間新たな組合の設立がないなど、その存在意義があらためて問われている状況にある。

収納率に関して、福井市の努力もあり福井市全体の現年課税分の収納率が上昇していることもあり、納税組合の収納率が特段高いと言える状況にないため、納税思想の啓発及び普及の事業としてすでに十分に機能した状況であると言える。

これまで、地域のコミュニティとして存在しており、収納率向上の一翼を担ってきたことは評価できるが、自治会における人間関係の在り方が変化し、個人情報保護の重要性が高まっている現状において、地域コミュニティとしての役割も過去ほどは十分に機能しなくなってきている。

納税組合について、以下の点で問題があると考ええる。

直接個人ではないにしても、納税組合に対して奨励金が支給されており、他の納税者や納税方法と比較した場合に公平性を欠いている。

前納報奨金はすでに廃止されており、金銭的インセンティブによる納税の促進は現在の社会環境に適していない。

よって、納税組合制度については廃止を検討すべきであるというのが監査人の意見である。

なお、当該制度は地域活性化等のために必要ということであれば、他の所管課（例えば、未来づくり推進局まち未来創造課など）において、地域活性化に資するような事業を実施することにより対応すべきであると考え。

### 13. 現金収納

市税等の納入に関しては、窓口での収納の場合もある。その場合には、現金授受を伴うことから、当該流れについて確認した。現状の、窓口収納の流れは以下の通りとなっている。

- ① 受取担当者が窓口にて納付者から「現金」と「納付書」を受け取る。  
注：「納付書」がない場合は再発行する。
- ② 受取担当者が、納付書の三か所「納入済通知書」「原符兼払込金受領証」「領収証書」に領収日付印を押し、「原符兼払込金受領証」「領収証書」及び「現金」を金庫担当者（管理係）に渡す。
- ③ 受取担当者はバーコードリーダーを使用し「納入済通知書」のバーコードを読み取り、収納端末に納付データを入力する。（受領金額、納税額を入力し「おつり」が表示される）
- ④ 金庫担当者は「現金」（受領金額）及び「原符兼払込金受領証」から納税額を確認。「領収証書」及び「おつり」を準備する。
- ⑤ 受取担当者と金庫担当者が受領金額と「おつり」を相互に確認し、間違いなければ受取担当者は「領収証書」と「おつり」を窓口へ、金庫担当者は「現金」を金庫に、「納入済通知書」「原符兼払込金受領証」を収納端末横に保管する。
- ⑥ 受取担当者は「領収書」と「おつり」を納付者に手渡す。

上記の取り扱いののち、金庫締め作業の流れについては、以下の通りとなっている。

- ① 記録簿を点検する（午前の納入済通知書を収納点検シートに入力）。
- ② 集計点検シートの納付書計の行の件数と金額が、収納端末の収納取扱記録簿の累計と合うか確認する。
- ③ 金庫現金の現在高を点検する（現金を数え、集計点検シートに現在高を入力）。
- ④ 収納端末の窓口収納取扱記録簿を印刷し、日次処理を行う（休日前は休日の回数分）。
- ⑤ 集計点検シートの窓口取扱記録簿に収納端末の小計の枚数と金額を入力する。
- ⑥ 受領証（三連納付書の真ん中）を輪ゴムで留め、AM と書いて曜日ごとの箱に保管する。
- ⑦ 収納端末未入力（リストで収納した大量納付書）があれば、集計点検シートの別計の収納額欄に枚数と金額を入力する。
- ⑧ 銀行への納入額を入力する（送金点検シートの送金額と金種内訳に金種枚数）。
- ⑨ 決裁を作成する（銀行送金明細票を印刷し、起案者印とつり銭保管簿の記帳者印を押印）。

- ⑩ 福井銀行市役所支店に以下を持ち込む。
- ・納付書、現金（納付額）、収納端末の記録簿、税金・公共料金等払込票（福井銀行様式）
  - ・その他
    - 前日分の所得・納税証明手数料
    - 両替が必要な場合、現金と両替依頼票を準備する。
- ⑪ 収入日報（銀行送金明細票）に銀行から戻ってきた窓口取扱記録簿を添付して決裁する。

## 14. 延滞金

### (1) 概要

納期限を過ぎると、法令に定められた割合に基づき延滞金が計算される。当該延滞金についても市税債務として、納税課において管理徴収している。

法令において定められている延滞金の割合は、以下の通りである。

#### ① 割合

i) 平成12年1月1日から平成25年12月31日までの期間に対応する延滞金  
納期限翌日から1カ月以内…延滞金特例基準割合(上限は年7.3%)  
納期限翌日から1カ月以後…年14.6%

ii) 平成26年1月1日から令和2年12月31日までの期間に対応する延滞金  
納期限翌日から1カ月以内…延滞金特例基準割合に年1.0%を加算した割合(上限は年7.3%)  
納期限翌日から1カ月以後…延滞金特例基準割合に年7.3%を加算した割合(上限は年14.6%)

#### ② 延滞金特例基準割合

i) 平成12年1月1日から平成25年12月31日までの期間に対応する割合  
各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に、年4%の割合を加算した割合

ii) 平成26年1月1日から令和2年12月31日までの期間に対応する割合  
日本銀行が公表する前々年10月～前年9月における「国内銀行の貸出約定平均金利(新規・短期)」の平均に、年1.0%の割合を加算した割合。

#### ③ 特例基準割合の推移

平成12年1月1日から平成13年12月31日まで 年4.5%  
平成14年1月1日から平成18年12月31日まで 年4.1%  
平成19年1月1日から平成19年12月31日まで 年4.4%

平成 20 年 1 月 1 日から平成 20 年 12 月 31 日まで	年 4.7%
平成 21 年 1 月 1 日から平成 21 年 12 月 31 日まで	年 4.5%
平成 22 年 1 月 1 日から平成 25 年 12 月 31 日まで	年 4.3%
平成 26 年 1 月 1 日から平成 26 年 12 月 31 日まで	年 1.9%
平成 27 年 1 月 1 日から平成 28 年 12 月 31 日まで	年 1.8%
平成 29 年 1 月 1 日から平成 29 年 12 月 31 日まで	年 1.7%
平成 30 年 1 月 1 日から令和 2 年 12 月 31 日まで	年 1.6%
令和 3 年 1 月 1 日から	年 1.5%

## (2) 延滞金の減免

本税分が完納になった後、確定した延滞金を免除（又は減額）し、徴収すべきそもその金額をなくす（減らす）、「延滞金の減免」が行われることがある。当該減免が行われるのは以下の場合となる。

### ① 地方税法に基づく減免

徴収猶予、申請による換価の猶予を除き滞納者からの申請は不要で、条件にあてはまる場合に、職権で減免額を計算し、減免後の確定延滞金額に修正するものとなる。

### ② 条例施行規則に基づく減免

福井市では延滞減免についての規則はなし。

### ③ 裁量による減免

滞納管理システムには、「確定延滞金修正」という機能があり、当該機能を用いて以下の場合にのみ、確定延滞金の精査を行うことが認められているが、福井市での特別な運用はなし。

区分	免除する金額
催告書等に同封されている納付書により、指定期日までにその全額の納付があったとき	催告書発送日から納付までの期間に発生した延滞金全額
債権差押通知書到達日現在で計算した延滞金まで含めて完納することができる金額で預金差押を行い、その後遅滞なく取立を行ったとき	差押期別にかかる延滞金に差額が発生した場合、その差額全額
上記に定めるもののほか、管理職以上と協議の上、免除の必要があると判断したとき	認めた金額

### (3) 実施したサンプルテストとその結果

#### ① 延滞金計算

令和3年3月分の延滞金収入一覧よりサンプルを抽出し、延滞金計算について適切に計算されているかについて確認した。

#### 【結果】

監査上問題となる事項は検出されなかった。

#### ② 延滞金の減免

令和2年度に実施された延滞金の減免に関して、徴収猶予（コロナ猶予）、換価猶予、充足減免の実績につき、それぞれ、徴収猶予（コロナ猶予）については申請書の提出があるかどうか、換価猶予についても申請書の提出があるかどうか、充足減免一覧については、該当する差押調書があるかどうかについてサンプルで確認を実施した。

#### 【結果】

監査上問題となる事項は検出されなかった。

## 15. 督促

### (1) 概要

納税通知書で定められた納期限までに納付がない場合は、自主納付を促し、今後の差押えの可能性を通告するため、督促状を発送している。当該督促状は、納期限の20日以内に発送する業務となっている。収納率の向上を図ることで、督促する件数も次第に減少することとなる。

督促状について作成し、発送したのち、未達のものについては、各徴収担当者が居所を調査（親族等への聞き取り、本籍地市町村への戸籍附票調査、勤務先への居所調査等）したうえで、再送処理を行うこととなる。そのうえで、居所が不明であった者について、財産調査を行い、滞納処分を行う場合には、督促状の公示送達を実施している。なお、財産がない場合には、滞納処分をすることができないため、執行停止を行うこととなる。

督促の対象となった金額の推移、督促状の作成、発送件数は以下の通りである。

(単位：千円)

項目		H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度
市・県民税	調定	5,665,018	5,415,814	5,335,251	5,154,766	5,204,009
	督促	860,773	777,620	671,339	672,104	558,007
	割合	15.2%	14.4%	12.6%	13.0%	10.7%

項目		H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度	R2 年度
固定資産税 ・都市計画税	調定	21,564,903	21,845,974	21,571,832	21,865,530	22,032,024
	督促	1,408,254	1,340,527	1,102,100	1,058,778	1,014,181
	割合	6.5%	6.1%	5.1%	4.8%	4.6%
軽自動車税	調定	612,437	638,050	664,681	689,821	713,284
	督促	87,281	86,665	75,552	72,445	59,107
	割合	14.3%	13.6%	11.4%	10.5%	8.3%
合計	調定	27,842,358	27,899,838	27,571,764	27,710,117	27,949,317
	督促	2,356,308	2,204,812	1,848,991	1,803,327	1,631,295
	割合	8.5%	7.9%	6.7%	6.5%	5.8%

注：上記計算の前提

督促金額 = 【督促状作成分の本税調定額 (C)】 × 【発送数 (B)】 / 【発行数 (A)】

督促状を作成した件数：発行数 (A)

督促状を実際に送付した件数：発送数 (B)

督促状を作成した分（督促状発送明細の発行数）に対する本税調定額の計 (C)

督促状発送明細の推移

単位：件

税目	区分	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度	R2 年度
市 県 民 税 (特徴)	作成分	4,715	5,089	5,074	6,012	5,619
	未発送分	1,428	1,427	1,434	1,327	885
	発送分	3,287	3,662	3,640	4,685	4,734
市 県 民 税 (普徴)	作成分	27,349	24,794	22,173	20,589	17,373
	未発送分	1,644	1,572	1,520	1,251	1,201
	発送分	25,705	23,222	20,653	19,338	16,172
法 人 市 民 税	作成分	619	565	564	616	521
	未発送分	98	105	116	117	102
	発送分	521	460	448	499	419
固 定 資 産 税	作成分	38,664	36,400	33,813	32,985	30,457
	未発送分	3,404	3,055	3,495	3,014	2,288
	発送分	35,260	33,345	30,318	29,971	28,169
軽 自 動 車 税	作成分	11,710	11,225	10,379	9,706	7,926
	未発送分	1,369	1,244	948	842	859
	発送分	10,341	9,981	9,431	8,864	7,067

税目	区分	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度	R2 年度
市税合計	作成分	83,057	78,073	72,003	69,908	61,896
	未発送分	7,943	7,403	7,513	6,551	5,335
	発送分	75,114	70,670	64,490	63,357	56,561

#### コメント

福井市での調定額に対する、督促金額自体は減少傾向となっている。また、督促状の発送明細の表のとおり、督促状の作成件数、発送分いずれも減少傾向となっている。これは、市・県民税における特別徴収分の増加や口座振替者数の増加などを背景とした収納率の向上（滞納者の減少）が主な要因と考えられる。しかしながら、件数自体はいまだかなりの発送件数が発生していることから、引き続き、期限内納付の推進をしっかりと実施していくことが重要であるとする。

#### (2) 督促状に係るコスト

督促にあたっては、地方税法第 330 条において、「市町村の徴税吏員は、督促状を発送した場合においては、当該市町村の条例の定めるところによって、手数料を徴収することができる。」とされている。福井市では、福井市市税賦課徴収条例第 10 条により督促状 1 通について、50 円の督促手数料を徴収しなければならないとされている。

項目	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度	R2 年度
督促手数料	5,203 千円	5,087 千円	4,920 千円	4,982 千円	4,283 千円
単価 ※ 1	50 円	50 円	50 円	50 円	50 円

※ 1：督促状 1 通あたり

#### 【意見】 納 6

督促手数料については、昭和 51 年に郵便料金値上げなどを根拠として、20 円から 50 円に引き上げがされている。その後、督促手数料についての見直しは実施されていない。現状の郵便料金を考えると、督促手数料 50 円は実費経費すら賄うことができていない状況である。

そのため、実費弁償的に、納税義務者に負担を求める趣旨であれば、督促手数料の値上げが必要になると考えるべきである。一方、督促手数料を徴収することで多大な事務負担が発生している場合には、督促手数料を 0 円にすることも考えられ、実際に督促手数料を徴収していない地方公共団体もある。

なお、近隣の中核市における督促手数料は、富山市 0 円、金沢市 0 円、甲府市 0 円、長野市 100 円、松本市 100 円、岐阜市 0 円、豊橋市 100 円、岡崎市 0 円、一宮市 0 円、豊田市 0 円、大津市 100 円となっている。



監査人としては、督促に係る追加的な事務負担をも考慮した督促手数料の水準とすべきと考えるが、福井市として、実費相当額とするために値上げを実施するか、事務負担を考慮しゼロとするか検討が必要である。現状の50円という水準は、現時点で特段の根拠があるとは言えない。

## 16. 催告

### (1) 概要

上記滞納整理事務における業務の一つである催告については、以下の種類がある。

<p>文書催告 (個別催告)</p>	<p>担当者の個別判断により送付を行う。</p> <p>ただし、各徴収担当者による催告書発行頻度のばらつきを防ぐため、個別催告は必要最小限にとどめ、滞納年度や滞納額などにより対象条件を絞りながら一斉に催告書を送付している。</p> <p>なお、以下のようなケースにおいては担当者の判断により個別催告を行うこととしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 差押実施予定の滞納者について、過去半年間に一度も催告書が送付されていない場合</li> <li>・ 過去の経緯などにより催告書を発送すれば自主納付が見込めると判断される場合</li> </ul>
<p>文書催告 (特別催告)</p>	<p>年1回。5月中に滞納者に対して送付する。</p>
<p>文書催告 (一斉催告)</p>	<p>通年。企画係が対象者を抽出し、原則納付書を同封した催告書を送付する。</p> <p>一斉催告の対象者は、比較的滞納期間が短く滞納額も少ない者で、一定期間以上納税相談がない滞納者を抽出対象としている。なお、抽出時点における、滞納者数や滞納額に応じて、柔軟に抽出条件を変更している。</p>
<p>電話催告</p>	<p>福井市が業務委託契約を結んでいるコールセンターが毎月架電し、納付を促す。対象者は企画係が選定し、滞納管理システムの「担当2」に「コールセンター」と表示される。</p> <p>電話催告の対象者は、以下の通りである。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 督促状を発送し、10日を経過しても納付がない者</li> <li>② 一斉催告の対象者や納税相談がある者などは、対象者から除外している</li> </ol>

注：債権管理マニュアルでは、自宅への訪問催告も催告の種類としてはある。しかし、納税課では、滞納者の自宅等への臨戸訪問については、生活状況、居住実態の確認や居宅、自動車等の財産の調査を主たる目的として実施するケースもあるが、大部分の納税者が期限内

に金融機関やコンビニエンスストアなどに自ら足を運んで納付していることと比較し、一部の滞納者の自宅等へ出向いていくことは納税の公平性を欠くこととなると考えている。また、民法第 484 条の「持参債務」の観点からも訪問による催告や徴収（いわゆる集金）は原則的に差し控えている。

## （２）電話催告の業務委託

電話催告であるコールセンター業務については、平成 28 年度から平成 29 年度はエヌ・ティ・ティマーケティングアクト北陸支店に、平成 30 年度から令和 2 年度は HARVEY 株式会社に業務委託を行っている。

業務委託契約に基づく業務の目的は、普通徴収の市・県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税及び後期高齢者医療保険料の収納率向上及び累積滞納を防止するため、督促状発送後、期限が過ぎても納付が確認できない者に対し、電話での納付勧奨及び口座振替利用勧奨を行うこととなっている。

そのうえで、業務内容としては、①架電対象者の電話番号調査、②電話番号が判明した対象者への市税等納付勧奨業務、③上記②の業務に係る内容の記録、日次報告・月次報告の作成及び報告、④業務マニュアル、トークスクリプト及び FAQ の作成、⑤業務従事者への教育訓練、研修の実施、⑥その他発注者が必要と認める業務となっている。

当該業務委託による実施結果については、以下の通りである。

単位：件

項目	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度	R2 年度	
コール対象件数 A	11,998	13,667	11,371	12,417	13,110	
電話番号調査件数 B	4,509	5,385	4,574	4,383	8,764	
電話番号判明数 C	1,593	1,717	746	955	712	
判明割合 C/B	35.3%	31.9%	16.3%	21.8%	8.1%	
架電数 D	4,958	5,267	5,393	5,029	4,061	
架電結果	納付済み E	265	225	294	191	145
	割合 E/D	5.3%	4.3%	5.5%	3.8%	3.6%
	納付承諾 F	1,528	1,728	1,070	1,204	658
	割合 F/D	30.8%	32.8%	19.8%	23.9%	16.2%
	伝言等 G	699	904	1,042	740	680
	割合 G/D	14.1%	17.2%	19.3%	14.7%	16.7%
	不在等 H	2,466	2,410	2,987	2,894	2,578
	割合 H/D	49.7%	45.8%	55.4%	57.5%	63.5%

また、令和2年度における滞納者件数、電話番号調査件数、架電件数は以下の通りとなっている。

単位：件

項目	見込 A	実績 B	差異 C=A-B	C/A
滞納者件数	14,300	13,110	1,190	8.3%
電話番号調査件数	10,900	8,764	2,136	19.5%
架電件数	9,800	4,061	5,739	58.5%

**【意見】納7**

コールセンター業務について、業務委託契約に基づく見込件数と実績とに大きな乖離が生じている。また、架電結果についても、納付済み、納付承諾の割合が減少傾向にある。業務委託契約による効率性の観点からは、事務負担の軽減などで効率的になっている面はあると考えられるが、業務委託による効果としての有効性に疑義がある実績となっている。

また、現在の電話番号調査についても、ハローページのデータ版での調査となっており、固定電話を持たない家庭世帯が増加している中では、当該調査の有効性は低下していると判断できる。事実として、電話番号判明割合の比率は年々減少傾向にある。

業務委託契約にあたっては、業務委託による事務コストの削減だけでなく、成果を分析評価し、その後の対策を求めていくことが必要である。また、SNSなどの普及による電話という連絡手段の役割の変化により、コールセンター業務が現在の社会環境になじまないものになりつつあると考えられる。

業務委託の廃止を含め、業務委託契約を再検討すべきであるというのが監査人の意見である。

**【意見】納8**

コールセンター業務の外部委託について、平成24年度から実施されているが、書類の保存期限が5年のため、導入時の検討資料は保管されていない。そのため、当該委託がどのような成果を求めて開始されたのか、職員の事務コスト縮減が図られたのかなどについての根拠が不明である。このような長期間にわたり継続して行われる委託業務については、当初の検討資料は保管すべきであるというのが監査人の意見である。

**17. 分納**

**(1) 概要**

福井市では、病気や事業不振などにより、市税を納めることが困難になったときは、分割による納付の相談も受けている。当該分納の区分及び取り扱いとしては、以下の通りとなっている。

区分	内容	取扱	備考
制度に基づく分納	徴収猶予の許可、または換価の猶予決定（許可）において決められた分納計画に基づくもの	・履行監視	・法令に定められた制度により認められているもの。 ・換価猶予（申請、職権）、徴収猶予。
裁量に基づく分納	・現年度分の分納で、年度内に完納するもの ・滞納繰越分の分納で、一年以内に完納するもの（新規滞納を生じさせない場合に限る）	・履行監視 ・本人の信用に影響する調査や差押えは行わない。 ・差押え財産の換価を保留する。	・収支状況や財産状況などから一括では納付できないと認められる場合。 ・本人からの申し出のすべてを猶予制度で対応することは事実上困難であるため、法令の定めはないが分納を認めている。 ・時効を中断させる場合は、分納誓約書の提出を求めており、それ以外の場合は、誓約書なしで、履行監視のみでのフォローとなる（担当者判断）。
少額分納	上記以外のもの	・並行して調査を行う。 ・調査により分納額以上の資力があると判断した場合は差押えを行う。	・分納計画として認めているわけではなく、本人の納付機会を奪うことがないように申出額の納付書の発行を行っている。

市の債権のうち、市税及び強制徴収公債権以外のものの分納については、福井市債権管理条例第12条に規定されており、次のいずれかに該当する場合には、その履行期限を延長する特約または処分をすることができるものとされている。

- ① 債務者が無資力又はこれに近い状態にあるとき。
- ② 債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、その現に有する資産の状況により、履行期限を延長することが徴収上有利であると認められるとき。
- ③ 債務者について災害、盗難その他の事故が生じたことにより、債務者が当該債務の全部

を一時に履行することが困難であるため、履行期限を延長することがやむを得ないと認められるとき。

- ④ 損害賠償金又は不当利得による返還金に係るその他の債権について、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、弁済につき特に誠意を有すると認められるとき。
- ⑤ 貸付金に係るその他の債権について、債務者が当該貸付金の使途に従って第三者に貸付を行った場合において、当該第三者に対する貸付金に関し、①から③までのいずれかに該当する理由があることその他特別の事情により、当該第三者に対する貸付金の回収が著しく困難であるため、当該債務者がその債務の全部を一時に履行することが困難であるとき。

## (2) 分納の利用状況

過去5年間における分納の利用状況については、以下の通りである。

年度	区分	分納者	分納誓約あり	分納誓約なし
平成28年度	人数 ※1	6,367人	1,068人	5,299人
	滞納額 ※2	3,982,193千円	748,136千円	3,234,058千円
平成29年度	人数 ※1	6,520人	808人	5,712人
	滞納額 ※2	4,306,153千円	665,267千円	3,640,886千円
平成30年度	人数 ※1	5,543人	548人	4,995人
	滞納額 ※2	3,665,279千円	530,038千円	3,135,241千円
令和元年度	人数 ※1	4,560人	478人	4,082人
	滞納額 ※2	3,206,343千円	485,996千円	2,720,347千円
令和2年度	人数 ※1	3,594人	239人	3,355人
	滞納額 ※2	2,430,812千円	247,483千円	2,183,329千円

※1：人数は年度末時点

※2：滞納額は分納データ作成時点での本税と督促手数料と延滞金の合計額

### コメント

上記の実績の通り、分納については、利用実績が減少する結果となっている。これは、期限内に納付された納税者との公平性を図るため、分納の申し出があっても、財産や担税資力があると認められる場合には、分納不許可（＝一括納付）とする運用を徹底していることによる影響と判断される。

### 【意見】 納9

福井市では、分納について分納不許可を大原則として納税義務者と交渉している。その結果、分納の利用者数は減少傾向となっている。ただし、その中で、裁量に基づく分納に

については、一括納付できないと主張される納税義務者から全件ではないものの、納付能力調査票の資料の提出を求めるとともに、財産調査、無駄な支出がないかどうかを確認のうえ、分納を認める流れとなっている。その際には、国税徴収法等で生活費月額 10 万円を超える部分は差押え可能という判断基準に基づき、検討されている。

そのうえで、時効中断を行う場合には、分納誓約を行う一方、時効中断を行わない場合には、分納誓約を行わないこととしているが、当該判断は個々の納税課職員の判断に任されている状況である。また、分納誓約がある場合には、係長とのダブルチェックがされているが、分納誓約がない場合には、当該ダブルチェックは実施されない。そのため、客観的に、各納税義務者に対して、同じ判断が実施されているのかが不透明な状況であり、公平性が保たれているかどうか不透明な状況である。

事務負担が増加する点はあるものの、公平な判断が実施されているかという視点の確認からも、分納の実施にあたっては、上席者等によるダブルチェックが網羅的に実施されることが望ましい。

### (3) 制度に基づく分納の利用状況

制度に基づく分納についての利用状況については、以下の状況となっている。令和元年度、令和 2 年度については、新型コロナによる影響により制度に基づく分納の件数は増加傾向となっているが、いずれも、制度に基づく分納の利用状況は低い状況といえる。

単位：件

項目	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度	R2 年度
徴収猶予	1	0	2	0	0
換価猶予（申請）	0	0	4	2	13
換価猶予（職権）	41	11	4	23	18
合計	42	11	10	25	31

## 18. 差押他

### (1) 概要

自主納付で完納が見込めない滞納者については、速やかに、財産調査・差押えを行うこととなる。差押えについては、優先順位の高いものから、すなわち、預金や生命保険など、換価が容易なものから順番に差し押さえることとなる。

財産調査の方法としては、本人から聴取した内容、過去の調査履歴、e-Nais に登録されている情報等を確認のうえ、随時調査、定例預金調査、滞納者実態調査、所得税還付金の調査・差押え（12 月～3 月）、勤務先照会（不定期）を実施する。また、他の市町村に異動された納税義務者についても、他の市町村に対して、勤務先、資産の状況、居所などを照会し、継続して調査を実施している。

過去 5 年間における債権差押、公売、配当金の実績並びに差押、執行停止、交付要求実績

は以下の通りとなっている。

財産差押えについては、メインバンクの把握が重要となるため、①福井銀行、北陸銀行、ゆうちょ銀行、福邦銀行、福井信用金庫への預金調査（ただし、ネット銀行の情報は吸い取られていない。また、仮想通貨は国側でも取り扱いが不明確のため、差押え対象とはならない。なお、ネット銀行については、定例調査の対象とはされていないが、給与等の振込先として口座があることが判明している場合は調査を実施している。）、②各口座から引き落としされている保険料を確認のうえ保険会社に生命保険調査、③給与口座が把握できない場合には確定申告情報等をもとにした、勤務先への連絡による口座情報調査、④その他聞き取りや照会により、携帯会社、家主等への確認のうえで、携帯電話引落口座、家賃引落口座の調査を行うという形をとっている。

また、配当要求については、個人も法人もそれぞれ、裁判所での競売事件は、該当市町村に裁判所から通知がくることとなっている。また、破産関係についても、破産開始決定があれば、市町村に連絡がくることとなっており、漏れはない。

しかしながら、他官公署等が差押えした場合は、当該差押えの事実を把握できないことが大半であるため、交付要求が漏れる可能性がある。他の執行機関等とは文書にて実態調査をしているため、お互いに滞納額があることを認識している場合は、声がけすることはあるが、制度として明文化されたものはない。なお、福井県地方税滞納整理機構に移管されても、県税事務所の情報が上乘せされることがあるが、それほど情報格差はない。

#### 債権差押（債権及び無体財産の取立分）の推移

単位：千円

税目	区分	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度
市税	本税	143,463	139,793	152,618	201,718	126,917
	督促・延滞	30,108	32,966	40,018	68,623	54,722
国保税	本税	84,055	86,098	97,771	120,721	84,890
	督促・延滞	15,184	15,604	22,394	34,403	38,644
合計		272,812	274,463	312,803	425,467	305,174
件数		1,608件	1,657件	1,959件	2,721件	1,883件

#### 公売（動産及び不動産等の売却）の推移

単位：千円

税目	区分	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度
市税	本税	20,400	13,501	9,612	16,285	15,459
	督促・延滞	2,279	1,028	1,746	5,226	4,140
国保税	本税	3,317	4,036	3,012	6,921	3,965
	督促・延滞	6	275	639	3,194	1,666
合計		26,003	18,841	15,010	31,627	25,232

配当金（交付要求又は参加差押えによる入金分）の推移

単位：千円

税目	区分	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度	R2 年度
市税	本税	543	1,458	476	1,528	422
	督促・延滞	156	345	76	263	694
国保税	本税	917	261	363	349	433
	督促・延滞	482	42	0	127	316
合計		2,099	2,108	917	2,269	1,866

また、差押えの他、執行停止、交付要求を実施した金額の過去5年間の実績は以下の通りとなっている。生活困窮や差押え可能な財産がない滞納者については、早めに執行停止の判断をすることで、滞納整理を進める運用としている。また、執行停止後は、それ以降に課税される税金の納付に注力できることから、期限内納付に移行しやすくなるというメリットがあることから、執行停止の金額が多くなっている。また、併せて、現年課税も強化していることから、滞納繰越額の発生を減らすという形での収納率向上を図る体制に移行しつつある状況である。

なお、下記、執行停止を行った場合でも、その後、引き続き財産調査や資力の調査を定期的実施し、納税資力があると判断される場合には、執行停止の解除を行っている。当該解除の件数、金額は以下の通りである。

差押、執行停止、交付要求実績の推移

単位：千円

種別	区分	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度	R2 年度
差押	件数	1,608 件	1,657 件	1,959 件	2,721 件	1,883 件
	金額	272,812	274,463	312,804	425,467	305,175
執行停止	本税	10,970 件	19,492 件	15,484 件	19,404 件	17,654 件
	金額	356,345	533,083	360,383	397,857	436,906
交付要求	件数	139 件	111 件	200 件	281 件	208 件
	金額	155,005	91,676	196,783	144,383	77,224

【意見】 納 10

債権差押えに関して、現状、仮想通貨については、差押え対象の資産とはなっていない。裁判例では、取引所に預けてある仮想通貨については差押えができるとする判決もある。仮想通貨も、現在も将来的にも債権価値のあるものであることから、差押えの対象として財産調査をしていくことが必要である。



## (2) 実施したサンプルテストとその結果

### ① 債権差押、公売、配当金のサンプルテスト

令和 2 年度における債権差押、公売、配当金の内容を確認するため、令和 2 年度の債権差押、公売、配当金の中から任意に抽出したサンプルにより、これまでの交渉議事録である記事の確認とともに、財産調査の結果に基づく差押調書等を確認し、適時に、また法律に基づいて、差押えや公売、配当などの業務が遂行されているかについて確認を実施した。

#### 【結果】

監査上問題となる事項は検出されなかった。

### ② 差押、執行停止のサンプルテスト

令和 2 年度における差押、執行停止の内容を確認するため、令和 2 年度の差押、執行停止の中から任意に抽出したサンプルにより、記事の確認とともに、差押調書、執行停止伺書を確認し、法令にのっとり、差押や執行停止が実行されているかについて確認を実施した。

#### 【結果】

以下の意見に記載した事項を除き、監査上問題となる事項は検出されなかった。

#### 【意見】 納 11

不動産公売のための見積価額査定調書について、職員による評価が困難な場合は、不動産鑑定士に評価を依頼し、見積価額を算出しているが、評価に係る費用は滞納者の負担になることや外部研修や日々の研鑽により職員の評価手法がある程度確立されたことから、令和 2 年度については鑑定士に評価を依頼した実績はなかった。

しかしながら、評価をすべて実施してもらうと費用も高額になることから、例えば、専門家からみた場合における意見を付与してもらうことも検討に値すると考える。これは、納税者にとっても、売却価格の妥当性に納得感を与えることができ、また、市としても、見積価格の妥当性により客観性を持たせることが可能であると考えられるためである。

#### 【意見】 納 12

国税徴収法 79 条第 2 項 3 号の規定、すなわち、「差押財産について、三回公売に付しても入札又は競り売りに係る買受けの申込み（以下「入札等」という。）がなかつた場合において、その差押財産の形状、用途、法令による利用の規制その他の事情を考慮して、更に公売に付しても買受人がないと認められ、かつ、随意契約による売却の見込みがないと認められるとき。」に該当すると、差押を解除することができる」と規定されている。

また、国税徴収法基本通達第 107 条関係の 1-2 見積価額の変更において、「法第 107 条第 2 項の「見積価額の変更」は、直前の見積価額の決定時点から公売財産の価格を形成

する要因に変化があると認められる場合、新たな要因が事後に判明した場合等、その直前の見積価額により公売することが適当でない認められる場合に行うものとする。

なお、公売に付しても入札者等がない事実は、その公売財産の市場性が劣ることを示す合理的な理由の一つであることから、再公売を行う場合には、公売に対しても入札者等がなかったことによる市場性減価を直前の基準価額から適切に減価して見積価額を変更するものとする。この場合の市場性減価は、直前の基準価額のおおむね 30%程度の範囲内とする。」とされていることを受け、市では、再公売においては、直前の基準価額のおおむね 30%程度の範囲内での市場性減価をすることができることになっている。

上記のいずれの内容についても、サンプルで抽出した資料を確認したところ、差押財産の現金化、回収に向けた動きが、3回公売に付しても入札がなかった場合は差押解除を行う、再公売を行う場合は、30%の減額を行うなど、形式的な形での対応を図っているように見受けられる状況であった。実務的には、随意契約の可否も含めた検討も実施されているとのことではあるが、当該動きを客観的に確認できる状況ではなかった。

そのため、事務処理の効率性の観点からは、形式的な判定を用いることも必要であるが、納税額の回収を図る面では、差押財産を解除することや、回収金額を少なくする方向での動きに対しては、慎重に対応を行う必要があるとともに、当該判断過程についても、客観的に確認できる形で保存しておくことが重要であると考え。

#### 【意見】 納 13

執行停止について、サンプルにて執行停止のための手続きが法律に従って処理されているかどうかについて確認したところ、国外転出者に対する執行停止が行われていた。国外転出者については、換価価値のある財産が発見できれば滞納処分を執行するものの、財産が発見できない場合は執行停止とする運用となっている。

グローバル化に伴い市内で暮らす外国人は今後ますます増加することが予想され、外国人などの滞在時から徴収強化を徹底することが必要となる。そのため、外国人労働者に対する特別徴収の徹底、外国語のパンフレット等による納税理解のさらなる推進などの対策を講じていくことが必要である。

#### 【意見】 納 14

執行停止については、福井市としても重要な処分として認識しているものである。しかしながら、福井市財政部税務事務所が作成している市税概要の資料には、当該執行停止の金額及び推移については記載がされていない。市税収入の約 1%が執行停止の形で滞納整理を進めているという事実について市民にも公表すべき重要な情報である。

## 19. 不納欠損額

### (1) 概要

滞納分の徴収金が徴収できなくなったとして、その調定の金額を消滅させることを不納欠損といい、地方税法で定められている不納欠損の条件としては以下の通りとなっている。

#### ① 滞納処分の停止（地方税法 15 条の 7 第 4 項）

滞納者に、次のいずれかに該当する事実があると認めるときは、滞納処分の執行を停止することができるとしており、この執行の停止が 3 年間継続したときに、納付・納税義務が消滅することとなる。

- i) 滞納処分をすることができる財産がないとき。
- ii) 滞納処分をすることによってその生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき。
- iii) その所在及び滞納処分をすることができる財産がともに不明であるとき。

#### ② 執行停止後即欠損（地方税法 15 条の 7 第 5 項）

滞納処分の執行を停止した場合に、徴収金を徴収することができないことが明らかであるときに、納付・納税義務を消滅させることができるとされている。

#### ③ 消滅時効（地方税法 18 条）

地方税の徴収権は、原則、法定納期限の翌日から起算して 5 年間行使しなければ時効によって消滅する。ただし、時効の更新がされている場合は、徴収権が継続し、その中断からさらに 5 年間徴収権を行使することができる。

なお、福井市としては、督促、交付要求、差押え、債務承認（猶予申請、分納誓約、一部納付）などにより時効の更新を図るように対応に努めている。

### (2) 不納欠損額の推移

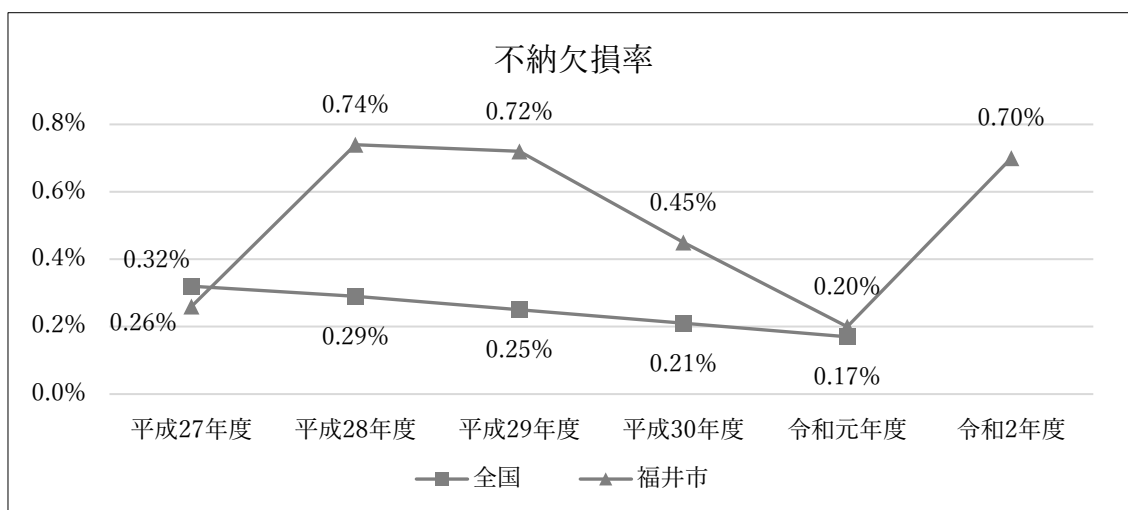
不納欠損額の過去 5 年間の推移は以下の通りとなっている。

単位：件、円

税目	年度	H27 年度		H28 年度		H29 年度	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額
市民税		1,049	51,051,569	1,416	64,367,360	1,304	61,760,544
	個人	940	43,081,503	1,327	57,652,890	1,202	53,985,366
	法人	109	7,970,066	89	6,714,470	102	7,775,178
固定資産税		826	54,087,614	946	219,691,099	1,010	213,357,971
軽自動車税		621	3,311,950	679	3,998,950	658	3,883,167
特別土地保有税		0	0	0	0	0	0
都市計画税		826	9,595,282	946	38,902,112	1,010	37,603,040
合計		3,322	118,046,415	3,987	326,959,521	3,982	316,604,722

税目	年度	H30 年度		R 元年度		R 2 年度	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額
市民税		1,075	55,844,835	1,000	45,981,630	1,007	51,612,843
	個人	971	48,060,407	928	40,692,611	947	47,988,958
	法人	104	7,784,428	72	5,289,019	60	3,623,885
固定資産税		982	123,592,494	496	36,956,302	663	58,219,082
軽自動車税		637	3,489,565	492	2,846,629	524	3,696,071
特別土地保有税		0	0	0	0	0	0
都市計画税		982	21,773,676	496	6,502,662	663	10,241,754
合計		3,676	204,700,570	2,484	92,287,223	2,857	123,769,750

また、不納欠損率については、以下の通りとなっている。



単位：千円

項目	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度	R2 年度
市税収入	44,104,199	43,834,661	43,851,954	44,670,511	45,284,461	44,480,240
不納欠損率 ※ 1	0.26%	0.74%	0.72%	0.45%	0.20%	0.70%
全国 ※ 2	0.32%	0.29%	0.25%	0.21%	0.17%	—

※ 1：不納欠損処理額÷市税収入

※ 2：総務省の「地方税収等の状況」地方税の徴収等の地方税の不納欠損処理額

コメント

平成 28 年度から平成 30 年度において不納欠損額が多額となっているのは、法人の倒産等によって徴収困難となっている高額滞納案件について集中的に執行停止を行い、地方税

法第15条の7第5項の規定に基づく即時欠損としたことによるものである。当該期間の経過後は、滞納整理の進捗に伴い、執行停止額が減り、不納欠損額も減少している。

**【意見】 納15**

収納率の向上は図られている一方で、不納欠損率が全国と比較しても高い水準にあることがうかがえる。これは、回収可能な債権に注力し、収納率の向上を図っているという一面も推測される。不納欠損処理については、「(1) 概要」で記載の通り、地方税法で定められている不納欠損の条件を満たしたものを処理しているだけであり、問題はない。しかし、事務処理の形骸化が生じないように、滞納処分等の執行停止などの処分については、今後も慎重に進めていくことが必要である。

**(3) 債権放棄**

市税については、時効の援用は不要であることから、消滅時効の完成をもって法的に債権は消滅することとなる。一方で、私債権については、不納欠損の処理をしたとしても、会計的には消滅しているが、法的には債権は残ることとなる。法的に債権を消滅させるためには、債権放棄の手続きを経ることが必要となる。債権放棄については、福井市債権管理条例第14条において、以下の通り規定されている。

「1 市長等は、その他の債権について、次の各号のいずれかに該当するときは、当該その他の債権及びこれに係る損害賠償金等を放棄することができる。

- ① 時効の援用を要するその他の債権で、消滅時効に係る時効期間が満了したとき。
- ② 債務者が死亡し、その債務について限定承認があった場合において、その相続財産の価額が強制執行をした場合の費用並びに他の優先して弁済を受ける債権及び市以外の者の権利の金額の合計額を超えないと見込まれるとき。
- ③ 破産法（平成16年法律第75号）第253条第1項、会社更生法（平成14年法律第154号）第204条第1項その他の法令の規定により債務者が当該債権につきその責任を免れたとき。
- ④ 当該債権の存在につき法律上の争いがある場合において、市長等が勝訴の見込みがないものと判断したとき。

2 市長は、前項の規定によりその他の債権及びこれに係る損害賠償金等を放棄したときは、これを議会に報告しなければならない。」

上記第2項の規定に従い、例年9月に行われる福井市議会の定例会において債権放棄をした債権について報告が実施されている。

なお、不納欠損処理したものが、網羅的に債権放棄されているかどうかという視点については、納税課だけでなく、他の所管課において管理している債権があるため、市全体を総括して確認することはできない状況となっている。

債権の名称	放棄した債権の金額	放棄した日	放棄した理由	債権の判別	
市営住宅家賃	591,840 円	令和 2 年 3 月 31 日	条例 14 条第 1 項第 1 号(時効期間の満了)	私債権	
市営住宅退去修繕費	332,660 円		条例 14 条第 1 項第 1 号(時効期間の満了)	私債権	
学校給食費	200,139 円		条例 14 条第 1 項第 1 号(時効期間の満了)	私債権	
簡易水道料金	106,293 円		条例 14 条第 1 項第 1 号(時効期間の満了)	私債権	
ガス料金	14,236,894 円		条例 14 条第 1 項第 1 号(時効期間の満了)	私債権	
	107,035 円		条例 14 条第 1 項第 3 号(破産等による免責)	私債権	
ガス器具販・修繕収益	182,095 円		条例 14 条第 1 項第 1 号(時効期間の満了)	私債権	
水道料金	5,627,578 円		条例 14 条第 1 項第 1 号(時効期間の満了)	私債権	
	30,920 円		条例 14 条第 1 項第 3 号(破産等による免責)	私債権	
汚水ます設置費用	177,183 円		条例 14 条第 1 項第 1 号(時効期間の満了)	私債権	
生活保護費返還金	22,215 円		条例 14 条第 1 項第 3 号(破産等による免責)	公債権	
生活保護費戻入金	203,737 円		条例 14 条第 1 項第 3 号(破産等による免責)	公債権	
合計	21,818,589 円				

## 20. 福井県地方税滞納整理機構

福井県と県下 17 市町は、共同して地方税の徴収体制を強化することを目的として、平成 21 年 3 月 18 日に法令に基づかない任意の組織である福井県地方税滞納整理機構を設立し、平成 21 年 4 月 1 日から業務が開始されている。平成 21 年度は福井県と福井市など 8 市町、平成 22 年度は福井県と敦賀市など 9 市町が共同徴収チームを構成し、徴収困難な案件の滞納整理を行っている。平成 23 年度からは、福井県と全市町による共同徴収を開始するとともに、時間を要する案件には年度をまたいで取り組めるようにするなど、徴収体制の一層の強化を図っている。現在、福井市からは、2 名が兼任職員（原則、1 年以上納税事務経験のある徴税史員）として配置されている。

福井県地方税滞納整理機構が処理する案件の選定は、原則として、次に掲げる基準に該当するもののうちから、福井県と各市町との協議の上決定されることとされている。

- ① 滞納総額が、市にあっては 20 万円以上、町にあっては 10 万円以上の案件で、原則として個人住民税の滞納があるもの
- ② 市町単独では徴収が困難な案件

また、福井県地方税滞納整理機構から返却する案件の選定基準は、原則として、滞納繰越本税完納となった案件とされているが、各市町が継続を希望する案件については、福井県と市町との協議の上継続することができるとされている。なお、引受けから 5 年を経過したものは、処理状況にかかわらず返却するものとされている。

なお、年に一度、福井県の主導により個人市・県民税にかかる滞納者のうち福井市が希望する者について、県・市の連名にて文書催告を行っている。

過去 5 年間における、福井県地方税滞納整理機構への移管状況は、以下の通りとなっている。福井県地方税滞納整理機構の利用状況について、ここ 2 年間は、新規移管額と比較して、引受終了分滞納税額が減少傾向となっていることから、当該機構の利用に伴う効果は一定程度あると判断される。

単位：千円

項目	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度	R2 年度
移管件数	204 件	210 件	209 件	210 件	228 件
滞納税額	470,691	494,904	406,070	393,871	399,745
内、新規分滞納税額	107,282	200,207	186,946	195,807	109,229
収入済額	94,580	110,314	127,276	126,291	108,550
収入未済額	376,111	384,590	278,794	267,580	291,195
引受終了分滞納税額	103,774	173,043	101,082	27,957	43,857

福井県地方税滞納整理機構による共同徴収を除いて、他の徴税機関と連携した徴収は行われていない。また、福井県地方税滞納整理機構で徴収した税については、原則として法定納期限の古いものから順に充当することとしており、会計上の収入処理は県、市それぞれの

ルールにより行われている。

## 2 1. 還付

### (1) 概要

納税課の業務には収納、滞納金の回収業務だけでなく、重複納付や税額更正などの理由により納付額が調定額を超過した場合には、当該超過した金額（以下、過誤納金という）を、納期限が到来している未納の市税債務に充当するもしくは、納税者に還付を行う業務も含まれる。なお、納期限を過ぎて未納となっている市税や未納の延滞金がある場合には、まず、そちらへ充当し、残余额が生じるときに還付することとなる。

市税が還付される主な理由としては、以下のようなものが考えられる。

#### ① 個人市・県民税

##### i) 税額の減額による場合

所得税の確定申告（更正の請求などを含む）や個人市・県民税の申告書を提出したことによって、個人市・県民税の税額が減額となり、納め過ぎが生じた場合、所得税の減額更正に伴い個人市・県民税の減額があった場合、更正の請求をしたことによる減額があった場合などに、還付または充当することとなる。

##### ii) 個人市・県民税（公的年金からの特別徴収分）の仮徴収分の還付

4月、6月、8月に支払われる公的年金等から、特別徴収の方法により徴収される個人市・県民税の税額は、前年度分の公的年金等に係る所得に係る税額の6分の1の額である（仮徴収）。仮徴収の対象者は、前年度から特別徴収の対象となっている人であり、通常、6月に、前年の所得に基づいた個人市・県民税の税額が決定するため、仮徴収された金額が決定した税額より多かった場合、その差額を還付または充当することとなる。

##### iii) 配当割額の還付

配当割額が特別徴収された配当所得について、所得税の確定申告や個人市・県民税の申告があった場合に、個人市・県民税の所得割額から配当割額を控除する。配当割額が所得割額から控除しきれない場合は、均等割額に充当し、残余额が生じるときは還付または充当することとなる。

##### iv) 株式等譲渡所得割額の還付

特定口座（源泉徴収口座）で株式等譲渡所得割額が特別徴収された株式譲渡所得等について、所得税の確定申告や市民税・県民税の申告があった場合に、個人市・県民税の所得割から株式等譲渡所得割額を控除する。株式等譲渡所得割額が所得割額から控除しきれない場合は、均等割額に充当し、残余额が生じるときは還付または充当することとなる。

#### ② 固定資産税・都市計画税

##### i) 税額の減額によるもの

固定資産の価格修正などに伴い、固定資産税・都市計画税の税額が減額となり、納め過ぎが生じた場合、還付または充当することとなる。



### ③ 軽自動車税

#### i) 税額の減額によるもの

過去に行った軽自動車などの登録抹消が、後日になって分かったときに、登録抹消日に応じて、軽自動車税の税額が減額となり、納め過ぎが生じた場合、還付または充当することとなる。

### ④ 法人市民税

#### i) 中間納付額の還付

既に納付した法人市民税の中間納付額が、確定申告により計算された事業年度の合計税額より多かった場合、更正の請求をしたことにより納付額が還付される場合などに、その差額を還付または充当することとなる。

### ⑤ その他

#### i) 納付額または納入額の誤りによるもの

同じ納期に係る税額を二重に納めた場合や本来納める額よりも多く納めた場合などで、納め過ぎが生じた場合、還付または充当することとなる。

## (2) 還付加算金

上記①から⑤により過誤納金が発生し、これを還付又は充当する場合には、過誤納金が発生した理由により、起算日から支出を決定または充当した日までの期間に応じて、過誤納金に加算して、還付加算金が計算、支払いされる。

### ① 還付加算金の計算式

還付加算金＝過誤納金×計算期間の日数×還付加算金の割合÷365

### ② 還付加算金の起算日

還付加算金の起算日は、過誤納金の生じた理由によって異なり、以下の通りとなっている。

#### i) 更正、決定、賦課決定による還付（地方税法第17条の4第1項第1号）

納付納入の翌日

#### ii) 更正の請求に基づく更正による還付（地方税法第17条の4第1項第2号）

更正の請求があった日の翌日から3か月後と更正があった日の翌日から1か月後のいずれか早い日

#### iii) 所得税の更正による還付（地方税法第17条の4第1項第3号）

所得税の更正の通知がなされた日の翌日から1か月後

#### iv) 誤納による還付（地方税法第17条の4第1項第4号）

納付納入日の翌日から1か月後

### ③ 還付加算金の割合

- ・平成27年中の割合 年1.8%
- ・平成28年中の割合 年1.8%
- ・平成29年中の割合 年1.7%
- ・平成30年中の割合 年1.6%

- ・平成31年(令和元年)中の割合 年1.6%
- ・令和2年中の割合 年1.6%
- ・令和3年中の割合 年1.0%

④ 還付加算金が加算されない場合

計算の基礎となる過誤納金が2,000円未満の場合、又は計算された還付加算金が1,000円未満の場合は、還付加算金が加算されない。

⑤ 端数金額の取扱い

計算の基礎となる過誤納金に1,000円未満の端数金額がある場合又は計算された還付加算金に100円未満の端数がある場合は、その端数金額を切り捨てる。

### (3) 還付の実績

過去5年間の還付の実績は、以下の通りである。なお、戻出還付とは、現年度の収納分から過誤納分を還付するものであり、戻出還付分は現年度の収入から差し引かれるものとなり、一方で、歳出還付は、過年度の収納分に対して、過年度の減額更正等により過誤納分を還付するもので、課税課の歳出予算(還付金)が原資となるものである。

【戻出還付】

単位：円

税目		H28年度	H29年度	H30年度
市・県民税	現年課税	54,078,905	48,431,291	54,448,303
	滞納繰越	932,300	354,450	983,532
法人市民税	現年課税	56,944,600	56,254,300	55,340,900
	滞納繰越	191,300	30,000	105,000
固定資産税	現年課税	17,958,900	16,683,604	26,109,576
	滞納繰越	676,650	945,949	1,652,087
軽自動車税	現年課税	640,900	550,150	560,217
	滞納繰越	18,593	31,200	46,000
市税督促手数料		9,850	7,600	9,250
市税延滞金		268,669	260,240	287,450
国民健康 保険税	現年課税	63,250,500	62,050,512	61,801,950
	滞納繰越	1,498,602	1,128,800	1,734,829
国保 督促手数料		12,350	10,350	11,300
国保 延滞金		109,200	172,000	144,250
合計		196,591,319	186,910,446	203,234,644

税目		R 元年度	R2 年度
市・県民税	現年課税	57,629,485	55,078,840
	滞納繰越	1,810,768	610,084
法人市民税	現年課税	57,551,300	54,969,100
	滞納繰越	0	159,450
固定資産税	現年課税	22,171,086	24,726,802
	滞納繰越	569,050	616,474
軽自動車税	現年課税	795,950	608,700
	滞納繰越	34,500	22,800
市税督促手数料		11,800	10,100
市税延滞金		358,513	1,190,683
国民健康 保険税	現年課税	60,003,821	73,383,740
	滞納繰越	1,936,066	1,366,463
国保 督促手数料		14,550	13,750
国保 延滞金		145,460	186,001
合計		203,032,349	212,942,987

【歳出還付】

単位：円

税目	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度	R2 年度
市税	161,652,668	143,478,914	151,283,021	163,513,289	183,854,575
国民健康保険税	18,650,622	22,246,600	21,687,800	20,778,545	28,284,900
合計	180,303,290	165,725,514	172,970,821	184,291,834	212,139,475

(4) 実施したサンプルテストとその結果

上記の取り扱いのもと、令和 2 年度の還付者一覧の資料よりサンプルにて抽出し、還付加算金の計算が、法令にのっとり、正確に計算されているかどうか確認を実施した。

【結果】

監査上問題となる事項は検出されなかった。

## 2.2. 納税証明

納税課における業務の一つである納税証明書交付業務に関して、現在、マイナンバー等を利用したコンビニでの交付対応は、住民票の写し、印鑑登録証明書、所得課税証明書、戸籍全部（個人）事項証明書、戸籍の附票の写しのみとなっており、納税証明書の交付は窓口でのみの交付対応となっている。なお、福井県内では鯖江市、越前市、池田町、南越前町、越前町において、納税証明書のコンビニ交付が利用可能であり、福井市、大野市、あわら市、坂井市、永平寺町、若狭町において、納税証明書のコンビニ交付が利用できない状況となっている。（「地方公共団体情報システム機構のコンビニエンスストア等における証明書等の自動交付（コンビニ交付）」の令和3年9月15日現在の情報に基づく）。

納税証明書の発行件数は、以下の通りである。

単位：枚、円

項目	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度
枚数	3,709	3,089	4,097	3,460	5,468
金額	1,112,700	926,700	1,229,100	1,038,000	1,640,400

注：福井市手数料徴収条例第2条により、300円/枚

### 【意見】納16

納税証明書について、現状、収納管理のシステムの都合上（収納消込に最大20日程度を要するため）、窓口のみでの交付となっている。

コンビニ交付など窓口以外での交付にはシステム改修に係る費用が掛かる一方で以下のようなメリットが考えられる。

- ・窓口以外での交付が受けられることによる住民サービスの向上。
- ・コンビニ等のキオスク端末で交付までの手続きすべてが実施されるので、窓口業務の負担減少。
- ・キオスク端末の管理は、コンビニが行うため、維持運用経費が発生しない。

費用対効果やマイナンバーカードの普及状況を注視しつつ、コンビニ交付など窓口以外での交付について対応を図ることが必要である。